

ミャンマー連邦共和国

ミャンマー連邦共和国  
民間保険分野に係る情報収集・確認調査  
ファイナル・レポート

平成 29 年 6 月  
(2017 年)

独立行政法人  
国際協力機構 (JICA)

S O M P O リスケアマネジメント株式会社

|        |
|--------|
| 東大     |
| JR     |
| 17-044 |

為替レート(2017年3月31日終値)

米ドル(USD) 1.00ドル = 日本円(JPY) 112.20円

米ドル(USD) 1.00ドル = ミャンマーチャット(kyat)(MMK) 1,362.0チャット

日本円(JPY) 100円 = ミャンマーチャット(kyat)(MMK) 1,216.9チャット

出典： みずほ銀行、Central Bank of Myanmar (<http://forex.cbm.gov.mm/index.php/fxrate>)



出典：Myanmar Information Management Unit、外務省「ミャンマー連邦共和国」

### 調査対象地域位置図



## 目次

調査対象地域位置図

|   | ページ       |
|---|-----------|
| 目次 .....                                | i         |
| 表目次 .....                               | ii        |
| 図目次 .....                               | iv        |
| 略語表 .....                               | v         |
| <br>                                    |           |
| <b>第1章 調査の概要 .....</b>                  | <b>1</b>  |
| 1.1. 調査の目的と背景 .....                     | 1         |
| 1.2. 調査方法 .....                         | 2         |
| <br>                                    |           |
| <b>第2章 ミャンマーの概要と民間保険市場をとりまく状況 .....</b> | <b>5</b>  |
| 2.1. ミャンマーの概要 .....                     | 5         |
| 2.2. 歴史概要 .....                         | 5         |
| 2.3. 地理や気候の状況（過去の災害発生状況） .....          | 6         |
| 2.4. 政治・経済状況 .....                      | 8         |
| 2.5. ASEAN 隣国との経済協力 .....               | 9         |
| 2.6. 日本政府の支援状況 .....                    | 10        |
| 2.7. ミャンマー保険市場の発展段階と特徴 .....            | 12        |
| <br>                                    |           |
| <b>第3章 ミャンマー民間保険市場の調査結果 .....</b>       | <b>14</b> |
| 3.1. 保険市場の概況 .....                      | 14        |
| 3.2. ミャンマー保険市場の歴史 .....                 | 15        |
| 3.3. 民間保険会社の現状 .....                    | 17        |
| 3.4. 保険の監督行政の現状 .....                   | 35        |
| 3.5. ミャンマーにおける民間保険市場発展の課題と方策 .....      | 51        |
| <br>                                    |           |
| <b>ANNEX .....</b>                      | <b>55</b> |
| ANNEX 1 ミャンマー連邦共和国の保険関係の歴史 .....        | 55        |
| ANNEX 2 保険業法・通知等の英文と仮和訳 .....           | 58        |
| ANNEX 3 外資保険会社の活動概要一覧 .....             | 108       |
| ANNEX 4 現地調査日程 .....                    | 109       |
| ANNEX 5 現地調査面談組織（役職・部門） .....           | 110       |
| ANNEX 6 調査団及び調査団協力者 .....               | 112       |

## 表目次

|   | ページ |
|---|-----|
| 表 1：調査の範囲.....                                    | 2   |
| 表 2：調査対象の民間保険会社と保険関係の関連機関.....                    | 3   |
| 表 3：民間保険会社の調査項目.....                              | 3   |
| 表 4：保険の監督行政機関や関連団体.....                           | 4   |
| 表 5：監督行政の調査項目.....                                | 4   |
| 表 6：東アジア諸国の名目 GDP 比較表（2014）.....                  | 8   |
| 表 7：他の地域経済統合体との比較（2014 年）.....                    | 10  |
| 表 8：対ミャンマー経済協力実績.....                             | 11  |
| 表 9：保険普及率（GDP に対する割合）に関する近隣諸国との比較、2015 年.....     | 12  |
| 表 10：2010 年のミャンマー連邦共和国の生命保険及び損害保険の市場規模.....       | 13  |
| 表 11：損害保険の市場規模の推移（2010 年から 2014 年）.....           | 13  |
| 表 12：ミャンマーの保険業に関連する歴史.....                        | 15  |
| 表 13：ミャンマー国内の保険会社と出資組織等.....                      | 17  |
| 表 14：ミャンマー国内の保険会社の提携金融機関・資本金・従業員数.....            | 17  |
| 表 15：民間保険会社が販売する保険商品一覧.....                       | 19  |
| 表 16：ミャンマ保険公社が販売する保険商品一覧.....                     | 19  |
| 表 17：国内保険会社（上位 7 社）の推定収入保険料.....                  | 20  |
| 表 18：国内保険会社（上位 7 社）の各種目の推定割合.....                 | 21  |
| 表 19：民間保険会社の資産額（2016 年 3 月末）.....                 | 21  |
| 表 20：民間保険会社の損害率の状況（2016 年 3 月末）.....              | 21  |
| 表 21：3 社の民間保険会社の資産構成（単位:KYAT）.....                | 22  |
| 表 22：ミャンマー保険会社の情報開示状況.....                        | 23  |
| 表 23：ミャンマー保険会社の本店及び支店数一覧.....                     | 23  |
| 表 24：国内保険会社の主な販売網一覧.....                          | 27  |
| 表 25：共同保険の分担事例.....                               | 28  |
| 表 26：外資駐在員事務所の進出状況（2017 年 3 月 23 日現在事務所登録状況）..... | 31  |
| 表 27：経済特区における外資営業免許認可基準の緩和状況（市場開放状況）.....         | 32  |
| 表 28：ミャンマー連邦共和国の経済特区.....                         | 32  |
| 表 29：ティラワ経済特区の営業認可の外資保険会社（2015 年営業認可）.....        | 33  |
| 表 30：外資開放による国内民間保険会社や国内経済への効果.....                | 34  |
| 表 31：保険業法及び規則の目的または概要.....                        | 36  |
| 表 32：民間保険会社の資本規制等の対応状況.....                       | 37  |
| 表 33：IBRB（保険事業規制理事会）の現在の委員構成（2017 年 3 月）.....     | 42  |
| 表 34：金融規制局の体制.....                                | 43  |
| 表 35：金融規制局の保険事業の規制・監督業務項目.....                    | 43  |

|  |    |
|--|----|
| 表 36 : 世界銀行の支援予定額.....                           | 45 |
| 表 37 : 世界銀行が計画・財務省金融規制局に支援する達成目標と単年の支援額 .....    | 46 |
| 表 38 : ミャンマ保険公社の資本金、資産、本店・支店数、従業員数・代理店数 .....    | 48 |
| 表 39 : マイクロファイナンスの営業認可状況（2016年10月） .....         | 49 |
| 表 40 : ミャンマーにおける民間保険市場の現状と課題及び有効なアプローチと支援分野..... | 51 |

## 図目次

|  | ページ |
|--|-----|
| 図 1：洪水/サイクロンによる被害地域(2008-2015) .....   | 7   |
| 図 2：ミャンマーの地域区分とリスクマップ .....  | 7   |
| 図 3：ミャンマーの成人所得の分配図 .....   | 9   |
| 図 4：GRAND GUARDIAN INSURANCE のリスク管理体制図(1) .....                                | 24  |
| 図 5：GRAND GUARDIAN INSURANCE のリスク管理体制図(2) .....                                | 24  |
| 図 6：AYA MYANMAR INSURANCE の組織体制 .....  | 25  |
| 図 7：GLOBAL WORLD INSURANCE の組織図及び同社内の掲示版 .....                                 | 26  |
| 図 8：GRAND GUARDIAN INSURANCE の受付、窓口と本社ビル .....                                 | 27  |
| 図 9：ミャンマー商工会議所連合会が所在する建物（調査団撮影） .....  | 28  |
| 図 10：ミャンマー商工会議所連合会の組織図 .....   | 29  |
| 図 11：外国保険会社の代表事務所（FRO）が作成した保険の意義を記載した普及案内チラシ .....                             | 30  |
| 図 12：ティラワ経済特区の工業団地 .....   | 32  |
| 図 13：経済特区外に進出する顧客の保険手配（外資保険会社に手配する場合の保険スキーム） .....                             | 33  |
| 図 14：経済特区内に進出する顧客の保険手配（外資保険会社に手配する場合の保険スキーム） .....                             | 34  |
| 図 15：保険業法及び施行規則の製本冊子 .....   | 36  |
| 図 16：保険事業規制理事会（IBRB）の保険商品認可議論の様子（計画・財務省内） .....                                | 38  |
| 図 17：計画・財務省の建物（計画・財務省大臣室や IBRB の会議実施建物） .....                                  | 39  |
| 図 18：CITIZEN BUSINESS INSURANCE 内の研修（左）、AYA MYANMAR INSURANCE 内事務所（右） .....    | 40  |
| 図 19：AUNG MYINT MOE MIN INSURANCE の社有車（左）、GLOBAL WORLD INSURANCE 内事務所（右） ..... | 40  |
| 図 20：保険事業の規制及び監督体制 .....   | 42  |
| 図 21：金融規制局内（保険監督部門）の事務所内様子 .....   | 44  |
| 図 22：計画・財務省の金融規制局の事務所施設 .....  | 44  |
| 図 23：東南アジア災害リスク保険ファシリティの保険スキーム構造（国レベルの保険スキーム） .....                            | 47  |
| 図 24：ミャンマ保険公社の収入保険料（単位：KYAT）等の推移（2013 年度～2016 年度） .....                        | 47  |
| 図 25：ミャンマ保険公社の組織体制図 .....  | 48  |
| 図 26：マイクロファイナンス機関と行政機関 .....   | 49  |
| 図 27：MJI ENTERPRISE 社本社（左）、AEON MICROFINANCE (MYANMAR) COMPANY LTD 社融資窓口 ..... | 50  |

## 略語表

| 略語     | 日本語               | 英語   |
|--------|-------------------|--|
| ADB    | アジア開発銀行           | Asian Development Bank   |
| ASEAN  | 東南アジア諸国連合         | Association of South-East Asian Nations  |
| BD     | 理事会               | Board of Directors   |
| CBM    | ミャンマー中央銀行         | Central Bank of Myanmar  |
| FRD    | 金融規制局             | Financial Regulatory Department  |
| IAIS   | 保険監督者国際機構         | International Association of Insurance Supervisors                                   |
| IBL    | 保険業法              | Insurance Business Law   |
| IBRB   | 保険事業規制理事会         | Insurance Business Regulatory Board  |
| JICA   | 独立行政法人国際協力機構      | Japan International Cooperation Agency   |
| MAC    | ミャンマー会計評議会        | Myanmar Accountancy Council  |
| MADB   | ミャンマー農業開発銀行       | Myanmar Agricultural Development Bank  |
| MCA    | ミャンマー会社法          | Myanmar Companies Act  |
| MEB    | ミャンマー経済銀行         | Myanmar Economic Bank  |
| MFR    | 財務歳入省（計画・財務省の旧名称） | Ministry of Finance and Revenue  |
| MFTB   | ミャンマー外国貿易銀行       | Myanmar Foreign Trade Bank   |
| MI/MIC | ミャンマ保険公社          | Myanma Insurance / Myanmar Insurance Corporation                                     |
| MICB   | ミャンマー投資商業銀行       | Myanmar Investment & Commercial Bank   |
| MIF    | マイクロファイナンス機関      | Microfinance Institution   |
| MIL    | ミャンマー投資法          | Myanmar Investment Law   |
| MMK    | チャット（ミャンマー通貨単位）   | Myanmar Kyat   |
| MOAG   | 法務長官府             | Member of Office of the Attorney-General   |
| MOPF   | 計画・財務省            | Ministry of Planning and Finance   |
| OMAG   | 会計検査院長官府          | Office Member of the Auditor-General   |
| SEEL   | 国有経済企業法           | State-owned Economic Enterprises Law   |
| SEZ    | 経済特区              | Special Economic Zone  |
| SG     | 国軍司令官             | Senior General   |
| SLORC  | 国家法秩序回復評議会        | State Law and Order Restoration Council  |
| UMFCCI | ミャンマー商工会議所連合会     | The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry |
| UMFIL  | ミャンマー連邦外国投資法      | Union of Myanmar Foreign Investment Law  |
| WB     | 世界銀行              | World Bank   |



# 第1章 調査の概要

## 1.1. 調査の目的と背景

### 1.1.1. 調査の目的

ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar）（以下、「ミャンマー」という。）は、東南アジア諸国連合（ASEAN：Association of South-East Asian Nations）（以下、「ASEAN」という。）に属しており、近年、民主化への政治体制の移行や、それに伴う外資への市場開放に向けた動きから、急速な経済発展が期待されている。国家の社会経済発展に伴い、国民の社会保障の充実も課題となっており、国民生活のリスク低減のためには、公的社会保障だけではなく、民間保険の発展が必須となる。

そこで、本調査では、ミャンマーにおける民間保険普及や、民間保険業界の振興を促進するために、民間保険や民間保険の監督行政の現状や課題について調査を行う。また、課題を抽出することによって、日本が支援すべき分野及び、有効なアプローチ検討へと繋がるような情報収集を行う。

主要な調査項目を整理すると、以下の4つとなる。

- ①国内で流通している生命保険、損害保険の保険商品の最新状況
- ②民間保険の保険監督行政や保険制度の最新状況
- ③民間保険の普及と発展を阻害する要因や課題の特定
- ④民間保険の普及と発展を促進する有効なアプローチや支援分野の検討

### 1.1.2. 調査の背景

長らく続いた欧米の経済制裁とそれに伴う外国投資の減退により、ミャンマー保険市場は未発達のまま現在に至っている。1962年の軍事クーデターとそれに伴う社会主義化の結果、1964年にすべての民間保険会社が解散させられ、保険業は国営化された。その後、国営のミャンマー保険公社が、市場を独占し、国内すべての損害保険、生命保険の引受けを行っていた。50年以上にわたる国営保険会社による独占もあいまって、市場規模、商品バリエーション、補償内容、保険販売網、保険金支払いサービスのいずれの点をとっても、他のASEAN諸国に比べ大きく後れを取っている状況である。

大きな転機としては、2011年の民政移管や、その後の経済改革に伴い、国内資本の民間保険会社12社の設立が承認されたことである。1社は資本金の払い込みを留保にしている状況だが、生命保険・損害保険兼営が8社、生命保険専業が3社、営業を2013年より順次開始している。市場規模はきわめて小さく、保険の普及は進んでいない。基本的な保険統計データの収集、公表が行われていないことから、①実効性のある規制の策定、②保険会社へ適切な監督、③商品開発等のためには、統計データの収集体制の確立が必要となる。さらに、各保険会社が必要なデータ・情報収集や、規制当局へ報告を行う体制づくり、当局の監督を目的とした効果的なデータ活用のため、IT活用も含めた基盤構築が喫緊の課題である。

## 1.2. 調査方法

### 1.2.1. 調査対象地域・調査期間・調査範囲

調査地域は、ミャンマー内の行政機関（計画・財務省）が所在する首都のネーピードー、保険会社の本社が所在するヤンゴン市及びティラワ経済特区を対象に調査した。

調査期間は、2017年2月から2017年6月の4ヵ月にわたり調査を実施した。

調査方法は、ミャンマーへの渡航前には、文献やインターネットによる先行研究の調査や関連情報の収集を行い、ミャンマーにおける現地調査においては、企業や関連機関に対するインタビュー調査を実施した。調査の範囲は、以下のとおりである。

表 1：調査の範囲

| 作業区分   | 主たる業務内容（調査の範囲）   | 調査期間                      |
|--------|--|---------------------------|
| 国内準備調査 | インタビュー関係者機関への調査趣旨説明資料、インタビュー依頼状、インタビュー質問表等の海外現地調査の準備及びミャンマーの文献調査を実施する。 | 2017年2月13日<br>～2017年2月24日 |
| 海外現地調査 | ミャンマーヤンゴン市に30日間滞在し、行政機関、国際機関、協会団体、保険会社等に訪問要請、訪問を実施し、インタビューを実施する。       | 2017年2月25日<br>～2017年3月28日 |
| 国内業務調査 | 海外現地調査結果の概要報告及び追加現地質問対応、文献調査を実施し、報告書を作成する。                             | 2017年3月29日<br>～2017年6月30日 |

### 1.2.2. 調査団員

調査団は、以下の1名（単独契約）の専門家と調査協力者で構成し、調査した。

業務従事者 福渡 潔

調査協力者 石関 千穂、岡田 圭司、田村 亮、Ei Ei Latt

新福 弘樹、河野 親由、脇 裕樹、宮本 佳、Khin Khin Cho

### 1.2.3. 調査対象機関・調査項目

調査対象となる機関は、大きく民間保険会社と監督行政機関に分けられる。

インタビュー調査を行うため、訪問先の候補となる機関の整理を行った。外資系企業を含むミャンマー国内に事務所をもつ民間保険会社と保険関係の関連機関を、以下の表に示す。

表 2：調査対象の民間保険会社と保険関係の関連機関

| 項目                      | 会社名  |
|-------------------------|--|
| ミャンマー連邦共和国<br>国内民間保険会社  | Aung Thistar Oo Insurance (生損兼営) (Myanmar Economic Corporation)          |
|                         | AYA Myanmar Insurance (生損兼営) (Max Myanmar Group)                         |
|                         | Excellent Fortune Insurance (生損兼営) (Excellent Fortune Development Group) |
|                         | First National Insurance (生損兼営) (Asia Green Development Bank)            |
|                         | Global World Insurance (生損兼営) (Asia World Group)                         |
|                         | Grand Guardian Insurance (生損兼営) (Shwe Taung Group)                       |
|                         | IKBZ Insurance (生損兼営) (KBZ Group)  |
|                         | Young Insurance (生損兼営) (Young Investment Group)                          |
|                         | Aung Myint Moe Min Insurance (生保) (Inwa Bank)                            |
|                         | Capital Life Insurance (生保) (Capital Diamond Star Group)                 |
|                         | Citizen Business Insurance (生保) (Co-operative Bank)                      |
| 日系の保険会社                 | 損保ジャパン日本興亜株式会社 ヤンゴン駐在員事務所  |
|                         | 太陽生命保険株式会社 ヤンゴン駐在員事務所  |
| 外資系の保険会社                | AIA (AIG(米国)のアジア部門から、現在、独立して香港証券取引所に上場)                                  |
|                         | MetLife (メトロポリタンライフ生命保険会社、ニューヨーク証券取引所に上場)                                |
| ブローカー及び<br>マイクロファイナンス会社 | Marsh Representative office (世界の大手ブローカー)                                 |
|                         | Poe-ma Insurances (ミャンマ保険会社と親密なフランスのブローカー)                               |
|                         | Aeon Credit Service (日系のマイクロファイナンス会社)                                    |
|                         | MJI Enterprise (日系のマイクロファイナンス会社)   |
| 保険コンサルタント               | Standard Solution (保険コンサルタント)  |

ミャンマー国籍の民間保険会社に対しては、①組織体制等の会社の状況、②約款・商品の認可手続き、③保険商品、約款・商品に対する認可取得の状況、④収入保険料・支払保険金等の統計データの状況、⑤保険販売体制の状況、⑥再保険の状況、⑦保険料率算定機構の必要性、⑧海外支援の状況等について質問を行った。また、外資系保険会社に対しても、基本的には同様の質問を行い、外資系民間保険会社の保険市場への参入状況を確認した。

調査項目は、以下の表に示す通りである。

表 3：民間保険会社の調査項目

| 対象組織         | 調査内容                  |
|--------------|-----------------------|
| 民間保険会社等の調査内容 | ○民間保険会社の状況            |
|              | ○約款・商品の認可手続きフローと認可の状況 |
|              | ○保険商品の状況              |
|              | ○保険商品関係の統計データの状況      |
|              | ○保険販売制度の状況            |
|              | ○再保険の状況               |
|              | ○算定機構の必要性             |
|              | ○外資保険会社の状況            |
|              | ○外国資本に対する国内意識         |
|              | ○海外支援の状況              |

一方、保険の監督行政機関に対してもインタビュー調査を行うため、訪問先する組織と有識者の選定を行った。対象となる監督行政機関、関連団体、有識者は、以下の表に示す。

表 4：保険の監督行政機関や関連団体

| 項目   | 組織名/有識者名   |
|--|--|
| 行政機関・部署名   | Ministry of Planning and Finance (MOPF)<br>(計画・財務省。ミャンマーにおける保険業の監督官庁)  |
|  | Insurance Business Regulatory Board (IBRB)<br>(保険事業規制理事会。営業権の付与など規制関連を担当。Chairman(理事長)は、計画・財務副大臣。No.2ポジションであるSecretary(事務局長)は、従前ミャンマ保険公社の社長が兼務していたが、2015年からFRD局長に変更) |
|  | Financial Regulatory Department (FRD)<br>(金融規制局。2014年設立。計画・財務省の一部局。保険、国営銀行、マイクロファイナンス等の監督を行う局。)  |
|  | Myanma Insurance (国営保険会社)(ミャンマ保険公社)  |
| 行政の外郭団体、<br>損保生保外郭団体・協会、<br>商工会議所、<br>国際開発機関、有識者 等 | Foreign Representative Offices (FRO) (外国保険会社の任意団体：AIAが窓口)  |
|  | Insurance Institute of India in Myanmar (Standard Solution(保険コンサルタント)が窓口)  |
|  | Myanmar-Japan Thilawa Development Ltd. (ティラワ経済特区)  |
|  | Dr. Maung Maung Thein (元計画・財務副大臣)  |
|  | Mr. Htay Paing (Vice Chairman of Grand Guardian Insurance (GGI) )<br>Ms. Kyin Htay (Assistant Director Finance & Account Department Head of GGI)<br>(IBRB理事会メンバー)    |
|  | Mr. Sein Min (元ミャンマ保険公社のGeneral Manager)   |
|  | 世界銀行 (ネビドー (ヒルトンホテル内))   |
|  | アジア開発銀行 (ネビドー (パークロイヤルホテル内))   |
|  | The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry (UMFCCI) (ミャンマー商工会議所連合会)  |

監督行政機関に対する調査項目は、民間保険業者への認可・許諾を与える実務の側面と、監督機能の実効性を高めるための体制整備の側面に分けて整理した。まず、民間保険業者への認可・許諾を与える実務の側面においては、①法制度・規制、約款・商品の認可手続き、②認可の状況、③保険販売制度の状況、④国内・国外の再保険の状況、⑤保険料率算定機構の必要性等について質問を行った。また、監督機能の実効性を高めるための体制整備の側面においては、①政府組織の体制、②監督・検査の状況、③監督に係る規定・ガイドライン、モニタリング方法、④保険監督を行う金融規制局の意識、問題点と今後の課題、⑤国際機関の支援状況等について、質問項目を整理し確認を行った。

調査項目は、以下の表に示す通りである。

表 5：監督行政の調査項目

| 対象組織       | 調査内容                 |
|------------|----------------------|
| 監督行政等の調査内容 | ○法政制度・規制の状況          |
|            | ○約款・商品の認可手続きに係る当局の体制 |
|            | ○保険認可の状況             |
|            | ○保険販売制度の状況           |
|            | ○再保険の状況              |
|            | ○算定機構の必要性            |
|            | ○政府組織の状況             |
|            | ○監督および検査の状況          |
|            | ○規定・ガイドラインの状況        |
|            | ○モニタリング方法の状況         |
|            | ○保険監督局の外国資本に対する意識の状況 |
|            | ○海外支援の状況             |

## 第2章 ミャンマーの概要と民間保険市場をとりまく状況

### 2.1. ミャンマーの概要

ミャンマーは、インドシナ半島西部に位置し、北は中国、東はラオスとタイ、西はインドと国境と接し、南はアンダマン海とベンガル湾に面している。国土は、ASEANの中では、インドネシアに次いで2番目に大きく、67.7万km<sup>2</sup>である。これは、日本の面積の約1.8倍に相当する。首都は、ヤンゴンから2006年よりネーピードーに遷都している。

人口は、2015年には53,897,154人であり、人口密度は東南アジアの中で低いとされる<sup>1</sup>。国民は、135の少数民族から構成しているが、約7割はビルマ族であり、その他、カチン族、カヤー族、カレン族、チン族、モン族、ラカイン族、シャン族などが含まれる<sup>2</sup>。

ミャンマーの行政区分は、7つの管区と7つの州から構成しており、管区は主にビルマ族が多く居住する地域の行政区分である一方、州はビルマ族以下外の少数民族が比較的多く居住する地域となっている。公用語はミャンマー語、宗教は人口の約9割が仏教徒である。ミャンマーの仏教では出家と還俗の繰り返しが自由となっており、短期出家の制度も確立している。また、男性の仏教徒は、未成年時と成人後に一度ずつ出家するのが基本的な務めとしている<sup>3</sup>。

近年の懸念事項として、仏教徒とイスラム教徒の宗教対立がある。西部ラカイン州には、少数派のイスラム教徒のロヒンギャ族が居住しているが、ミャンマー政府はロヒンギャ族をバングラデシュからの不法移民と見なしており、市民権を認めていない。2012年6月以降、ラカイン州を皮切りにマンダレーやヤンゴンなど各地において仏教徒ラカイン族とロヒンギャ族との間でコミュニティ間衝突が発生し、近年もその対立は激化している。国連総会では、2014年12月にミャンマー政府に対し、イスラム教徒のロヒンギャ族に市民権を与えるよう要請する決議を全会一致で可決しているが、近年も難民となったロヒンギャが周辺国に流出するなど問題は収束していない<sup>4</sup>。

### 2.2. 歴史概要

ミャンマーの近代史としては、1989年に国名をミャンマー連邦、首都をラングーンからヤンゴンに改称したことが転換点であると言える。その前年には、全国的な民主化要求デモにより26年間続いた社会主義政権が崩壊している。1990年には総選挙が実施され、アウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝しているが、当時の政府は政権移譲を拒否している。その後、アウン・サン・スー・チー氏率いる民主化勢力は軍政による厳しい弾圧を受け、同氏自身も2010年までに3度、約15年にわたる自宅軟禁に置かれた。

2003年8月、キン・ニョン首相が民主化に向けた7段階の「ロードマップ」を発表している。2005年11月7日、ミャンマー政府は、首都機能をヤンゴンからピンマナ県（ヤンゴン市の北方約300キロメートル）に移転する旨を発表し、新首都をネーピードーと命名した。2008年5月10日、新憲法草案採択のための国民投票を実施し、90%を超える賛成票により新憲法が承認された。2010年11月7日、総選挙が実施され、国軍出身者が率いる連邦連帯開発党（USDP）が大勝した。このとき、アウン・サン・スー・チー氏率いるNLDは総選挙をボイコットしている。2011年3月30日、テイン・セイン大統領率いる政権が発足し民政移管が実現している。この際、国名もミャンマーに変更された。テイン・セイン政権は、政治犯の釈放、報道の自由化、少数民族武装組織との停戦交渉等を進め、民主化と経済改革を推進した。

その後、2012年4月1日、議会補欠選挙が開催され、アウン・サン・スー・チー氏率いるNLDが45議席中43議席を獲得した。その後、2015年11月8日には、総選挙が開催され、NLD

<sup>1</sup> 世界銀行

<sup>2</sup> ミャンマー外務省

<sup>3</sup> 日本外務省

<sup>4</sup> 国際連合

が大勝した。その結果、2016年3月30日、ティン・チョー氏を大統領とする新政権が発足し、アウン・サン・スー・チー氏は、国家最高顧問、外務大臣及び大統領府大臣に就任している。ミャンマーにおいて約半世紀ぶりに国民の大多数の支持を得て誕生した新政権は、民主化の定着、国民和解、経済発展のための諸施策を遂行している<sup>5</sup>。

### 2.3. 地理や気候の状況（過去の災害発生状況）

気象関連の災害や気候変動が、各国の財政に与える影響は大きいとされるが、近年の大規模な自然災害の増加、水資源の減少、自然生態系の喪失は、世界各国の社会経済に重大な影響を与えている。特に途上国ではこうした影響が深刻化しており、ドイツの環境 NGO のジャーマンウォッチが発表している Global Climate Risk Index 2016 によると、ホンジュラスやミャンマー、ハイチ、フィリピン、ニカラグア等の開発途上国が、もっとも気候変動の影響を受けると指摘している<sup>6</sup>。また、アジアの途上国の中でもミャンマーは、多発する災害と脆弱な社会経済基盤のため、深刻な災害リスクに晒されている<sup>7</sup>。

ミャンマーの気候は、熱帯であり年間を通して高温多雨である。地域毎に気温や雨量の差が激しく、ベンガル湾やアンダマン海の沿海部は年間雨量が 5000mm を越える世界有数の多雨地域である一方、内陸部は雨量が 500~700mm と少ない。近年は、気候変動の影響が増加しており、サイクロン、洪水、干ばつ等の自然災害が頻発している。コメ、ゴマ、豆等の農作物を主要作物とする農業国ミャンマーにおいては、気候変動による自然災害の増大により、農作物の生産量が低下すると、農業従事者の収入減少につながる。一方、政府はセーフティーネットとして農業従事者に対する支援を実施しているが、支給額は限定的であり、十分なサポートが提供されているとは言い難い状況にある。

2008年5月には、大型サイクロンの「ナルギス」が、ミャンマー沿岸部に上陸した。その後、「ナルギス」は、デルタ地域からミャンマー最大の都市のヤンゴンに移動したが、猛烈な強風と高潮により、幅広い地域に甚大な被害が発生した。2008年6月時点に発表された報告によると、「ナルギス」によって被害を受けたタウンシップ（郡）の総人口約 735 万人のうち、死者数は 84,537 名、行方不明者数は 53,836 名、被災者数は約 240 万人となった<sup>8</sup>。家屋 4 万 5000 世帯が流失し、橋や栈橋、道路等の多くのインフラが破壊されたうえ、農地の荒廃や、家畜や農具等の損失により、生計のための手段が失われた。2011年10月には、サイクロンによる土砂崩れに加え、異常降雨によって急激な出水がザガイン、マグウェ、マンダレーの3つの管区で起き、161名の死者・行方不明者が出て、2,657世帯が家を失った。同年7月から11月のコメ生産に関しては、バゴー、エーヤワディ、ラカインの各管区において、豪雨や洪水により、約 170 万トンの損失が生じている<sup>9</sup>。

また、近年は気候変動の影響とされるが、雨季の開始が遅れたり雨量が不安定になったりと、農家における干ばつの被害が深刻化している。中央乾燥地帯等の雨量の少ない地域では、以前はゴマを安定的に栽培できていた。しかし、ここ 10 年程は雨量が不安定になり、より少ない水で生産できる豆類に作物を転換している。

さらに、前政権の軍事政権時代に積極的に山林を伐採する一方で、植林を行わなかったため、失われた表土が河川や湖沼に流れ込んだことで許容水量が減少し、少ない雨量でも洪水が発生するようになってきている。ミッチーナからエーヤワディ管区を流れるエーヤワディ川では、過去には中州は存在しなかったが、近年では多くの地点で中州が確認されており、大雨が発生すれば中州が水の行き場を阻害して氾濫するといったメカニズムの洪水も増えている。2015年には、豪雨が続き大洪水が発生し、ミャンマー全土で被災者が 100 万人を超える大規模な被

<sup>5</sup> 外務省、ミャンマー連邦共和国 (Republic of the Union of Myanmar) 基礎データ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html> (アクセス日: 2017年5月31日)

<sup>6</sup> ジャーマンウォッチ, Global Climate Risk Index 2016, <http://germanwatch.org/en/11366> (アクセス日: 2017年5月31日)

<sup>7</sup> IMF, Country Report No. 17/31 'Myanmar', February 2017.

<sup>8</sup> Post Nargis Joint Assessment Report, Tripartite Core Group, July 2008

<sup>9</sup> Land Mills. "Myanmar Interim Report for the Climate-Friendly Agribusiness Value Chains Sector Project: PPTA". ADB. 2016. P.96.

害が生じた。

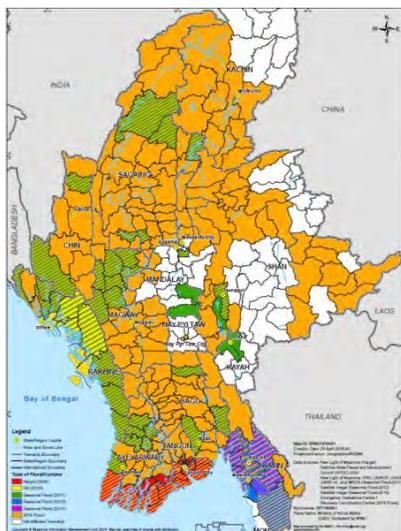


図 1：洪水/サイクロンによる被害地域(2008-2015)<sup>10</sup>

出典：Myanmar Information Management Unit, Areas of Potential Vulnerability Based On Recent Flood/Cyclone Events (2008-2015)

他にも、近年では高温が問題になっている。過去の最高気温は38℃程度であったが、最近では45℃を記録する日もあり、農作物が減収する被害が出ている。このように、ミャンマーでは、気候変動等の影響により、自然災害が多く発生しているが、地域によって自然災害リスクは異なる。

ミャンマーは、大きく北部の丘陵地帯、中央部の中央乾燥地帯、南部の沿岸地帯に区分することができる。北部の丘陵地帯では、洪水や干ばつのリスクが高くなっている。また、中央乾燥地帯では、異常高温や干ばつが、沿岸地帯では、サイクロン・強風、洪水や高潮、海面上昇のリスクが高くなっている。

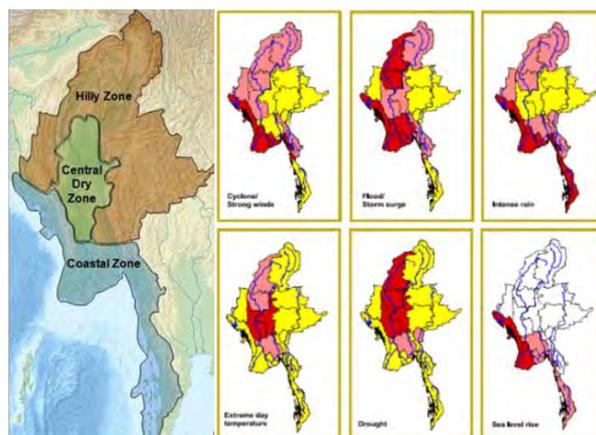


図 2：ミャンマーの地域区分とリスクマップ<sup>11</sup>

出典：Myanmar's National Adaptation Programme of Action (NAPA) to Climate Change, 2012

<sup>10</sup> Myanmar Information Management Unit, Areas of Potential Vulnerability Based On Recent Flood/Cyclone Events (2008-2015), 2016  
<http://unfccc.int/resource/docs/napa/mmr01.pdf> (アクセス日：2017年5月31日)

<sup>11</sup> Myanmar's National Adaptation Programme of Action (NAPA) to Climate Change, 2012  
<http://unfccc.int/resource/docs/napa/mmr01.pdf> (アクセス日：2017年5月31日)

こうした気候変動による影響を踏まえミャンマーでは、Myanmar's National Adaptation Programme of Action (NAPA) to Climate Change（国家適応行動計画）を策定し、気候変動への適応策についてまとめている。この中でもっとも重要性の高い分野として、「農業」「早期警戒システム」「森林」の3つのテーマを挙げて取り組んでいるが、地域によって自然災害や農業の特性が大きく異なるため、地域に合わせた課題解決のアプローチが重要である。

## 2.4. 政治・経済状況

ミャンマーの政治状況は、民主化の流れにある。2011年3月に軍事政権が終結し、軍事政権の最高決定機関である国家平和発展評議会（SPDC）による一党独裁政治から、共和制へと政治体制が移り、民政移管が始まった。その後、2015年11月の総選挙においてアウン・サン・スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が圧勝し、2016年3月には連邦連帯開発党（USDP）から政権が移譲され、新政権が発足した。ティン・チョー氏を大統領とし、アウン・サン・スー・チー氏が、外相大統領府等を兼務し、さらには、新たに国家顧問ポストを設けて就任するなど、国民の大きな期待を背景に国民民主連盟（NLD）による新たな政権運営が始まった<sup>12</sup>。

行財政分野の新政権の主な公約としては、「歳出削減のための中央省庁再編」、「中央から地方への一部財源の移譲」、「中央銀行の独立性強化」、「わかりやすい税制の構築」、「汚職の根絶」が掲げられた。一方、課題としては国軍との協調が残されている。国政においても、国会議席の約4分の1を軍人議員が占めており、NLDが上下両院で過半数を占めていたとしても、憲法改正のためには国会議員の4分の3超の賛成が必要とされているためである。2016年は政権基盤固めに奔走した年であったようである。そして、2017年も政権基盤の安定化や少数民族問題の解決など、政権の課題は山積している。

ミャンマーの経済状況としては、石油、木材、宝石などの豊かな天然資源に恵まれているが、長らく続いた軍事政権時における欧米各国の経済制裁などの影響で、経済発展の著しいASEANの中でも遅れをとっている。2011年の民主化後は、外国投資、輸出とも増加している。輸出の4割を占める天然ガス、外国投資の約5割を占める石油・ガス開発を拡大するとともに、製造業や農業などを新たな柱に位置づけている。名目GDPから見る経済規模は2014年度においてASEAN全体で24,780億米ドルの内、643億米ドル（2.6%）と小さい。

表 6：東アジア諸国の名目 GDP 比較表（2014）

|              | 名目GDP<br>(億米ドル) | 構成比 (%)    |              |
|--------------|-----------------|------------|--------------|
|              |                 | 対世界        | ASEAN内       |
| ブルネイ         | 173             | 0.0        | 0.7          |
| カンボジア        | 167             | 0.0        | 0.7          |
| インドネシア       | 8,885           | 1.1        | 35.9         |
| ラオス          | 118             | 0.0        | 0.5          |
| マレーシア        | 3,269           | 0.4        | 13.2         |
| ミャンマー        | 643             | 0.1        | 2.6          |
| フィリピン        | 2,846           | 0.4        | 11.5         |
| シンガポール       | 3,079           | 0.4        | 12.4         |
| タイ           | 3,738           | 0.5        | 15.1         |
| ベトナム         | 1,862           | 0.2        | 7.5          |
| <b>ASEAN</b> | <b>24,780</b>   | <b>3.2</b> | <b>100.0</b> |
| 日本           | 46,015          | 5.9        |              |
| 中国           | 103,601         | 13.3       |              |
| 韓国           | 14,104          | 1.8        |              |
| 世界計          | 778,688         | 100.0      |              |

(出所) World Bank, World Development Indicators database

(出典) 日本外務省. 目で見える ASEAN-ASEAN 経済統計基礎資料<sup>13</sup>

<sup>12</sup> JETRO. ミャンマー概況. [https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/basic_01.html) (アクセス日: 2017年5月31日)

<sup>13</sup> 日本外務省. 目で見える ASEAN-ASEAN 経済統計基礎資料. P. 4. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000127169.pdf> (アクセス日: 2017年5月31日)

新政権発足時の2016年3月には、5年後に輸出額を3倍に増やす方針や、2015年度時点で累計600億米ドル強の外国投資受け入れ額を2030年に1400億米ドルに引き上げる計画策定着手が唱えられた。2015年の国民総生産（GDP）は、約630億米ドルである。IMFによると、ミャンマーの2016年の実質GDP成長率は6.5%と前年の7.3%から減速している。中期的には年間7.1%の経済成長が見込まれており、2017年は7.5%に加速すると推計している<sup>14</sup>。

国際社会におけるミャンマーの位置づけは、2016年の国連の公表によると、開発途上国の中でも、特に経済発展の遅れているとする後発開発途上国（Least Developed Countries: LDC）に分類している<sup>15</sup>。これは、特に開発の遅れた国を示しているが、経済発展によりミャンマーは、2017年から2024年の間にこのLDCを卒業し、低所得国（Less Developed Countries）になることが見込まれている。一方、経済成長の大きな課題とされるのは、ミャンマー国内における貧困問題である。世界銀行によると、2014年のミャンマーの貧困率は37.5%であり、人口の70%が暮らす農村部では、この貧困率は2倍になると推測している<sup>16</sup>。この要因は、農業生産性の低さと指摘されており、アジア近隣諸国と比較しても低い賃金が高い貧困率へと繋がっている。一人あたりの国民総所得(GNI)は、1,183米ドルとされるが、成人の平均月収は93,527Kyat（ミャンマーチャット）とされ、これは米ドル換算で99米ドル、一日当たり3.5米ドル程度となる。2013年の行われたアンケート調査によると回答した成人の43%が一日当たり2米ドル以下、81%は5米ドル以下、95%は10米ドル以下で生計を立てているという結果が出ている<sup>17</sup>。



図 3：ミャンマーの成人所得の分配図

出典：UNCDF. Myanmar Financial Inclusion Country Report. 2014. P.13.

## 2.5. ASEAN 隣国との経済協力

ミャンマーが、ASEAN に正式に加盟したのは1997年である。東南アジア10か国から成るASEANは、1967年の「バンコク宣言」によって設立され、加盟国が順次増加し、現在は10か国で構成されている。2015年12月にASEAN共同体（ASEAN Economic Community: AEC）が発足しており、過去10年間に高い経済成長を見せたASEANの今後のさらなる経済成長が注目されている。ASEANは人口において他の地域経済統合体を上回るものの、経済規模では欧州連合（EU）及び北米自由貿易協定（NAFTA）を大きく下回っている<sup>13</sup>。

<sup>14</sup> IMF, Country Report No. 17/31 'Myanmar', February 2017

<sup>15</sup> UNCTAD (2016) 'The Latest Developed Countries Report 2016'.

<sup>16</sup> Land Mills. "Myanmar Interim Report for the Climate-Friendly Agribusiness Value Chains Sector Project: PPTA". ADB. 2016. P.6.

<sup>17</sup> UNCDF. Myanmar Financial Inclusion Country Report. 2014. P.13.

表 7：他の地域経済統合体との比較（2014 年）

|                      | 加盟国                    | 人口        | GDP          | 1人当たりGDP  | 貿易(輸出+輸入)    |
|----------------------|------------------------|-----------|--------------|-----------|--------------|
| 東南アジア諸国連合<br>(ASEAN) | 10カ国                   | 6億2,329万人 | 2兆4,780億米ドル  | 3,976米ドル  | 2兆5,518億米ドル  |
| 欧州連合<br>(EU)         | 28カ国                   | 5億0,831万人 | 18兆4,606億米ドル | 36,317米ドル | 11兆8,207億米ドル |
| 北米自由貿易協定<br>(NAFTA)  | 3カ国<br>米国、カナダ、<br>メキシコ | 4億7,978万人 | 20兆4,884億米ドル | 42,703米ドル | 5兆7,869億米ドル  |
| 南米共同市場<br>(MERCOSUR) | 6カ国                    | 2億9,687万人 | 3兆5,189億米ドル  | 11,854米ドル | 8,028億米ドル    |

(出所) 人口、名目GDP：World Bank, World Development Indicators database  
貿易：IMF, Direction of Trade Statistics

(注) 1人当たりGDPは、名目GDPを人口で除して当課で試算

MERCOSUR：アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラ

EU：ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロベニア、スロバキア、エストニア、ラトビア、リトアニア、キプロス、マルタ、ルーマニア、ブルガリア、クロアチア

(出典) 日本外務省、目で見える ASEAN-ASEAN 経済統計基礎資料<sup>13</sup>

今後の ASEAN 共同体の課題は、各国政府による関連制度の共通化、簡素化であると言われている。ASEAN 経済共同体の 2025 年に向けたアクションプランによると、金融の自由化を推進することによる金融サービスセクターの統合を目指しており、ASEAN フレームワーク内での金融サービスの自由化推進が明記されている<sup>18</sup>。その中で、保険市場についても自由化や ASEAN における統合が政策的措置として示され、2016 年までに国境をまたぐような国際的な海洋、航空、運輸の保険の完全自由化することや、2018 年から 2019 年の間に大災害向けの再保険の実質的な自由化などが示された<sup>18</sup>。他の分野の制度についても、関連制度の域内における統合などが進められていく予定である。

## 2.6. 日本政府の支援状況

日本政府のミャンマーに対する政府開発援助（ODA）は、2011 年の新政権誕生後、民主化・国民和解に向けた改革を進めているのを受けて方針を変更している。日本政府は、改革の成果をより広範な国民が実感できるようにするために 2012 年 4 月に経済協力方針を変更し、「国民の生活向上のための支援」を重点分野としている。2013 年には、25 年ぶりに円借款の供与を再開し、また、同年に約 3000 億円の債務免除を実施した。日本政府としてのミャンマーへの支援には 3 つの重点分野があり、少数民族や貧困層支援、農業開発、地域開発を含む「国民の生活向上のための支援」、民主化推進のための支援を含む「経済・社会を支える人材の能力向上や制度整備のための支援」、そして、「持続的経済成長のために必要なインフラ制度の整備等の支援」がある<sup>19</sup>。日本の途上国の開発援助機関である国際協力機構（JICA）としては、従来の協力分野であり貧困削減に資する農業・保健・教育分野である BHN（Basic Human Needs）や能力向上、少数民族への支援に加え、経済成長を促進するインフラ分野においてもニーズの把握につとめ、バランスのとれた案件形成に取り組んでいる。以下の表は、2011 年から 2015 年の日本政府による ODA の実績と内訳である。

<sup>18</sup> AEC. ASEAN ECONOMIC COMMUNITY 2025 STRATEGIC ACTION PLANS (SAP) FOR FINANCIAL INTEGRATION FROM 2016. <http://asean.org/storage/2012/05/SAP-for-Financial-Integration-2025-For-publication.pdf> (アクセス日：2017 年 5 月 31 日)

<sup>19</sup> 外務省、日本のミャンマー支援。2015 年 3 月。

表 8：対ミャンマー経済協力実績

(単位：百万ドル)

| 年    | 無償資金協力   | 技術協力   | 贈与計      | 政府貸付等   | 政府開発援助計<br>(支出純額) | 政府開発援助計<br>(支出総額) |
|------|----------|--------|----------|---------|-------------------|-------------------|
| 2011 | 19.70    | 26.81  | 46.51    |         | 46.51             | 46.51             |
| 2012 | 54.82    | 37.96  | 92.78    | -0.00   | 92.78             | 92.78             |
| 2013 | 3,238.45 | 48.65  | 3,287.10 | -758.78 | 2,528.32          | 5,331.76          |
| 2014 | 119.68   | 83.10  | 202.78   | 11.14   | 213.92            | 213.92            |
| 2015 | 202.11   | 53.31  | 255.43   | 95.71   | 351.13            | 351.13            |
| 計    | 3,634.77 | 249.83 | 3,884.59 | -651.94 | 3,232.66          | 6,036.11          |

出典：外務省．政府開発援助（ODA）ホームページ<sup>20</sup>

日本とミャンマーの経済関係も大きく変化してきており、これまで縫製業が中心だった日本からの投資も、ティラワ経済特別区（SEZ）の開業とともに、さらなる業種の広がりも期待されている。これは、前与党の連邦連帯開発党（USDP）政権の際にミャンマー政府と日本政府の共同開発への同意により、商都ヤンゴン郊外のティラワに東京ドーム 500 個分に当たる 2,400ha の面積を有している。396ha が優先開発区域に指定され、電力や水の供給など周辺インフラが整えられ、外国企業進出の受け皿となるべく産業団地の開発が進められた。2015 年 9 月には、開業式典が行われ、進出企業の一部が稼働を始めている。こうした、前政権の政策により、製造業分野の直接投資が増え始め、ミャンマーも他のアジア諸国がたどったような経済発展の道を歩むと予想されている。

2016 年 11 月には、アウン・サン・スー・チー氏が事実上の最高権力者となってから初めて来日し、安倍晋三首相と首脳会談を行っている。その際、安倍首相は、今後 5 年間に官民あわせて 8000 億円規模の支援をする考えを示した。交通網や電力システムなどミャンマーのインフラが脆弱とされており、大きな経済効果を期待されている。ミャンマーにとって特に大切なのは雇用につながる産業の育成であり、そのために外資企業の誘致が必要とされる。国内企業と外資を差別しない新投資法を同年 10 月に制定するなど、新政権は投資環境の整備を進めている。

経済制裁解除や投資・貿易促進等の影響により、実質経済成長率は 7%を超えて推移している。一方で、ミャンマーの経済基盤インフラは多くの課題を抱え、持続的な経済成長・貧困削減や更なる投資促進の障害となっている。2017 年 3 月には、国際協力機構（JICA）とミャンマー政府との間で、6 事業、総額 1,250 億 2,100 万円を限度とする円借款貸付契約が調印された。調印された円借款契約が対象とする事業は以下の 6 件である<sup>21</sup>。

- (1) バゴーチン橋建設事業（借款金額：310 億 5,100 万円）
- (2) 貧困削減地方開発事業（フェーズ 2）（借款金額：239 億 7,900 万円）
- (3) 農業・農村開発ツーステップローン事業（借款金額：151 億 3,500 万円）
- (4) ヤンゴン都市圏上水整備事業（フェーズ 2）（第一期）（借款金額：250 億円）
- (5) 地方主要都市配電網改善事業（借款金額：48 億 5,600 万円）
- (6) ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ I(II) 借款金額：250 億円

<sup>20</sup> 外務省．政府開発援助（ODA）ホームページ <http://www3.mofa.go.jp/mofai/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/index.php>（アクセス日：2017 年 5 月 31 日）

<sup>21</sup> 国際協力機構．JICA．ミャンマー向け円借款貸付契約の調印：基礎インフラの整備及び地方部の貧困削減に貢献。  
[https://www.jica.go.jp/press/2016/20170301\\_01.html](https://www.jica.go.jp/press/2016/20170301_01.html)（アクセス日：2017 年 5 月 31 日）

多くは、道路・橋梁、電力、給水というインフラ設備の新設や既存のインフラ設備の改修・増強が多いが、農業・農村開発ツーステップローン事業は、ミャンマー農業開発銀行（Myanmar Agricultural Development Bank: MADB）への中長期資金供給を通じた農家等へのツーステップローン供与や、MADBへ能力向上支援を実施するものとなっている<sup>22</sup>。ツーステップローンとは、開発金融借款のことであり、借入国の政策金融制度のもと、開発銀行などの相手国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業などの特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものである<sup>23</sup>。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介することによって、その金融機関の能力強化や金融セクター開発を支援することができるとしている<sup>23</sup>。

ミャンマーでは、基本的な金融サービスへのアクセスが極めて低く、金融サービスへのアクセス改善が必要だとされている<sup>14</sup>。国民の約6割が農業分野に従事しており、農林水産業のGDPに占める割合は約3割である。しかし、農家一戸当たりのトラクター等の生産資本所有量は小さく、日雇い労働者への依存度が高い<sup>24</sup>。一方、国内外への出稼ぎや少子化により農業労働者の確保が年々難しくなっている低平地の穀倉地帯においては、営農の機械化が求められている。拡大する国内外の食糧需要を取り込み地方部の農家の生計を向上させるには、多角化・品質向上のための資本投資を通じた農業競争力向上が求められる。MADBはこれまで稲作の経常経費（肥料等）を対象とした短期融資を主に行っており、農業機械などの生産資本形成に向けた中長期融資は、MADB、民間金融業者とも、ほとんど行っていない状況である。農村部（タウンシップレベル）に支店を持つ銀行は限られるため、農村部の住民は高利貸しに頼らざるを得ない状況にある。このため、農村部に既に208支店（2016年5月時点）の支店網を確立しているMADBによる金融サービスの強化が必要とされる<sup>24</sup>。したがって、MADBへの中長期資金供給を通じた農家等へのツーステップローン供与は、営農の機械化・農家の生産性向上や都市・農村間の均衡ある発展並びに農業・農村金融セクターの近代化に寄与するものとされている。

## 2.7. ミャンマー保険市場の発展段階と特徴

所得の安定化や不測の事態の備えとして、保険への加入という手段がある。保険の普及率と経済成長には密接な関係があるとされ、自然災害に対するレジリエンスの強化、長期的な所得安定化等、国家財政の安定化に対して長期的に効果があることが証明されている<sup>25</sup>。

表 9：保険普及率（GDP に対する割合）に関する近隣諸国との比較、2015 年<sup>26</sup>

|       | GDP<br>(10 億米ドル) | 1 人当たり<br>GDP(米ドル) | 損害保険<br>普及率 | 生命保険<br>普及率 | 生損保普及率<br>合計 |
|-------|------------------|--------------------|-------------|-------------|--------------|
| ミャンマー | 76               | 1,406              | 0.07%       | 0.01%       | 0.08%        |
| カンボジア | 18               | 1,127              | 0.35%       | 0.00%       | 0.35%        |
| ラオス   | 12               | 1,767              | 0.44%       | 0.01%       | 0.45%        |
| ベトナム  | 197              | 2,106              | 0.74%       | 0.82%       | 1.56%        |

出典：オックスフォード・エコノミクス、スイス再保険会社 経済調査・コンサルティング部より調査団作成

<sup>22</sup> 日本外務省. 対ミャンマー円借款 供与表明6案件(計1,250.21億円). <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000186431.pdf> (アクセス日: 2017年5月31日)

<sup>23</sup> JICA. 円借款の種類. [https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance\\_co/about/kind.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/about/kind.html) (アクセス日: 2017年5月31日)

<sup>24</sup> 日本外務省. 政策評価法に基づく事前評価書. [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22\\_000257.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/press/shiryo/page22_000257.html) (アクセス日: 2017年5月31日)

<sup>25</sup> Kessler, D.; Montachalin, A.; Thimann, C. "Insurance and Economic Development: Growth, Stabilization and Distribution". 2016, p20-22.

<sup>26</sup> オックスフォード・エコノミクス、スイス再保険会社 経済調査・コンサルティング部

ミャンマーの保険市場の発展段階は、「基盤整備段階」である。他のASEAN諸国と比較すると、シンガポールが「成熟段階」、タイ、ベトナム、インドネシアが「発展段階」と位置付けている。ラオスやカンボジアと同様に、ミャンマーの保険市場は、規制・監督制度の整備が必要な段階であるとされる。生命保険と損害保険を合わせても、ミャンマー国内における保険の普及率は、2015年時点で0.08%である。この数値は、1人当たりGDPが同程度のカンボジアやラオスと比較しても低い。

また、生命保険と損害保険から構成される保険市場を見ると、生命保険が約7%という割合であるのに対し、損害保険が90%以上を占めている。収入保険料の規模で見ても、損害保険の方が、生命保険に対し、約13倍多い。ミャンマーの人々にとっては、現状の生命保険の商品より損害保険の商品の方が認知され、加入しやすい状況と考えられる。

**表 10：2010年のミャンマー連邦共和国の生命保険及び損害保険の市場規模**

|                    | 生命保険     | 損害保険      | 合計        |
|--------------------|----------|-----------|-----------|
| Premiums in MMK MN | 1,383.62 | 18,259.36 | 19,642.98 |
| Premiums in USD MN | 1.43     | 18.82     | 20.25     |
| % of Total Market  | 7.04     | 92.96     | 100.00    |

出典：AXCOより調査団作成

2010年から2014年（5年間）の損害保険の市場規模の推移を見ると、2011年からの民主化と経済成長の波により、2010年から2012年のマーケット成長率は、年間30%を超えていたが、2013年から急激に失速しており、2013年、2014年の成長率は5%未満である。収入保険料の規模は、2012年には30百万米ドルを超えたが、今後のマーケットの育成という観点からは、課題が多い。

**表 11：損害保険の市場規模の推移（2010年から2014年）**

|                 | 2010  | 2011  | 2012  | 2013  | 2014  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| Premiums USD MN | 18.82 | 25.08 | 33.43 | 33.62 | 35.07 |
| Growth %        | 54.28 | 33.24 | 33.27 | 0.57  | 4.33  |

出典：AXCOより調査団作成

保険の潜在マーケットは大きいと考えられ、今後の成長が期待されるが、規制・監督制度の整備、運用する人材の育成に加え、国外の保険市場や保険会社のノウハウを取り入れることが必要としている。2016年3月の新政権の発足以降は、保険市場の外資開放に向けた動きが加速しており、今後、急速に保険市場が発展していく可能性がある。社会経済の安定的な発展のために、保険市場が成長していくことが期待されている。

## 第3章 ミャンマー民間保険市場の調査結果

### 3.1. 保険市場の概況

ミャンマーでは1962年の軍事クーデターとそれに伴う社会主義化の結果、1964年に全ての民間保険会社が解散させられ保険業が国営化された。その後、2012年に至るまで国営のミャンマー保険公社（Myanmar Insurance）一社が市場を独占し、国内の全ての損害保険、生命保険を引き受けてきた。2011年からの民主化と経済改革の流れの中、国内資本の民間保険会社12社が、2012年に設立の認可を受け、2013年5月から複数の国内資本民間保険会社（生・損保兼営8社、生保専業3社、残る1社は資本金払込を留保）が、順次営業を開始した。

しかしながら、ミャンマー保険市場は、長らく続いた欧米の経済制裁とそれに伴う外国投資の減退から、未発達のまま現在に至っている。国営の一社独占体制も相まって、市場規模、商品バリエーション、補償内容、保険販売サービス（販売網）、保険金支払いサービスのいずれの点をとっても他のASEAN諸国と比べて大きく後れをとっている。

保険法や社会保障法、労働法などによって、付保（保険の締結）が義務付けられている保険種類もあるが、一方で供給体制が整っておらず、強制付保制度自体が有名無実化しているものも少なくない。そのため一般に、日系も含めた外国企業が当地で活動するために必要とされる損害保険は、ほとんどの場合は、ミャンマー保険公社と日系のような外国保険会社との協業（元受：ミャンマー保険公社、再保険引受け：外国保険会社）の形態で提供されている。これは、ミャンマー保険公社の引受け技術が十分でないこと、外国企業が為替リスクの低い外貨（米ドル）建の保険契約を希望する一方で、ミャンマー保険公社が保険金支払時に十分な外貨を調達できない可能性が高いことに起因している。また、一方で、新たに開業した民間保険会社も、取り扱い保険種類が限定されることや外国保険会社との再保険取引に制限があることなどから、現時点ではミャンマー保険公社を代替するに至っていない。

ミャンマーの保険市場は、2012年の民間企業が参入する前は、33.43百万米ドル（455億Kyat）であった。2013年以降、11社の国内の民間保険会社が参入し、2017年3月末には、推定で、約1000億Kyat（約100億円）未満の水準、国営のミャンマー保険公社が、約500億Kyat（約50億円）、民間全体で、約500億Kyat（約50億円）まで成長してきているとミャンマー保険公社は、推測している<sup>27</sup>。但し、国内全体で見ると普及率1%弱と言われている。2013年以降、国内の民間保険社は、11社から増えていない。

1996年に公布された保険業法（Insurance Business Law）のもと、保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）が設立されていたが、2014年に、保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）は、保険事業規制理事会（Insurance Business Regulatory Board（IBRB））に名称変更される。また、計画・財務省内（Ministry of Planning and Finance）に、検査機能を目的とする金融規制局（Financial Regulatory Department）を設置し、保険行政監督機能の政策執行業務を行っている。

保険代理店の登録数は、約2000あり、生命、自動車（任意保険）、火災、海上等の種目を扱っているが、代理店の役割は保険会社と契約者の仲介等、顧客への保険内容の説明や、振込先の案内等に限定されていた。個人代理店は、ミャンマー保険公社と国内民間保険会社（2社）の合計3社を限度に代理店登録を制限されていたが、すべての保険会社と代理店登録を行い、保険料の領収・保険会社への送金を実施することができるように、2015年に許可を代理店に拡大した。保険契約は代理店を経由する「代理店扱い」と、直接保険会社と契約する「直接扱い」に大別され、「仲介人扱い」は存在しない。また、現在は、法人代理店は、認められていないため、代理店の全ては、個人代理店となっている。国内の契約の取り扱い件数で見ると、「直接扱い」が「代理店扱い」よりも圧倒的に多い状況であると言われている。また、約1000の登録代理店は、実際に保険代理店業務を営業して稼働していないと言われている<sup>28</sup>。

<sup>27</sup> ミャンマー保険公社インタビューより確認（2017年3月）

<sup>28</sup> 11社のミャンマーの民間保険会社インタビューより確認（2017年3月）

### 3.2. ミャンマー保険市場の歴史

ミャンマー保険市場における主要な出来事について、年別に以下の通り示す（詳細は、ANNEX を参照）。2012 年を起点に、ミャンマー保険市場の民営化、外資の規制緩和の取り組みが進んでいる。

表 12：ミャンマーの保険業に関連する歴史

| 年    | 保険業に関連する出来事  |
|------|--|
| 1826 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ミャンマーにおいて最初の保険会社設立(欧州系資本保険社)。欧州の最初の保険会社は、ミャンマーに居住するヨーロッパ人を対象に保険を提供するために同国に設立。</li> <li>1948 年にミャンマーが独立するまでに、生損保兼営の保険会社が幾つか存在。このうち 1 社が、現在のミャンマ保険公社前身の Burma National Insurance Company。</li> </ul>        |
| 1942 | <ul style="list-style-type: none"> <li>損保ジャパン日本興亜(株)の前身である帝国海上が、ラングーン（当時）に事務所を設置、職員派遣。</li> </ul>  |
| 1948 | <ul style="list-style-type: none"> <li>イギリス連邦からビルマ連邦としての独立を機に、100 社以上の外国保険会社、国内保険会社 2 社が設立。その 1 社の Burma National Insurance Company は、その後、国有化。</li> </ul>  |
| 1952 | <ul style="list-style-type: none"> <li>Burma National Insurance Company は、国家保険理事会（Union Insurance Board）を設置。 The Union Insurance Board Act 1950 に基づき、Burma National Insurance Company が再編成（ミャンマ保険公社の前身となる）。</li> </ul>                           |
| 1963 | <ul style="list-style-type: none"> <li>ビルマの社会主義化のもと、ミャンマーに登録される全ての外国保険会社（78 社）は、3 月 1 日に国有化された後、解散。</li> </ul>   |
| 1964 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国家保険理事会以外の保険会社に対し、ミャンマー国内の保険業を禁止。</li> </ul>  |
| 1975 | <ul style="list-style-type: none"> <li>The Insurance Business Law が公布され、ミャンマ保険公社（Myanma Insurance）を唯一の国営保険会社とする旨規定。</li> </ul>   |
| 1988 | <ul style="list-style-type: none"> <li>The Myanmar Foreign Investment Law が公布され、ミャンマー投資委員会で認可されたすべてのビジネスは、ミャンマ保険公社で火災、海上、機械、傷害保険を付保する旨規定。</li> </ul>   |
| 1989 | <ul style="list-style-type: none"> <li>The State-Owned Economic Enterprises Law（国有経済企業法）により、保険業が国の独占事業と規定。</li> </ul>  |
| 1993 | <ul style="list-style-type: none"> <li>国営保険会社を規定する The Myanmar Insurance Law（ミャンマ保険公社法）が成立し、ミャンマ保険公社の独占。</li> </ul>  |
| 1996 | <ul style="list-style-type: none"> <li>6 月に、The Insurance Business Law（ミャンマー保険業法）を公布し、民間保険会社の設立と保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）を設置する規定が制定。</li> <li>損保ジャパン日本興亜(株)の前身である安田火災海上保険(株)が、ヤンゴンに駐在員事務所の登録を外国保険会社として初めて 4 月に完了。</li> </ul> |

| 年    | 保険業に関連する出来事  |
|------|--|
| 1997 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6月に、The Insurance Business Rules（保険業法施行規則）が1996年公布のミャンマー保険業法を補完するために公布。</li> <li>・ 8月には、第2の保険会社として、MIIC(Myanmar International Insurance Corporation)が営業開始。同社は、マレーシアのJerneh 保険会社と少数・株主の共同事業パートナーとしてのライセンス契約を締結。</li> <li>・ 東京海上日動火災保険(株)や三井住友海上保険(株)がヤンゴンに駐在員事務所を登録。</li> </ul>  |
| 2012 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1963年以來、はじめて保険市場が民間に開放される。国内の保険会社12社の設立が承認。</li> <li>・ 保険ブローカーであるPoe-ma Insuranceが、ブローカーとして初めて駐在員事務所を開設。</li> </ul>   |
| 2013 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11の国内の民間保険会社は、営業を開始。</li> <li>・ ACE、AIA、MetLife およびプルデンシャルは、駐在員事務所を開設する許可。</li> </ul>   |
| 2014 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）は、保険事業規制理事会（Insurance Business Regulatory Board（IBRB））に名称変更。</li> <li>・ 計画・財務省内（Ministry of Planning and Finance）に、検査機能を目的とする金融規制局（Financial Regulatory Department）を設置。</li> </ul>   |
| 2015 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ティラワ経済特区（SEZ）において、外国保険会社として初めて、損保ジャパン日本興亜(株)が営業免許を取得し、その後、日系損保2社にも交付した。経済特区内限定の営業を許可し、ミャンマー国内において、保険証券をティラワ地区で事業を運営している海外の顧客に対して、発行することができるようになり、ミャンマーの保険マーケットの外資開放となる自由化の第一歩となる。</li> <li>・ 2000人以上登録された個人代理店は、ミャンマ保険公社と国内民間保険会社(2社)の合計3社まで代理店登録を制限されていたが、すべての保険会社と代理店登録を行い、保険料の領収・保険会社への送金を実施することができるように許可を代理店に拡大。</li> <li>・ IBRBは、営業権の付与など規制関連を担当している。2月に、理事会の理事長（Chairman）は、計画・財務副大臣が就任し、二番目のポジションである秘書（Secretary）は、ミャンマ保険公社の社長が兼務していたが、金融規制局（FRD）の局長に変更。</li> </ul> |
| 2016 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2月にIBRBは、計画・財務省の金融監督局(FRD)に事務局業務を含めて一連の監督業務を移管。金融規制局（FRD）は、自由化に向けて規制の緩和の具体的な内容と監督方法の検討を世界銀行と開始。</li> <li>・ 2017年中には、国内の民間保険会社に、11種類の保険商品販売の追加を許可する方向で審議を実施（現在は、9種類、12タイプ）。</li> <li>・ ミャンマー保険協会の設立、保険監督のためのオンサイト・モニタリングの準備を開始。</li> </ul>   |

出典：保険会社資料、AXCO、インタビューに基づき、調査団作成（2017年3月）

### 3.3. 民間保険会社の現状

#### 3.3.1. ミャンマー国籍の民間保険会社の状況

前述のとおり、1963年以降の50年間、ミャンマ保険公社が、保険市場を独占していた。2012年に民間保険会社への開放を受け、12社の設立が承認され、2013年以降に、11社が営業を開始し、1社は、資本金の払い込みを留保した。営業を開始した保険会社は、9社が生損保兼営保険会社、3社が生命保険会社となり、合計11社すべてが国内資本100%である。ミャンマー国内で、営業している国営及び民間の保険会社は、12社で、その組織形態と出資組織は、以下の通りである。

表 13：ミャンマー国内の保険会社と出資組織等

| NO. | ミャンマー連邦共和国の保険会社名             | 組織形態   | グループ会社/管轄・関係組織                              |
|-----|------------------------------|--------|---|
| 1   | Myanma Insurance             | 国営保険会社 | Ministry of Planning and Finance            |
| 2   | Aung Thistar Oo Insurance    | 生損保兼営  | Myanmar Economic Corporation                |
| 3   | AYA Myanmar Insurance        | 生損保兼営  | Max Myanmar Group                           |
| 4   | Excellent Fortune Insurance  | 生損保兼営  | Excellent Fortune Development Group         |
| 5   | First National Insurance     | 生損保兼営  | Htoo Group                                  |
| 6   | Global World Insurance       | 生損保兼営  | Asia World Group                            |
| 7   | Grand Guardian Insurance     | 生損保兼営  | Shwe Taung Group                            |
| 8   | IKBZ Insurance               | 生損保兼営  | KBZ Group                                   |
| 9   | Young Insurance              | 生損保兼営  | Young Investment Group (Micro Finance 事業あり) |
| 10  | Aung Myint Moe Min Insurance | 生保     | Myanmar Economic Corporation                |
| 11  | Capital Life Insurance       | 生保     | Capital Diamond Star Group                  |
| 12  | Citizen Business Insurance   | 生保     | CB Bank Group: Co-operative Bank            |

出典：各会社のHP及び保険会社の資料より調査団作成（2017年3月）

これらの保険会社は、ミャンマー国内で事業を成功させている大手コングロマリット企業、政府系もしくは軍関係の企業が出資者となっている。また、グループ内に銀行やマイクロファイナンス機関を含む金融会社を保有している。

表 14：ミャンマー国内の保険会社の提携金融機関・資本金・従業員数

| NO. | 保険会社名                        | グループまたは提携の銀行/金融機関                   | 資本金(Kyat)   | 従業員数(人) |
|-----|------------------------------|-------------------------------------|-------------|---------|
| 1   | Myanma Insurance             | —                                   | 5.67 億 Kyat | 1,393   |
| 2   | Aung Thistar Oo Insurance    | Myawaddy Bank / Inwa Bank           | 460 億 Kyat  | 137     |
| 3   | AYA Myanmar Insurance        | Ayeyarwady Bank (AYA Bank)          | 460 億 Kyat  | 300     |
| 4   | Excellent Fortune Insurance  | —                                   | 460 億 Kyat  | 50      |
| 5   | First National Insurance     | Asia Green Development Bank         | 460 億 Kyat  | 237     |
| 6   | Global World Insurance       | —                                   | 460 億 Kyat  | 108     |
| 7   | Grand Guardian Insurance     | グループ内銀行は無いが、10 銀行と提携                | 460 億 Kyat  | 406     |
| 8   | IKBZ Insurance               | Kanbawza Bank                       | 460 億 Kyat  | 600     |
| 9   | Young Insurance              | Myanmar Industrial Development Bank | 460 億 Kyat  | 25      |
| 10  | Aung Myint Moe Min Insurance | Inwa Bank                           | 60 億 Kyat   | 200     |
| 11  | Capital Life Insurance       | Myanmar Citizens Bank と提携           | 60 億 Kyat   | 60      |
| 12  | Citizen Business Insurance   | Co-operative Bank                   | 60 億 Kyat   | 135     |

出典：各会社のHP、保険会社の資料、インタビューより調査団作成（2017年5月）

保険会社の取締役等の資質規制については、特段規定されていない。国営保険会社であるミャンマ保険公社の出身者が、国内民間保険会社に、転職して、管理職、顧問、指南役として配置されていることが多い。各民間保険会社のインタビューでも、ミャンマ保険公社の出身者の役員が説明することが多かった。保険業法施行規則 30 条(e)では、民間保険会社は、幹部 (Principal Officer) を選任することを明記している。

保険会社の設立時に充足を求められている最低資本金は、損害保険の場合は、400 億 Kyat、生命保険の場合は、60 億 kyat、生損保兼営の場合は、460 億 kyat と保険業施行規則第 4 章 6 条に規定している。先進国と比較しても非常に高額な資本金を設定している。また、保険会社は、ミャンマー経済銀行に口座を開設し、払込資本の 10%に相当する金額を預け入れ、払込資本の 30%に相当する国債を購入することを規定している。

## (1) 約款・商品の認可手続きと認可の状況

保険約款や料率は、事前認可制であるが、民間保険会社は国営保険会社と同一のタリフ料率および約款を使用している。約款は、インド国の約 60 年前の約款を参考に利用しており、古い約款による保険商品のため、すべての保険商品を新保険商品としての改定がミャンマー保険業界としての課題となっている。

保険約款、保険料率等の保険商品の認可手続きは、IBRB (保険事業規制理事会) の事前認可が必要であることが、施行規則 29 条 (a), (b) に規定されている。保険会社は、IBRB (保険事業規制理事会) に保険商品の内容 (保険約款、保険料率、保険販売方法等の説明資料) を申請し、早い場合は、1 ヶ月程度での審議で認可、状況により 5 ヶ月程度で、認可となるとされている。現在、ミャンマ保険公社は、29 種類程度の保険商品を販売しており、その中から、9 種類の保険商品を民間保険会社が販売している。2013 年の当初は、6 種類から開始したが、その後、医療保険など 3 種類が追加された<sup>29</sup>。民間保険会社は、独自約款や独自保険料率の使用を認められておらず、全社が、ミャンマ保険公社と同一の保険約款、保険料率の保険商品を使用している。

最近では、2016 年 12 月に、新商品の認可申請の受付が開始され、各保険会社から 28 種類の新商品が申請された。1 月~3 月に、IBRB (保険事業規制理事会) で協議され、国内の民間保険会社に対し、11 種類の保険商品が 4 月 1 日に認可が下りる予定であったが、6 月現在発表はない。また、国内の民間保険会社が、これまで、認められていなかった再保険の取り扱いも 2017 年内には、開始できる予定としている。双方の認可は、近々発表される予定である。

## (2) 保険商品

保険業界全体の公表データはないが、種目割合として、火災保険 (約 4.5 割)、自動車保険 (約 3.5 割)、生命保険 (約 1 割) と推定されている。販売網が銀行を主体とした民間保険会社は、火災保険が、8 割のところもある。計画・財務省の元副大臣によると、各保険会社からの収集統計データは、2015 年まで、IBRB (保険事業規制理事会) (Insurance Business Regulatory Board) の事務局であった国営保険公社のミャンマ保険公社がデータを集約していた。しかし、集約したデータは、倉庫に積み上げるのみで、データの集計・分析業務を実施していないとのことであった。また、2016 年から正式に、事務局となった計画・財務省の金融規制局 (Financial Regulatory Department) は、2016 年から保険会社のデータを集約開始したため、過去のデータを保有しておらず、2016 年度のデータから集約する予定であるということであった。2017 年に、そのデータの一部を開示する方向で検討しているようであった。なお、ミャンマ保険公社は、2016 年度のアニュアルレポートを 26 年ぶりに作成する予定で、2017 年の 6 月~9 月には、発行予定としている。ミャンマ保険公社の過去のアニュアルレポートは、1990 年代途中から作成及び発行していなかった。

2017 年 3 月現在、民間保険会社が、販売している 9 種類 (12 のタイプ) の保険商品は、以

<sup>29</sup> ミャンマ保険公社のインタビューにより調査団確認

下のおりである。保険約款及び保険料率は、国営であるミャンマ保険公社及び 11 社の民間保険会社の双方とも同じ内容で販売している。

**表 15 : 民間保険会社が販売する保険商品一覧**

| ミャンマーの民間保険会社が販売する保険商品                                    |                       |
|--|-----------------------|
| (1) Life Insurance                                       | (1) 生命保険              |
| ① Public Life Insurance                                  | ① 公的生命保険              |
| ② Group Life Insurance                                   | ② グループ生命保険 / グループ傷害保険 |
| ③ Snake Bite Insurance                                   | ③ 毒蛇傷害保険              |
| ④ Sports-men Life Insurance                              | ④ スポーツ傷害保険            |
| (2) Fire Insurance                                       | (2) 火災保険              |
| (3) Cash in Safe Insurance                               | (3) 現金保管保険            |
| (4) Cash in Transit Insurance                            | (4) 現金運送保険            |
| (5) Fidelity Insurance                                   | (5) 身元信用保険            |
| (6) Motor Insurance                                      | (6) 総合自動車保険           |
| (7) Special High Way Insurance (Travel Insurance)        | (7) 旅行保険              |
| (8) Health Insurance                                     | (8) 医療保険              |
| (9) Marine Cargo Insurance                               | (9) 貨物海上保険            |
| (Marine Cargo Insurance, Inland Transit Cargo Insurance) | (海上保険/貨物保険/国内運送保険)    |

出典：インタビューにより、調査団作成（2017年3月）

**表 16 : ミャンマ保険公社が販売する保険商品一覧**

| ミャンマー保険公社が販売する保険商品   |                               |
|--|-------------------------------|
| (1) Government Services Personnel Life Insurance   | 行政サービス専任者向け生命保険               |
| (2) Army Personnel Life Insurance  | 軍人向け生命保険                      |
| (3) Public Life Insurance  | 公的生命保険                        |
| (4) Group Life Insurance   | グループ生命及び傷害保険                  |
| (5) Seaman Life Insurance  | 船員生命及び傷害保険                    |
| (6) Life Insurance for Personnel with Shore Job  | 陸揚げ専任者向け生命及び傷害保険              |
| (7) Sportsman Life Insurance   | スポーツ傷害保険                      |
| (8) Snakebite Life Insurance   | 毒蛇傷害保険                        |
| (9) Health Insurance   | 医療保険                          |
| (10) Fire & Allied Perils Insurance  | 火災及び系列危険の財産保険                 |
| (11) Burglary Insurance  | 盗難保険                          |
| (12) Fidelity Guarantee Insurance  | 身元信用保険                        |
| (13) Cash in Safe Insurance  | 現金保管保険                        |
| (14) Cash in Transit Insurance   | 現金運送保険                        |
| (15) Personal Accident & Disease Insurance   | 傷害及び疾病保険                      |
| (16) Workmen's Compensation Insurance  | 労災保険                          |
| (17) Liability Insurances  | 第三者賠償責任保険                     |
| a. Miners' Liability Insurance   | 採鉱・鉱山業向け賠償責任保険                |
| b. Third Party Liability Insurance/Public Liability Insurance/ Comprehensive General Liability Insurance | 第三者賠償責任保険、施設賠償責任保険、総合一般賠償責任保険 |
| (18) Contractor's & Machineries Insurance  | 技術保険(エンジニアリング保険)              |
| a. Contractor's All Risks Insurance  | 建設工事保険                        |
| b. Erection All Risks Insurance  | 組立保険                          |
| c. Electronic Equipment Insurance  | 電子設備保険                        |
| d. Machinery Insurance   | 機械保険                          |
| (19) Deposit Insurance   | 預金保険/保証保険                     |
| (20) Marine Cargo Insurance  | 海上貨物保険                        |
| (21) Marine Hull & Machinery Insurance   | 海上船舶及び海上機械保険                  |
| (22) Aviation Hull Insurance   | 航空保険                          |
| (23) Aviation Liability Insurance  | 航空賠償責任保険                      |
| a. Crew Personal Accident Insurance  | 飛行機乗務員傷害保険                    |
| b. Aviation Hull Deductible Insurance  | 航空機賠償責任保険(航空機自体の賠償を除く)        |
| c. Aviation Hull War & Allied Perils Insurance   | 航空戦争及び系列危険賠償責任保険              |
| (24) Travel Insurance  | 旅行保険                          |
| (25) Ship Owner and Ship Operator's Liability Insurance  | 船舶所有者及び船舶事業者向け賠償責任保険          |
| (26) Tiger Fishing Barge Owner's Liability Insurance   | 漁業艇船所有者賠償責任保険                 |
| (27) Oil & Gas Insurance   | 石油及び天然ガス事業者向け保険               |
| (28) Third Party Liability Insurance   | 第三者賠償責任保険                     |
| (29) Comprehensive Motor Insurance   | 総合自動車保険                       |

出典：ミャンマ保険公社 HP 及びインタビューより、調査団作成（2017年3月）

ミャンマ保険公社は、上記のと通りの 29 種類 (36 タイプ) の保険商品を販売していると HP 上に開示しており、さらに細分化すると 48 タイプの保険商品の取り扱いがあるとされる<sup>30</sup>。

### (3) 強制保険制度

自動車第三者賠償責任保険や特定企業向けの第三者賠償責任保険 (環境汚染) 等がある。ミャンマーでは、1993 年公布のミャンマ保険公社法 (The Myanmar Insurance Law)、および第三者賠償責任保険規則 (Third-Party Liability Insurance Rules 2003) により、ミャンマー国内の自動二輪車 (バイク) を含む全ての自動車の所有者に対して、ミャンマ保険公社を通じての第三者賠償保険への加入が義務づけている。これは、ミャンマ保険公社法の第 6 章 15 条に規定している。なお、民間保険会社 11 社は、現時点では販売できない。なお、2014 年 5 月より、高速利用バス利用者対象の強制傷害保険制度が設けられた。本制度は、高速道路における交通事故の多発を受け、設けられたものであり、一部の民間保険会社に取り扱いが認められた<sup>31</sup>。保険商品名は、Special High Way Insurance (Travel Insurance) (旅行保険) として販売している。

#### ●強制第三者賠償責任保険 (Compulsory Third Party Liability Insurance)

補償限度額は、次の通りで、補償金額は、低い水準である。

- ①対人死亡 1,000,000 kyat (約 10 万円) / 一名当り
- ②後遺障害 800,000 kyat (約 8 万円) / 一事故当り
- ③対物 500,000 kyat (約 5 万円) / 一事故当り

### (4) 保険商品関係の統計データの状況

保険業界全体の公表データがないため、インタビュー等で個別に入手した資料や口頭で確認した数値に基づいて、以下の通り記載する。表 18 の推定収入保険料は、一般の企業の売上に相当する数値である。

表 17 : 国内保険会社 (上位 7 社) の推定収入保険料

| 上位7社の保険会社名                | 従業員数 | 推定収入保険料 (Kyat) |                |                |
|---------------------------|------|----------------|----------------|----------------|
|                           |      | 2014年度         | 2015年度         | 2016年度         |
| Myanma Insurance          | 1393 | 30,395,698,860 | 32,551,151,860 | 47,058,872,956 |
| IKBZ Insurance            | 600  | 4,200,000,000  | 6,500,000,000  | 12,000,000,000 |
| Grand Guardian Insurance  | 406  | 3,878,132,223  | 6,144,734,951  | 7,000,000,000  |
| AYA Myanmar Insurance     | 300  | 2,145,024,989  | 3,260,230,189  | 5,500,000,000  |
| Aung Thistar Oo Insurance | 137  | 3,215,650,000  | 3,848,230,000  | -              |
| First National Insurance  | 237  | 2,500,000,000  | 3,800,000,000  | -              |
| Global World Insurance    | 108  | 573,263,677    | 1,255,285,018  | 1,848,860,582  |

出典：インタビューより入手の数値 (灰色部分)、入手決算書からの数値 (白) より調査団作成 (ミャンマーの決算期間：2016 年度は、2016 年 4 月 1 日~2017 年 3 月 31 日、なお、Global World Insurance の数値は、2016 年 1 月 1 日~2016 年 12 月 31 日のデータとなっている。) (2017 年 5 月)

各保険会社の保険種目の販売割合を確認したところ、概ね火災保険が、32~80%、最近契約が増えている自動車保険が、15~46%、生命保険が、1~16% (旅行保険等の傷害保険も含む) となっており、保険会社は火災保険及び自動車保険を中心に販売している。また、生命保険の割合が非常に低いのが特徴である。上位 7 社の各保険会社の推定割合を以下の表の通り記載する。

<sup>30</sup> Sein Min 氏 (元インシュランス保険公社の General Manager) のインタビューによる。

<sup>31</sup> (公益) 損害保険事業総合研究所 アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について (その 2) 2015 年 3 月 P284

表 18：国内保険会社（上位7社）の各種目の推定割合

| 上位7社の保険会社名                | 推定割合                      |          |         |
|---------------------------|---------------------------|----------|---------|
|                           | 火災保険(%)                   | 自動車保険(%) | 生命保険(%) |
| Myanma Insurance          | 45                        | 30       | 10      |
| IKBZ Insurance            | 80                        | 15       | -       |
| Grand Guardian Insurance  | 35                        | 46       | 16      |
| AYA Myanmar Insurance     | 42                        | 41       | 6       |
| Aung Thistar Oo Insurance | (1位 火災保険、2位自動車保険、3位 旅行保険) |          |         |
| First National Insurance  | 45                        | 40       | 1       |
| Global World Insurance    | 32                        | 41       | 8       |

出典：インタビュー（2017年3月）より確認した数値より調査団作成（業界の推定順位順に保険会社を記載）

入手できた民間保険会社の資産額及び損害率の状況は、それぞれ、以下の通りである。記載の各保険会社は、営業開始してから、まだ3年程度のため、資産額は、資本金である460億 kyat から少し上乘せした程度の状況である。Grand Guardian Insurance の資産額の内訳としては、不動産及び設備が24%程度、投資資産が25%程度、現金資産が37%程度となっている。各保険会社とも保険料収入が増加していることから、単年度の損害率（当該年度の支払保険金÷当該年度の収入保険料）は、現在のところ非常に安定している<sup>32</sup>。例えば、AYA Myanmar Insurance は、2016年3月末の年間収入保険料の成長率は、60%となっており、2017年3月末も60%~65%以上の目標を設定して営業推進している。IKBZ Insurance は、銀行を通じた火災保険が中心である一方、Grand Guardian Insurance 等のその他の保険会社は、火災保険及び自動車保険の販売を増加させながら、収入保険料を伸ばしている。

表 19：民間保険会社の資産額（2016年3月末）

| 保険会社名                     | 合計資産(kyat)     |
|---------------------------|----------------|
| IKBZ Insurance            | 60,091,845,132 |
| Grand Guardian Insurance  | 54,289,681,898 |
| AYA Myanmar Insurance     | 52,020,027,384 |
| Aung Thistar Oo Insurance | 58,360,523,000 |
| Global World Insurance    | 49,185,956,219 |

出典：インタビュー（2017年3月）及び入手した年報資料より調査団作成

表 20：民間保険会社の損害率の状況（2016年3月末）

| 保険会社名                     | 損害率(%)                 |
|---------------------------|------------------------|
| Grand Guardian Insurance  | 29.20%                 |
| AYA Myanmar Insurance     | 16.68%                 |
| Aung Thistar Oo Insurance | 火災:4.97%<br>自動車:25.83% |
| Global World Insurance    | 20.55%                 |

出典：各保険会社から入手した年報資料より調査団作成（2017年3月）

各3社の民間保険会社の資産構成は、以下の通りである。

<sup>32</sup> 一般的には、損害率が、60%~70%の水準で、保険会社の純利益が黒字となる水準と言われている。

表 21 : 3 社の民間保険会社の資産構成 (単位:Kyat)

| ①Grand Guardian Insurance 資産構成        |                     | 2016年3月末                 |
|---------------------------------------|---------------------|--------------------------|
| Assets                                | 資産                  |                          |
| Property, plant and equipment         | 有形固定資産              | 13,048,536,525.53        |
| Intangible assets                     | 無形固定資産              | 89,212,143.00            |
| Investment                            | 投資                  | 13,800,000,000.00        |
| Insurance and other receivable        | 保険や他の収入金            | 7,020,138,282.68         |
| Cash and cash equivalent              | 現金や預金等              | 20,331,794,947.02        |
| <b>Total assets</b>                   | <b>資産合計</b>         | <b>54,289,681,898.23</b> |
| Equity                                | 資本                  |                          |
| Issued and paid-up capital            | 払込資本                | 46,920,000,000.00        |
| Share premium                         | 資本剰余金               | 92,000,000.00            |
| Life insurance fund                   | 生命保険準備基金            | 1,926,731,737.85         |
| Fire insurance fund                   | 火災保険準備基金            | 1,320,478,306.72         |
| Comprehensive motor insurance fund    | 自動車保険準備基金           | 1,555,730,931.68         |
| Marine and aviation insurance fund    | 海上や航空保険準備基金         | 34,269,991.34            |
| General reserve fund                  | 一般準備基金              | 316,475,433.85           |
| Retained earning                      | 利益剰余金               | 0.00                     |
| <b>Total equity</b>                   | <b>資本合計</b>         | <b>52,165,686,401.44</b> |
| Liabilities                           | 負債                  |                          |
| Provisions, claims and other payables | 引当金、請求および<br>その他の債務 | 2,123,995,496.79         |
| <b>Total liabilities</b>              | <b>負債合計</b>         | <b>2,123,995,496.79</b>  |
| <b>Total equity and liabilities</b>   | <b>資本及び負債合計</b>     | <b>54,289,681,898.23</b> |
| <hr/>                                 |                     |                          |
| ②AYA Myanmar Insurance 資産構成           |                     | 2016年3月末                 |
| Assets                                | 資産                  |                          |
| Property, Plant & Equipment           | 有形固定資産              | 5,323,728,337.00         |
| Investments                           | 投資                  | 13,800,000,000.00        |
| Inventories                           | 棚卸資産                | 11,325,552.00            |
| Accounts Receivable                   | 売掛金                 | 39,961,942.00            |
| Accounts from Shareholders            | 株主勘定                | 22,230,000,000.00        |
| Advance Tax                           | 前払い税                | 550,000,000.00           |
| Prepayments and Advances              | 前払い金                | 76,685,544.00            |
| Bank and Cash                         | 現金や預金               | 9,988,326,009.00         |
| <b>Total assets</b>                   | <b>資産合計</b>         | <b>52,020,027,384.00</b> |
| Equity                                | 株主資本                |                          |
| Issued and Paid Up Capital            | 払込資本                | 46,000,000,000.00        |
| General Reserve                       | 一般準備金               | 650,000,000.00           |
| Life Assurance Reserve                | 生命保険準備金             | 594,536,667.00           |
| Fire and General Insurance Reserves   | 火災や一般保険準備金          | 957,418,686.00           |
| Comprehensive Motor Insurance Resrve  | 自動車保険準備金            | 719,790,319.00           |
| General Specific Resrves              | 一般特定準備金             | 230,172,716.00           |
| Retained Earnings                     | 利益剰余金               | 1,216,308,795.00         |
| <b>Total equity</b>                   | <b>資本合計</b>         | <b>50,368,227,183.00</b> |
| Current Liabilities                   |                     |                          |
| Provisions, claims and other payables |                     | 1,651,800,201.00         |
| <b>Total liabilities</b>              |                     | <b>1,651,800,201.00</b>  |
| <b>Total equity and liabilities</b>   |                     | <b>52,020,027,384.00</b> |
| <hr/>                                 |                     |                          |
| ③Aung Thistar Oo Insurance 資産構成       |                     | 2016年3月末                 |
| Assets                                | 資産                  |                          |
| Bank Balance                          | 現金や預金               | 2,433,448,000.00         |
| Fixed Assets                          | 固定資産                | 9,607,007,000.00         |
| <b>Current Assets</b>                 | <b>流動資産</b>         | <b>46,320,068,000.00</b> |
| <b>Total assets</b>                   | <b>資産合計</b>         | <b>58,360,523,000.00</b> |
| Capital Resources                     | 資本資源                |                          |
| Authorized Capital                    | 授權資本                | 46,000,000,000.00        |
| Issued Capital                        | 払込資本                | 46,517,000,000.00        |
| Reserved for Fund                     | 準備基金                | 3,687,214,000.00         |
| Retained earning                      | 利益剰余金               | 5,364,575,000.00         |
| <b>Total Shareholder's Funds</b>      | <b>総株主資本金</b>       | <b>55,568,789,000.00</b> |
| Current Liabilities                   | 流動負債                | 2,601,734,000.00         |
| Creditor                              | 債券債務                | 190,000,000.00           |
| <b>Total liabilities</b>              | <b>負債合計</b>         | <b>2,791,734,000.00</b>  |
| <b>Total capital and liabilities</b>  | <b>資本及び負債合計</b>     | <b>58,360,523,000.00</b> |

出典 : 各保険会社の年報 (アニュアルレポート) より調査団作成 (2017年3月)

各保険会社の情報開示情報を一覧にすると以下の通りとなる。年報（アニュアルレポート）及び年報内に決算状況が記載されている内容が、会社ホームページに掲載されている保険会社は、2社のみとなっている。全ての会社が会社概要をホームページ上に掲載している。進んでいる会社は、販売している保険商品の内容、保険約款、保険料試算等も掲載されている一方で、会社概要1ページのみのところもある。また、英語は、全て掲載されているが緬語（ミャンマー語）での掲載が無い会社が6社あった。冊子の年報を作成している会社は、3社あった。その内の1社（No.1：Aung Thitsar Oo Insurance）は、リーフレットのみ作成しホームページには開示されていなかった。

表 22：ミャンマー保険会社の情報開示状況

| No. | 保険会社名                                    | HP開示の状況 |    |    | HP内の決算書または年報の有無 |         |         |         |
|-----|--|---------|----|----|-----------------|---------|---------|---------|
|     |  | HP有無    | 英語 | 緬語 | 決算書開示           | 2013年度版 | 2014年度版 | 2015年度版 |
| 1   | Aung Thitsar Oo Insurance Co.,Ltd.       | ○       | ○  | -  | -               | -       | -       | -       |
| 2   | Aung Myint Momin Insurance Co.,Ltd.      | ○       | ○  | ○  | -               | -       | -       | -       |
| 3   | AYA Myanmar Insurance Co.,Ltd.           | ○       | ○  | -  | -               | -       | -       | ○       |
| 4   | Capital Life Insurance Co.,Ltd.          | ○       | ○  | ○  | -               | -       | -       | -       |
| 5   | Citizen Business Insurance Co.,Ltd.      | ○       | ○  | -  | -               | -       | -       | -       |
| 6   | Excellent Fortune Insurance Co.,Ltd.     | ○       | ○  | ○  | -               | -       | -       | -       |
| 7   | First National Insurance Co.,Ltd.        | ○       | ○  | -  | -               | -       | -       | -       |
| 8   | Global World Insurance Co.,Ltd.          | ○       | ○  | -  | -               | -       | -       | -       |
| 9   | Grand Guardian Insurance Public Co.,Ltd. | ○       | ○  | ○  | -               | ○       | ○       | ○       |
| 10  | I.K.B.Z. Insurance Co.,Ltd.              | ○       | ○  | ○  | -               | -       | -       | -       |
| 11  | Myanma Insurance                         | ○       | ○  | ○  | -               | -       | -       | -       |
| 12  | Young Insurance Global Co.,Ltd.          | ○       | ○  | -  | -               | -       | -       | -       |

出典：各社のホームページ（HP）を調査団が確認して作成（2017年3月）

### (5) 民間保険会社の組織体制

各保険会社の本部及び支店数一覧は、以下のとおりで、その他の保険会社は、本部（ヤンゴン市内）のみの状況である。また、一部の保険会社は、順調に増収しており、支店の数を増やすために、当局に支店を申請している。

表 23：ミャンマー保険会社の本店及び支店数一覧

| 保険会社名                      | 従業員数 | 本店と支店数 | 支店増加予定数 |
|----------------------------|------|--------|---------|
| Myanma Insurance           | 1393 | 40     | -       |
| IKBZ Insurance             | 600  | 16     | 3       |
| Grand Guardian Insurance   | 406  | 12     | 3       |
| AYA Myanmar Insurance      | 300  | 3      | 5       |
| Aung Thistar Oo Insurance  | 200  | 3      | -       |
| First National Insurance   | 237  | 5      | -       |
| Global World Insurance     | 108  | 3      | -       |
| Citizen Business Insurance | 135  | 4      | -       |
| Capital Life Insurance     | 60   | 4      | -       |

出典：各保険会社のインタビューの結果に基づき、調査団が作成（2017年3月）

Grand Guardian Insurance の場合、保険事業の契約引受けや資金運用のための投資をする際に事業収入を得る為、堅実なガバナンス体制を構築している。また、利益の大きな減少変動を低減し、株主利益を増加させている。さらに、持続可能な収益を生むために、リスクとリターンを保険引受けリスク、債権の信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクのそれぞれのリスクを評価する体制を構築している。その経営体制は、以下の図の通りである。同社は、2014年度から当初の事業計画より前倒して株主配当を開始している。



図 4 : Grand Guardian Insurance のリスク管理体制図 (1)  
 出典 : GGI Annual Report 2015-2016, P30



အာမခံကုမ္ပဏီတစ်ခုနေ့ဖြင့် အောက်ဖော်ပြပါ Risk အမျိုးအစားများနှင့် ကြုံတွေ့နိုင်သည့် အလားအလာ များရှိပါသည်။

**Type of Risk**

- |   |   |
|---|---|
| <p><b>Operation Risk</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Distribution Risk</li> <li>2. Technology Risk</li> <li>3. Business Process Risk</li> </ol> | <p><b>Underwriting Risk</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Pricing Risk</li> <li>2. Policy Holder Behavior Risk</li> </ol>   |
| <p><b>Credit Risk</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Default Risk</li> <li>2. Counterparty Risk</li> </ol>   | <p><b>Market Risk</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Equity Risk</li> <li>2. Interest Rate Risk</li> <li>3. Re-investment Rate Risk</li> <li>4. Currency Risk</li> </ol> |
| <p><b>Other Significant Risk</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. Strategy Risk</li> <li>2. Regulatory Risk</li> </ol>                               |   |

図 5 : Grand Guardian Insurance のリスク管理体制図 (2)  
 出典 : GGI Annual Report 2015-2016, P31

また、AYA Myanmar Insurance は、会社全体の組織図を開示している。経営会議、監査・コンプライアンス委員会や、経営委員会の中でリスク管理委員会、負債アセスメント委員会を設置して運営している。その全体組織図は、以下の通りである。

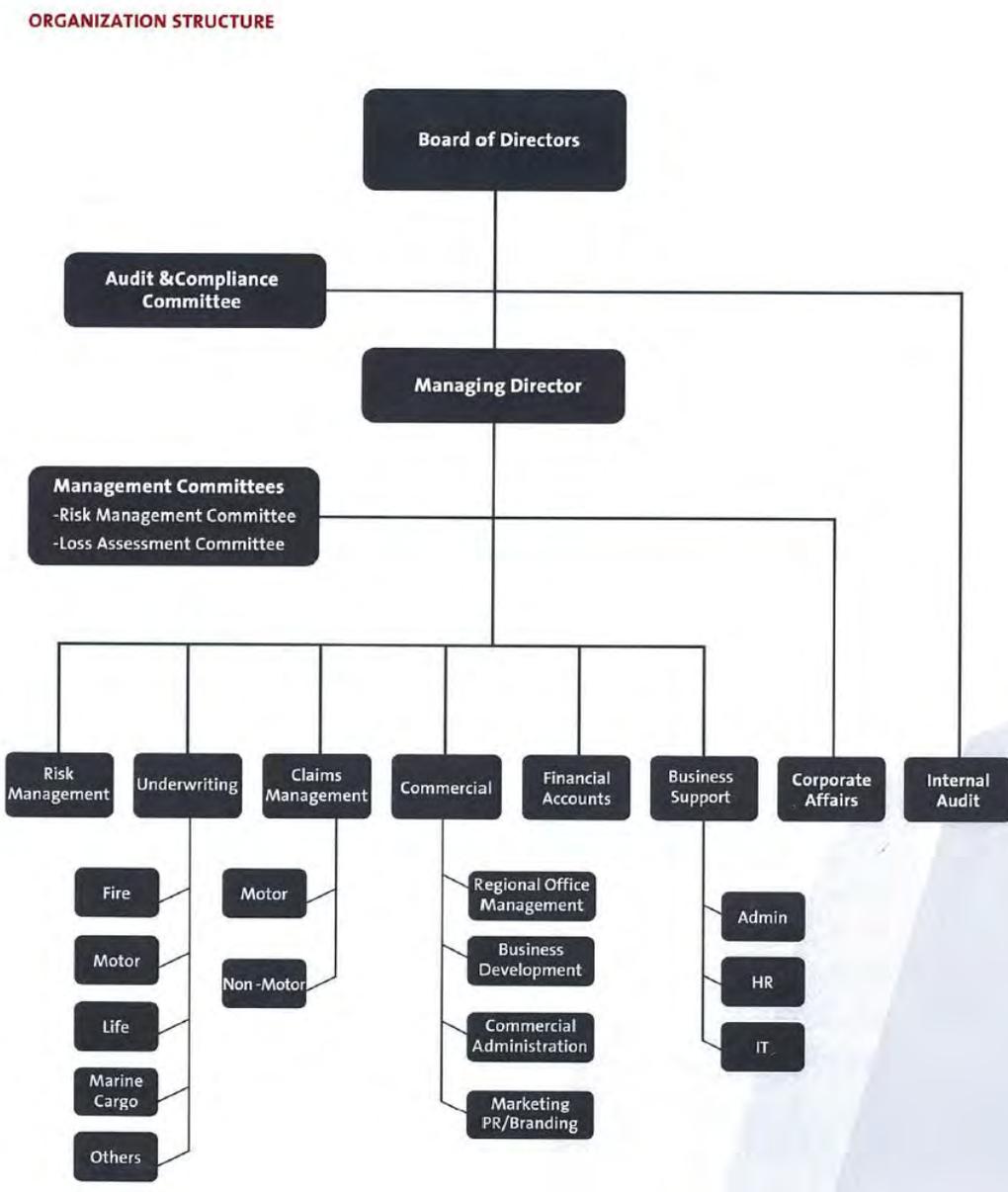


図 6 : AYA Myanmar Insurance の組織体制

出典 : AMI Year Book 2016, P8

AYA Myanmar Insurance によるとミャンマーのインフレ率は、7%、銀行の預金利率が 8%程度と高い利率のため、特に複雑な資産運用を細かく対応せず、国債、預金のみで資産運用している。現在、資産運用から得た利益を生命保険の契約者に対して利益還元する仕組みの生命保険商品を構築していないため、将来的には、構築したいとしている<sup>33</sup>。

<sup>33</sup> AYA Myanmar Insurance 社長とのインタビューにより記載

Organization of Global World Insurance Co.,Ltd

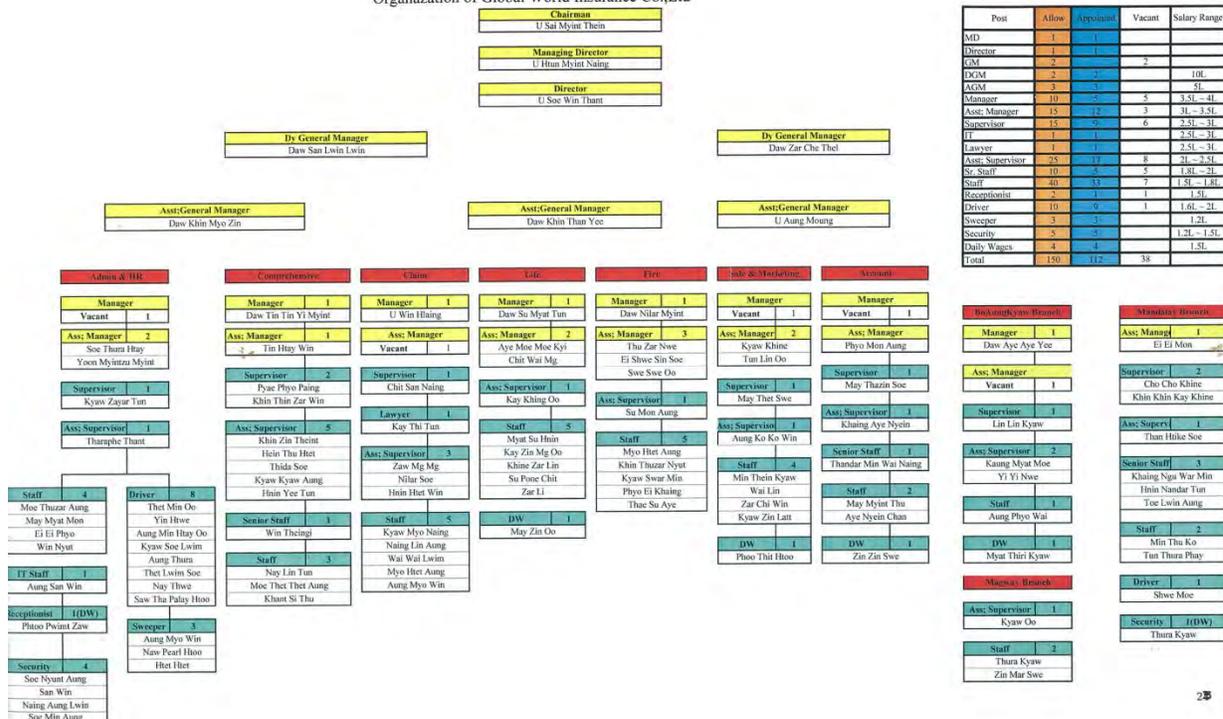


図 7 : Global World Insurance の組織図及び同社内の掲示版

出典 : 同社提供資料 (上) 及び調査団により同社内を撮影 (下) (2017年3月)

Global World Insurance は、経営会議とともに、顧問委員会と監査委員会が設けられて、上記の通り、事業部門（ビジネス開発部門と運営部門）を中心に、強力な営業推進のもと、保険契約を伸ばしている。

(6) 契約者保護制度

契約者保護制度はないが、ミャンマ保険公社の保険契約に関しては、国が最終的な責任を負っている。

## (7) 付保規制

国内所在リスクは、国内で免許を受けた保険会社にのみ保険契約が可能な保険付保の規制がある。一方で、新たに開業した国内の民間保険会社は、取り扱い保険種類を9種類（12タイプ）の保険種類に限定されており、かつ、外国保険会社との再保険取引が許されていない。従って、国内の民間保険会社が提供していない保険契約や保険サービスを必要とする企業等は、出再が許されているミャンマ保険公社を通じて保険手配を行っている。

そのため、国内の民間保険会社は、ミャンマ保険公社を代替するに至っていない。前述 3.1 に記載のとおり、日系も含めた外国企業が当地で活動するために必要とされる損害保険は、ほとんどの場合、ミャンマ保険公社と日系保険会社のような外国保険会社との協業（元受：ミャンマ保険公社、再保険引受け：外国保険会社）の形態で提供されている。また、特に欧米企業は、ブローカー等から、ミャンマ保険公社と欧米保険会社との協業組成の支援を受けている。

## (8) 保険販売体制

現在では、約 2000 名（営業の実働は、約 1000 名）が登録及び資格取得している個人代理店、直接販売、銀行ルート紹介販売が、主な販売チャネルである。ブローカーによる元受仲介はまだ販売を認められておらず、ミャンマ保険公社の再保険仲介が主であり、法人代理店も存在していない。

表 24：国内保険会社の主な販売網一覧

| No. | 国内の保険会社名                                 | 販売網(特徴)  |
|-----|--|--|
| 1   | Aung Thitsar Oo Insurance Co.,Ltd.       | 軍関係のグループ企業からの直接販売が中心                                   |
| 2   | Aung Myint Momin Insurance Co.,Ltd.      | 軍関係のグループ企業からの直接販売が中心                                   |
| 3   | AYA Myanmar Insurance Co.,Ltd.           | グループ銀行からの販売が中心、社員直接販売、代理店販売も実施                         |
| 4   | Capital Life Insurance Co.,Ltd.          | 直接販売・窓口販売、グループ会社の商材とのセット販売                             |
| 5   | Citizen Business Insurance Co.,Ltd.      | 直接販売・窓口販売のみ  |
| 6   | Excellent Fortune Insurance Co.,Ltd.     | 社員50名の直接販売のみ   |
| 7   | First National Insurance Co.,Ltd.        | グループ銀行、社員直接販売、代理店販売で、銀行販売が中心                           |
| 8   | Global World Insurance Co.,Ltd.          | 直接販売を中心に86%、提携銀行経由の販売は、14%                             |
| 9   | Grand Guardian Insurance Public Co.,Ltd. | 400名の個人代理店、直接販売・窓口販売、提携銀行経由の販売が中心                      |
| 10  | I.K.B.Z. Insurance Co.,Ltd.              | 個人代理店は、登録せず、グループ銀行及び社員の直接販売を実施                         |
| 11  | Myanma Insurance                         | 直接販売、外資系保険会社、外資系ブローカーからの紹介契約等、唯一再保険取引、外資とのフロンティング取引が可能 |
| 12  | Young Insurance Global Co.,Ltd.          | 直接販売。グループのマイクロファイナンス機関とのセット販売を認可、販売予定                  |

出典：各保険会社へのインタビューに基づき調査団作成（2017年3月）

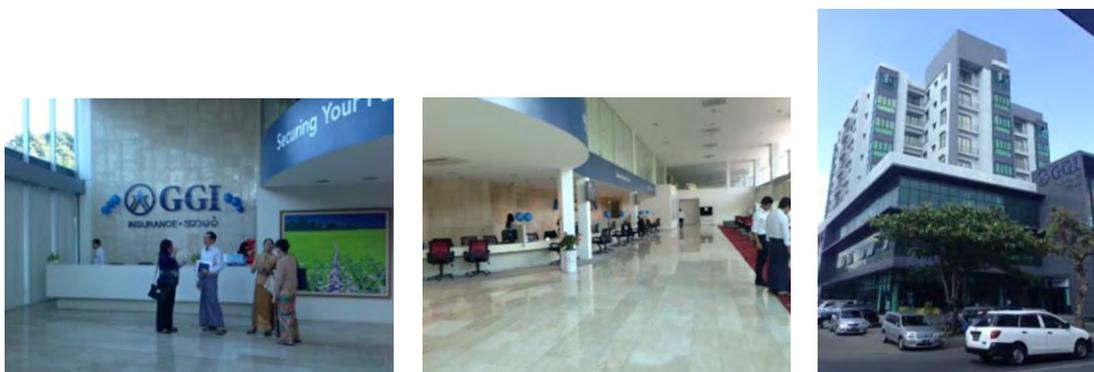


図 8：Grand Guardian Insurance の受付、窓口と本社ビル  
（同社は、1日100名のお客様の窓口対応をしている）

出典：調査団訪問時に撮影（2017年3月）

## (9) 再保険の状況

ミャンマ国内では、強制的に再保険を契約する規制はない。また、国営保険会社のみ再保険契約を許可されており、国内保険会社は、再保険を認められていないため、ある一定の保険金額を超えると7社での共同保険を組成することとなっている。2017年には、国内民間保険会社の再保険を認可する予定で、IBRB 及び計画・財務省がその認可内容、規定を準備している。

共同保険を組成する場合に、一般的に協定される共同保険の分担割合は、以下の表の通り、6社とミャンマ保険公社（Myanma Insurance）で、共同保険分担を行う。この方法では、未だ規模の小さな国内民間保険会社間にリスクが集積されてしまうことから、地震、風水災などの巨大災害時に全社共倒れの破綻が懸念されている。また、自社の謝絶案件（自社の保険引受方針により保険契約を断った案件）が共同保険非幹事として保険契約が流入するなどアンダーライティング面（保険の引受けにあたって、危険の選択、引受条件、料率等を保険会社が決定すること）でも問題が多い。国内の上位の民間保険会社は、ミャンマ保険公社（Myanma Insurance）同様、海外の保険会社と再保険の取引を可能とする規制緩和を要請している。

表 25：共同保険の分担事例

| 自動車保険の保険金額       |          | 100%    |             | 870,000,000 |
|------------------|----------|---------|-------------|-------------|
| 共同保険の内容          | 共同保険分担割合 | 非幹事分担割合 | 共同保険金額      |             |
| 幹事民間保険会社 A       | 34.48%   | -       | 300,000,000 |             |
| Myanma Insurance | 32.76%   | 50.00%  | 285,000,000 |             |
| 非幹事民間保険会社 B      | 6.55%    | 10.00%  | 57,000,000  |             |
| 非幹事民間保険会社 C      | 6.55%    | 10.00%  | 57,000,000  |             |
| 非幹事民間保険会社 D      | 6.55%    | 10.00%  | 57,000,000  |             |
| 非幹事民間保険会社 E      | 6.55%    | 10.00%  | 57,000,000  |             |
| 非幹事民間保険会社 F      | 6.55%    | 10.00%  | 57,000,000  |             |
|                  |          | 100.00% | 870,000,000 |             |

出典：インタビュー保険会社の提示事例に基づき、調査団作成（2017年3月）

## (10) ミャンマー保険協会及び保険料率算定機構の必要性

ミャンマー商工会議所連合会（Union of Myanmar Federation of Chamber of Commerce）には、それぞれ、業界団体が、85 団体設置しているが、保険業界の関連の団体は、設立していない。



図 9：ミャンマー商工会議所連合会が所在する建物（調査団撮影）

出典：調査団により撮影（2017年3月）

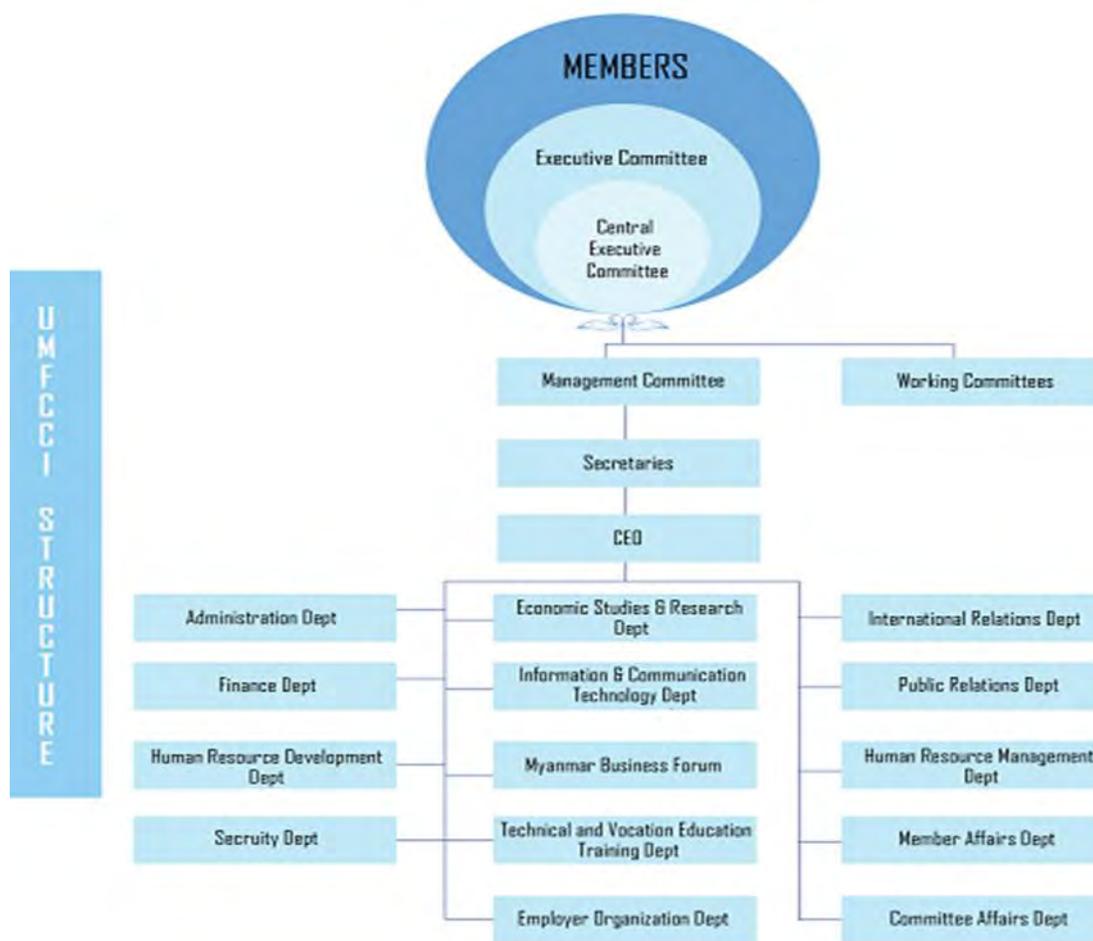


図 10：ミャンマー商工会議所連合会の組織図

出典：ミャンマー商工会議所連合会の案内パンフレットより（2017年3月）

現在、ミャンマーの保険協会の設置申請が行われ、承認待ちの状況である。設置後は、IBRBと保険協会が保険会社や国民の要望を伝える役割を担うことや保険の認知度と意義の理解浸透のために、広報宣伝並びに普及啓発を行い、国民に保険の理解促進を行う予定としている。その組織内に、保険料率算定の組織を置くことも検討している。また、保険マーケットを世界基準合わせる為、民間保険会社側の意見・要望を取りまとめる調整も期待されている。

国内の民間保険会社は、保険商品の自由化を期待している。新しいミャンマー保険協会とIBRBや計画・財務省との対話促進により、保険自由化の進展を期待している。また、保険の規定の内容、約款の内容、保険事業の展開方法、保険料率算定方法について解説するセミナーの主催も期待している。さらに、保険協会の役員には、保険事業の経営計画、経営管理の有識者で、日本やタイからの一部国外の専門家を招へいし、スピード感のある国内保険市場の拡大に寄与できる人材を期待している。政府出身者、ミャンマ保険公社の出身者よりも海外の有識者が役員メンバーの一員となることを期待している声が聞かれた。

新たに設置予定のミャンマー保険協会には、①新しい商品の承認の交渉、②民間保険会社の要望意見を集約し政府に要請、③募集人・代理店への研修・トレーニング・資格取得講習・資格制度検討支援、④保険会社の社員の研修・トレーニング、⑤国民への保険に関する啓蒙・普及活動、⑥国民の保険に対する意識調査、⑦保険会社の事業経営アドバイス、⑧クレームアジャスターの育成、⑨保険数理人（アクチュアリー）の育成、⑩保険事業のIT化支援等が期待されている。

## (11) 海外支援の状況

損害保険分野では、日本損害保険協会が、2016年9月に公益財団法人損害保険事業総合研究所とミャンマーの保険会社、監督官庁（計画・財務省）を対象としたセミナーを開催し、自動車・火災保険の損害調査や損保会社のリスクマネジメントサービス、業界団体の活動等を紹介している。

民間の損害保険会社では、1997年に、損保ジャパン日本興亜(株)は、日本の保険会社として初めて、ミャンマ保険公社と合弁覚書を締結した。当時は外貨不足により同社が外貨建ての契約を引き受けることが難しかったため、1998年に、自動車保険に関する包括的な再保険契約を提供することで、同社の引受けを支援してきている。また、2016年5月に AYA Myanmar Insurance Co., Ltd.と業務協力覚書を締結した。ミャンマーの民間保険会社が業務協力覚書を締結した初めての外国保険会社となった。覚書では、人材交流や研修・セミナーの開催などを通じて、保険引受けや損害査定ノウハウなどの共有を図ることとしている。さらに、異常気象による農家の経済的な損失を緩和する効果があり、ミャンマー農業の発展に貢献できる天候インデックス保険を普及させるため、2014年12月にミャンマー専用試作モデルを開発した。2016年7月にはミャンマー農業協会と業務提携し、その実用化に向け協業することとなった。

民間の生命保険分野では、太陽生命保険(株)が、医療保険の普及及び将来的な本格販売を目的に、試験的に医療保険を開発・販売できるよう、保険商品及び引受け査定方法等を取りまとめた提案書を計画・財務省に提出のうえ、ミャンマー保険公社及び民間保険会社を対象とした研修を積極的に実施している。その結果、同社は2015年には計画・財務省主導の医療保険プロジェクトの正式コンサルタントとして認定されている。その後、同社は2016年に、ミャンマ保険公社との間で、「健全なミャンマー生命保険産業を発展させるための協働に関する覚書」を締結している。医療保険のさらなる販売促進・普及、既存の生命保険商品の見直し、新たな生命保険商品の検討・開発、国民への医療保険に関する啓発活動、国民の生命保険に対する意識調査に取り組むこととしている。また、民間の生命保険会社に生命保険の技術支援を行っている。

ミャンマーの保険業界の自由化とその後の発展を後押しすることを目的に、外資保険会社の駐在員事務所により組織化された任意団体である外国保険会社の代表事務所（Foreign Representative Office、以下「FRO」という。）が設置されている。FROは、それぞれの外資保険会社の強みや知見を基に計画・財務省の金融規制局（FRD）や民間保険会社を支援している。保険商品等の共同開発やミャンマーの人々のニーズに応えるために、また、健全な保険市場の発展を推進するために側面的な支援をしている。例えば、行政および保険関係者のための実践的な研修の実施や保険の意義についてのパンフレットを作成し配布している。現在、AIA Company Limited（香港の生命保険会社）の駐在員事務所が、FROの代表窓口となり、ミャンマー英国商工会議所や英国大使館の基金からの支援により運営されている。



図 11：外国保険会社の代表事務所（FRO）が作成した保険の意義を記載した普及案内チラシ

出典：FRO が提供した普及案内チラシを調査団撮影（2017年3月）

### 3.3.2. 外資系保険会社

#### (1) 外資参入保険会社の状況

現在、外資の保険会社は、駐在員事務所を登録し、ミャンマーの金融・経済及び保険事業の情報収集、同国の保険普及のための技術支援を行っている。現時点で、計画・財務省の資料によると、外資の駐在員事務所として登録されている保険会社は、以下の通りである。なお、生命保険会社である Samsung Life は、2017年3月28日時点においては、登録されておらず、ミャンマーより撤退している。また、第一生命ホールディングス株式会社（2017年4月7日のニュースリリース）が、駐在員事務所を新たに登録している。日系は5社、欧米は9社、日本を除くアジアは10社が進出している。なお、2017年5月時点では、さらに1社の駐在員事務所が登録予定されており、25社の外資駐在員事務所が同国内に登録されると計画・財務省は、認識している。

表 26：外資駐在員事務所の進出状況（2017年3月23日現在事務所登録状況）

| No. | 駐在員事務所設置の会社名（生命保険）                                     | 本社所在国  | 登録年月日 |     |     | 主な保険事業 |
|-----|--|--------|-------|-----|-----|--------|
| 1   | 太陽生命保険(株)  | 日本     | 2012年 | 4月  | 4日  | 生命保険   |
| 2   | AIA Company Limited                                    | 香港     | 2012年 | 12月 | 6日  | 生命保険   |
| 3   | Prudential Holdings Limited                            | 英国     | 2013年 | 6月  | 25日 | 生命保険   |
| 4   | Manulife Financial Life Insurance Ltd. (Asia)          | カナダ    | 2013年 | 7月  | 23日 | 生命保険   |
| 5   | Metlife Asia Co., Ltd.                                 | 米国     | 2013年 | 10月 | 7日  | 生命保険   |
| 6   | The Great Eastern Life Assurance Co., Ltd.             | シンガポール | 2013年 | 12月 | 17日 | 生命保険   |
| 7   | Muang Thai Life Assurance Public Company Limited       | タイ     | 2014年 | 1月  | 21日 | 生命保険   |
| 8   | Shin Kong Life Insurance Co.,Ltd                       | 台湾     | 2015年 | 5月  | 13日 | 生命保険   |
| 9   | Thai Life Insurance Public Co., Ltd.                   | タイ     | 2015年 | 6月  | 23日 | 生命保険   |
| 10  | Samsung Life   | 韓国     | -     | -   | -   | 生命保険   |
| No. | 駐在員事務所設置の会社名（損害保険）                                     | 本社所在国  | 登録年月日 |     |     | 主な保険事業 |
| 1   | 損保ジャパン日本興亜(株)  | 日本     | 1996年 | 4月  | 18日 | 損害保険   |
| 2   | 東京海上日動火災保険(株)  | 日本     | 1997年 | 7月  | 21日 | 損害保険   |
| 3   | 三井住友海上火災保険(株)  | 日本     | 1997年 | 9月  | 30日 | 損害保険   |
| 4   | CHUBB INA International Holdings Ltd.(ACE)             | スイス    | 2013年 | 3月  | 29日 | 損害保険   |
| 5   | Dongbu Insurance                                       | 韓国     | 2014年 | 8月  | 6日  | 損害保険   |
| 6   | New India Assurance Co., Ltd.                          | インド    | 2014年 | 9月  | 5日  | 損害保険   |
| 7   | Allianz Global Corporate & Specialty SE                | ドイツ    | 2014年 | 9月  | 30日 | 損害保険   |
| No. | 駐在員事務所設置の会社名（ブローカー）                                    | 本社所在国  | 登録年月日 |     |     | 主な保険事業 |
| 1   | Poe-ma Insurances                                      | フランス   | 2012年 | 11月 | 7日  | ブローカー  |
| 2   | Pana Harrison (Asia) Pte, Ltd.                         | シンガポール | 2013年 | 2月  | 26日 | ブローカー  |
| 3   | Willis Group Co.,Ltd.                                  | 英国     | 2014年 | 1月  | 14日 | ブローカー  |
| 4   | K.M Dastur & Company Private Ltd. (KMD)                | インド    | 2014年 | 7月  | 31日 | ブローカー  |
| 5   | Jardine Lloyd Thompson Limited (JLT)                   | 英国     | 2015年 | 4月  | 8日  | ブローカー  |
| 6   | Marsh Insurance Pte Ltd.(Marsh & McLennan Companies)   | 米国     | 2015年 | 8月  | 7日  | ブローカー  |
| 7   | AEGIS Management Consultant & Insurance Agency Co.,Ltd | ベトナム   | 2015年 | 9月  | 22日 | ブローカー  |

出典：ミャンマ連邦共和国、計画・財務省 金融規制局 (FRD) と外国保険会社任意団体 (Foreign Representative Offices) 入手資料 より確認、FRD の資料により、登録年月日を確認し、登録年月日順に調査団により作成

#### (2) 外資参入規制

法的には、外資資本の保険会社の設立は認められているが、承認を受け、営業している保険会社はない。2015年に、合計24社の日本を含む海外の保険会社（生命保険・損害保険会社）及び海外のブローカーが、駐在員事務所を開設・登録している。同年に、ティラワ経済特区 (SEZ) において、外国保険会社として初めて、損保ジャパン日本興亜(株)が営業免許を取得し、その後、日系損保2社も同免許を取得した。経済特区内限定の営業許可である。ミャンマー国内において、保険証券をティラワ地区で事業を運営している海外の顧客に対して発行することができることになった。これは、ミャンマーの保険マーケットの外資開放となる自由化の第一歩である。今後は、国内保険会社への資本参加、外資100%の保険会社の参入を認めていく規制緩和を実現することが計画・財務省やIBRBの重要な課題としている。

表 27：経済特区における外資営業免許認可基準の緩和状況（市場開放状況）

| 経済特区における外資営業免許認可基準の改定       |                          |
|-----------------------------|--------------------------|
| 2015年5月22日の認可基準の通知          | 2017年3月22日の認可基準の通知       |
| 1. 30年以上の創業の実績              | 1. 10年以上の創業の実績           |
| 2. 合計資産または払込資本金が30億米ドル以上    | 2. 合計資産または払込資本金が10億米ドル以上 |
| 3. ミャンマーにおいて、駐在員事務所の登録が3年以上 | 3. S&Pの格付けが「B+」同等またはそれ以上 |
| 4. S&Pの格付けが「B+」同等またはそれ以上    |                          |
| 5. ASEAN諸国において、2か国以上の営業免許取得 |                          |

出典： IBRB 及び計画・財務省が発行した通知書より調査団作成（2017年3月）

2017年3月22日には、経済特区における外資営業免許認可基準の条件として、①30年以上の創業の実績、②合計資産または払込資本金が30億米ドル以上、③ミャンマーにおいて、駐在員事務所の登録が3年以上、④S&Pの格付けが「B+」以上、⑤ASEAN諸国において2か国以上の営業免許取得等としていた条件が、創業の実績が30年以上から10年以上に、資本金が30億米ドルから10億米ドルに、その他の条件（表の番号3.と5.）がなくなる外資営業免許認可基準または参入基準の規制緩和が通知された。

ミャンマーは、外国投資、貿易、インフラ整備を誘致し、これがさらに、経済特区周辺地域に新規雇用と技術開発の機会を創出することを期待している。現在、3か所の経済特区がある。

表 28：ミャンマー連邦共和国の経済特区

|         | ティラワ経済特区  | ダウエー経済特区   | チャオピュー経済特区   |
|---------|---|--|--|
| 地域      | ヤンゴン  | タンニダイ  | ラカイン   |
| 主な支援国   | 日本  | タイ   | 中国   |
| 群区      | タウリン・チャウツタン   | ダウエー   | チャオピュー   |
| 創業年/承認年 | 2015年創業   | 2015年開発契約の締結   | 2015年開発承認  |
| 開発面積    | 250Km <sup>2</sup>  | 250Km <sup>2</sup>   | 120Km <sup>2</sup>                                       |
| 特徴      | Myanmar-Japan Thilawa Development Ltg. (開発会社) を設立し、縫製業、靴、自動車、二輪車、建機、インフラ機材、食品加工が進出する工業団地。開発会社は、ミャンマー政府やミャンマー民間企業と三菱商事、丸紅、住友商事が共同出資。ZoneA(A地帯)の創業が開始し、近々に、ZoneB(B地帯)が創業予定。 | ミャンマーにおける2番目の経済特区。タイの複合企業、タイの大手建設会社等とミャンマー政府との開発契約を締結し、港、発電所、タイへ貫通する道路、電話回線整備、工業団地等の開発を行う。 | 中国の複合企業や建設会社等が、深水港湾建設、工場、工業団地を開発予定。シンガポールのコンサルティング会社も関与。 |

出典：インタビューにより調査団作成（2017年3月）



図 12：ティラワ経済特区の工業団地

出典：調査団により現地撮影（2017年3月）

ティラワ経済特区は、①ミャンマーの雇用創出と経済発展を後押し、②ミャンマー国民に対する教育、技術支援、③環境影響評価（EIA）や住民移転計画（RAP）など国際基準に基づく社会的責任を果たした開発の推進、④国際標準となっているビジネス上の法制度の実現、⑤世界から企業を誘致するためのプラットフォーム、⑤経済社会インフラの近代化、などの意義を持つ開発を行っている<sup>34</sup>。また、工業団地開発・販売・運営事業を行うために必要な資金を JICA が海外投融資を通じて支援している。

表 29：ティラワ経済特区の営業認可の外資保険会社（2015 年営業認可）

| 認可登録番号 | ティラワ経済特区の営業権認可の外資保険会社 |
|--------|-----------------------|
| No.1   | 損保ジャパン日本興亜(株)         |
| No.2   | 東京海上日動火災保険(株)         |
| No.3   | 三井住友海上火災保険(株)         |

出典：IBRB 及び計画・財務省の認可通知より調査団作成（2017 年 3 月）

前述の通り、現時点では、損保ジャパン日本興亜(株)のような日系の外資の保険会社は、ミャンマ保険公社との間で、包括的な業務提携を行い、ミャンマ保険公社を窓口とするフロントリング方式と言われる保険引受け・保険金支払い業務に関する保険サービスを実施している。これは、外資保険会社に代わって、ミャンマ保険公社が保険証券を発行し、外資保険会社は再保険者としてミャンマーの保険契約者のリスクを引受けする方法となる。表 27 の営業免許の認可条件を満たし営業免許を取得すると、ティラワ経済特区ではティラワ経済特区限定営業権の取得となり同区内では直接保険を引受けすることが可能となる。外貨建て（US 通貨建て）での海上保険（貨物海上保険、国内運送保険）、財物保険（オールリスクの財物保険、火災保険）、自動車保険、技術保険（組立工事保険、建設工事保険等）、現金保険、賠償責任保険の保険種目を現在引受けすることができる。

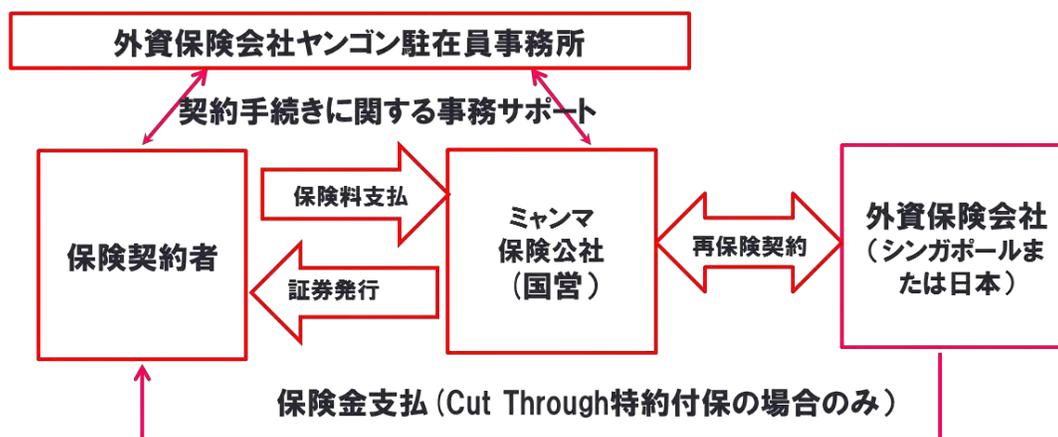


図 13：経済特区外に進出する顧客の保険手配（外資保険会社に手配する場合の保険スキーム）

出典：保険会社資料より調査団作成<sup>35</sup>（2017 年 3 月）

<sup>34</sup> 経済産業省 「ミャンマー経済特区開発のための共同事業体が設立されました」2015 年 10 月 30 日ニュースリリース（別紙 1）より（<http://www.meti.go.jp/press/2013/10/20131030003/20131030003-2.pdf>）

<sup>35</sup> Cut Through 特約とは、図のとおり、外資保険会社がミャンマ保険公社と再保険契約を取り交わし、再保険を引受けた外資保険会社は、保険金を支払う際には、通常、ミャンマ保険公社に支払うが、本特約条項を契約条件に付帯すると外資保険会社が保険契約引受分を直接にお客様に保険金支払うことができるという条件を追加している。



図 14：経済特区内に進出する顧客の保険手配（外資保険会社に手配する場合の保険スキーム）  
 出典：保険会社資料より調査団作成（2017年3月）

なお、経済特区内に進出する企業が、営業認可を受けた外資保険会社に保険契約を締結する場合には、ミャンマ保険公社に引受けを望むかの可否の判断を委ねつつ、外資保険会社は保険契約の10%を共同保険として、ミャンマ保険公社に共同保険する必要があるとIBRBと計画・財務省から通知され規定されている。

### (3) 外資資本に対する国内の民間保険会社の意識

ミャンマーの民間保険会社は、営業開始後、3年程度である。今後は、限定された保険商品9種類（12タイプ）の販売から、顧客のニーズに合った多様な保険商品の販売を目指し、保険商品の自由化を期待している。また、保険技術や効率的な販売のためのIT化を早急に導入するため、海外保険会社の技術と資金を期待している。特に、自動車保険や火災保険の引受け技術のさらなる多様化と、今後、インフラ投資が拡大するにつれて増大する技術保険（組立工事保険、建設工事保険等）や、関連する再保険のネットワークとアクセスのノウハウの提供をまず希望している。さらに、農業保険、サイバー保険（IT総合保険）、生命保険分野における医療保険のさらなる改訂、養老保険といった保険技術への外資保険会社からの指導に期待している。

また、急速に契約が伸びている関係から保険会社内の人員不足、販売の人員不足、代理店網の不足、生命保険のような統計的な確率計算ができる保険数理人（アクチュアリー）の人員不足、事故の際の保険金を支払う算定のための保険査定人（ロスアジャスター）の人員不足が生じている声が多くあった。人材育成の観点から、民間保険会社の社員研修や保険大学や保険専門学校のような保険学を学べる教育組織の設置等への支援を期待している。

従業員が100名以下の民間保険会社は、外資100%資本での保険マーケット競争を避けたい意向が強く、当面は、保険商品の多様化を推進しつつ、統一約款、統一保険料率で、国内の保険マーケットを拡大したいという意見も複数あった。そのような背景から、合弁から開始して段階的に外資開放を進めることを国内の民間保険会社は期待している。

表 30：外資開放による国内民間保険会社や国内経済への効果

| 項目(視点)          | 100%外資自由化 | 合弁に伴う資本制限による自由化 | 自由化しない |
|-----------------|-----------|-----------------|--------|
| 国内経済への効果        | ◎         | ○               | ×      |
| 国内保険会社への技術能力の移転 | ×         | ◎               | ×      |
| 国内保険会社の成長及び国内普及 | △         | ○               | ×      |

出典：損害保険ジャパン日本興亜(株)の外資参入の効果とその評価結果の資料より調査団作成（2017年3月）

上記の表の通り、まず、合弁に伴う資本制限の自由化により、保険技術の移転と資金調達が可能となり、保険普及拡大に貢献すると国内の民間保険会社は考えている。一方、欧米の経済制裁により、遅く参入した欧米の保険会社は、国内の民間保険会社が11社しかいないことから、合弁による資本参加も限られていることと、他国での100%自由化に伴う市場参入の成功体験から100%の外資開放を求めてロビー活動を継続している。

### 3.4. 保険の監督行政の現状

ミャンマーにおける保険監督庁は、計画・財務省（Ministry of Planning and Finance）となる。1996年6月に公布された保険業法（Insurance Business Law）のもと、計画・財務省の内に Insurance Business Supervisory Board（保険事業監督理事会）が設立され、保険監督業務を行っていた。2014年には Insurance Business Supervisory Board が Insurance Business Regulatory Board（保険事業規制理事会）に名称変更し、検査機能については Financial Regulatory Department（計画・財務省内の金融規制局）が担当することになった。2016年6月から IBRB の事務局業務を正式に開始して1年経過したところである。IBRB の事務局は、それまでミャンマ保険公社が担っていたが、事務局業務を金融規制局に移管後、ミャンマ保険公社は国によって保証された独立した国営の保険会社を目指すことになった。

計画・財務省は、「農業」、「技術移転と国内生産に貢献する投資」、「中小規模事業の振興と支援を通じての経済成長」などの8つの指針に基づいた投資政策を行っている。これらを実現するためには、金融システムの改革が不可欠であるとしている。ミャンマーでは、国民が受けられる金融サービスが限られており、今後は①金融セクターの開発・発展、②財務および財政の安定、③金融リテラシーの向上、④中小企業や農家、⑤低所得者向け融資、などの推進が重要としている。金融包摂ロードマップの作成、金融セクター発展プロジェクトなどの実行を計画している。この計画には保険分野の健全な発展も含まれる。現在、保険関係の業務計画並びにロードマップを策定済みであり、計画・財務大臣の承認待ちである<sup>36</sup>。

また、2016年9月には、計画・財務省の金融規制局は、ミャンマー保険市場を自由化することを公表しており、その計画、監督方法、自由化の規制内容等の準備を進めている。

#### 3.4.1. 監督行政機関の状況

##### (1) 法制度・規制（保険監督法）

現在の保険事業の法律及び規則は、①1996年6月に、The Insurance Business Law（ミャンマー保険業法）を公布し、民間保険会社の設立と保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）を設置する規定が制定されたものと、②1997年6月に、The Insurance Business Rules（保険業法施行規則）が1996年公布のミャンマー保険業法を補完するために公布している規則が軸となって運営されている。

それ以前の保険法（Insurance Act 1993年）では、ミャンマ保険公社を唯一の国営保険会社と規定し、他の民間保険会社の営業を禁止していた。新しい1996年公布のミャンマー保険業法では、民間保険会社の導入の方針が示され、国内で保険営業を営む場合は、営業免許を取得することが規定されている。しかしながら2012年5月に至るまで、新たな営業免許は交付されなかった。これらの法令には、自動車所有者に対する強制保険や、外国投資法で認可を受けたビジネスを除いては、ミャンマー国内所在の物件やリスクに関し、ミャンマ保険公社への付保義務を明示した条項はない。

しかし、これら法令は、ミャンマー国内で保険会社が営業免許を得るための手続きを規定していることから、海外の保険会社が営業免許を得ずに国内所在リスクを引き受けることを禁じていると解釈されている。また、2012年11月公布の新外国投資法（Myanmar Foreign Investment Law）では、すべての外国企業・投資家は、国内の保険会社と保険契約を締結するよう規定されている。

保険業法は、保険会社等の監督を担う保険事業規制理事会（IBRB）（1996年より改訂）の設立および権限、保険会社・保険引受代理店・保険仲立人（ブローカー）の事業免許および事業者の義務、事業者の監査に関する義務等が規定している。また、保険業法施行規則では、保険会社等の事業免許の申請、払込資本金の金額等が規定されている。同法及び規則の主な目的と概要は、以下の表のとおりである。また、前計画・財務副大臣で、IBRB 理事会の理事長であった Dr. Maung Maung Thein 氏によると、保険業法を作成する際には、米国、英国のみならず、

<sup>36</sup> 計画・財務省の金融規制局長のインタビューより

日本、中国、韓国、台湾、チェコ、ベトナム、シンガポール、オーストラリア、ポーランド等の17か国の保険業法と施行規則を参考にしている。

表 31：保険業法及び規則の目的または概要

| No. | 保険法及び規則  | 公布日        | 目的または、概要   |
|-----|----------|------------|--|
| 1   | 保険業法     | 1996年6月24日 | <p>&lt;目的&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国家の市場経済システムの発展を寄与する。</li> <li>② 外国投資及び国内投資を発展させる。</li> <li>③ 民間部門の保険業、引受代理店業又は保険仲立人業のための道を開く。</li> <li>④ 国家の総合的な発展にともない必要となる可能性があるさまざまな保険を提供することで、保険制度における人々の信頼及び信用を確保する。</li> <li>⑤ 保険の技術及び事業を成功させ優れたものにする。</li> </ul> |
| 2   | 保険業法施行規則 | 1997年6月26日 | <p>&lt;概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 払込資本金の金額</li> <li>② 準備金に関する規定</li> <li>③ 事業免許の申請手続き</li> <li>④ 保険規制事業理事会による認可を受けた保険関係の申込み、約款、料率の使用義務</li> <li>⑤ 契約、事故および会計書類の保持義務</li> <li>⑥ 保険会社、保険代理店、保険仲立人の職務 等</li> </ul>   |

出典：各法律及び規則より調査団作成（2017年3月）



図 15：保険業法及び施行規則の製本冊子

出典：元ミャンマ保険公社の Sein Min 氏より受領した法律・規則の冊子を調査団撮影（2017年3月）

## (2) 事業免許制度

現在、保険会社設立にあたっては、IBRB による免許・認可が必要である。国内民間保険会社の生損保兼営の場合の最低資本金は、460 億 Kyat（約 46 億円）と高額な要件が規定されている。各 11 社のミャンマー国内の民間保険会社は、2013 年の営業開始時点で、一律最低資本金の要件を満たし保険事業を開始している。

保険事業を行おうとする保険会社は、取り扱う保険種目ごとに IBRB による事業及び保険商

品認可が必要であると保険業法第 8 条に規定されている。また、IBRB は、①保険会社が保険金の支払能力がないと判断されたとき、②保険契約者に不利益を与える懸念のある運営を行っているとき、③保険会社としての責任を果たせないと判断された場合に、その事業免許を取り消す権限を保険業法第 17 条に規定されている。

### (3) ソルベンシー規制<sup>37</sup>

保険金支払余力として、2,000 万 Kyat (約 230 万円)、直近会計年度の正味収入保険料の 50%、支払い備金の 50%のうち最も高い額を保有すべきと保険施行規則 11 条に規定されている。

なお、世銀等の技術支援により、今後は、Risk Based Capital Mechanism (リスク対応自己資本比率規制)<sup>38</sup>と IAIS (International Association of Insurance Supervisors)<sup>39</sup>の 26 の原則を導入していく予定としている。また、インド国の対応を参考に、政策剰余準備金のドラフトが完成したところで、今後、開示していく予定としている。

表 32：民間保険会社の資本規制等の対応状況

| 項目                  | 現状 | 備考            |
|---------------------|----|---------------|
| ストレステストの実施方針        | ×  |               |
| 負債十分性テストの実施方針       | ×  |               |
| 健全性判定基準             | ×  |               |
| ソルベンシー・マージンの計算方法や規制 | △  | 世界銀行の支援により策定中 |
| 保険契約準備金に関する規制       | △  | インドの事例に基づき策定中 |

出典：計画・財務省の金融規制局インタビューより調査団作成（2017 年 5 月）

現時点では、民間保険会社から毎月、事業状況の財務データの報告を受けているが、そのデータを集約して、ストレステストや負債十分性テスト、健全性判定などの分析を計画・財務省の金融監督局内では実施していない。金融規制局の設置後の期間は非常に短く、統計的なデータの収集と分析は従来の簡易的な方法で対応している。また、契約件数、顧客数、保険種類別契約高、収入保険料、支払い保険金、保険金支払い件数、地域別データ等の集約、分析も実現できていない。今後準備をすすめ、2017 年以降に、集約したデータを開示することも検討している。

### (4) 約款、商品等に対する認可手続きフロー

IBRB によると、新しい保険商品が認可されるためには、申請民間保険会社との間で、商品の特徴や効果、保険料や料率水準、販売方法、販売見込み、保険契約者の利益や便益の観点から詳細な議論を行うとしている。IBRB は、民間保険会社が申請した申請書および報告書の承認を行い、認可承認の決定の内定を行う。その後、国内の経済委員会および国内の内閣の許可を得て、計画・財務大臣に提出して保険商品の認可が保険会社に通知される。計画・財務省によると保険商品の認可までの期間は、約 1 ヶ月だが、民間保険会社のインタビューでは、認可まで 1 ヶ月から 6 ヶ月程度という認識であった。

<sup>37</sup> ソルベンシー・マージン (solvency margin)：大災害や株の大暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる支払余力に関する規制水準。

<sup>38</sup> 販売する保険の種類に応じて固有の危険性に応じて保険会社が必要とする資本の規制水準をいう。または、保険リスクや資産リスク等に関しリスクの種類に応じてウェイト付けをして必要資本を算出する規制水準のことをいう。

<sup>39</sup> 保険監督者国際機構：1994 年に、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進、②世界の金融安定への貢献、③国際保険監督基準の策定及びその実施の促進、④保険監督者間の協調の促進、⑤他の金融分野監督機関との連携、等を目的に設立されている。日本を含めて、140 以上で構成されている。



図 16：保険事業規制理事会（IBRB）の保険商品認可議論の様子（計画・財務省内）  
出典：調査団により撮影（2017年3月）

IBRB が、商品の特徴、保険料及び保険料率水準、契約者の利益や便益の観点から、それぞれの保険商品を認可及び承認してはじめて、民間保険会社が販売の権利を有することとなる。一方、保険商品が保険契約者の保護を超えていると判断された場合、保険商品は認可拒否される場合があると計画・財務省は説明している。



図 17：計画・財務省の建物（計画・財務省大臣室や IBRB の会議実施建物）

出典：調査団により撮影（2017年3月）

## (5) 認可の状況

計画・財務省の金融規制局長によると、民間保険会社は、2016年12月に28種類の保険商品を認可申請しており、その中から、IBRBは、11種類の保険商品を承認し、2017年度に販売開始できるように発表する予定と2017年3月に説明していたが、6月現在公表はない。民間保険会社は、現在、ミャンマ保険公社が独占して販売している保険商品や医療保険の改定、農業保険、農業天候インデックス保険、機械保険、組立工事保険、建設工事保険のような技術保険等の販売種目拡大を期待している様子であった。また、計画・財務省は再保険の取引もIBRBが認可する方向であると説明しているが、保険商品同様、現時点では公表はない。

## (6) 保険販売制度

保険業法は、保険仲立人（ブローカー）の設立免許要件を規定している。IBRBの営業認可の取得が必要となっている。保険業法第7条の保険会社の免許取得要件と同じ条文の中で、規定しており、保険会社と同じの要件の充足が求められている。また、保険ブローカーに対しては、保険業法施行規則の13条に追加条件として専門職人賠償責任保険の付保を義務付けている。現時点では、保険会社のみ営業開始しており、保険販売人は、個人の登録人のみで、保険会社の個人代理店、保険会社の社員の直接販売が中心となり、法人代理店、法人保険仲立ブローカーは営業していない。

従来は、ミャンマ保険公社が保険募集人や代理店の講習を行い募集人の資格認定を行っていたが、保険の募集人の教育制度はミャンマ保険公社から規制権限のあるIBRBに移管され、今後、保険募集人の教育制度のルールが決定された。ミャンマ保険公社は、保険事業の運営に注力することとしている。代理店育成制度や保険知識の育成制度については、計画・財務省の金融規制局は、Insurance Institute of India（インド保険研究所）と覚書（MOU）を交わし、制度構築を検討することとしている。また、規制権限のあるIBRBは、インド保険研究所の認証プログラム制度に基づいて、保険募集人、保険中立人（ブローカー）に対して、登録を承認し、募集資格を付与していく予定としている。Standard Solution（保険コンサルタント会社）は、英国の保険教育システムや試験制度よりもインドの教育システムやテキストのほうが安価に対

応でき、また、ミャンマーは歴史的にインドの保険約款を軸に利用してきた背景からインドの教育システムを検討している理由としている。同社は、海外から保険教育制度拡充に向けて、教育制度の構築、保険大学、トレーニングセンターなどの設立支援、技術支援を期待している。



図 18 : Citizen Business Insurance 内の研修 (左)、AYA Myanmar Insurance 内事務所 (右)  
出典：調査団により撮影 (2017年3月)



図 19 : Aung Myint Moe Min Insurance の社有車 (左)、Global World Insurance 内事務所 (右)  
出典：調査団により撮影 (2017年3月)

## (7) 国内・国外の再保険の状況

ミャンマー市場におけるブローカー業務が国内認可されていないことから、再保険プレースメントの必要性があるグローバルな大企業は、国際的なブローカーのサービスを利用している。海外市場から保険の調達を行い、現地でミャンマー保険会社を通じて保険契約し、海外引受け保険会社に再保険を行うフロンティング方式をとっている。2011年に大部分の経済制裁措置が解除されミャンマーの外国投資が急増し、より多くの国の企業がミャンマー国内に設立している関係から、2015年以降から世界の大手である Willis Group や Marsh などのブローカーが、欧米の顧客サービスを前提に駐在員事務所を設立している。

ミャンマーでは、再保険市場や行政側での再保険統計の集約は実施されていない。ミャンマー保険公社は、再保険を取引できる唯一の会社で、今後、11社の民間保険会社に再保険取引の認可を付与する予定としている。また、過去に、計画・財務省は、国有の再保険会社を設立する計画を発表したこともあるが、再保険取引の規制緩和、保険市場の自由化の推進を優先して対応しているように見受けられ国営再保険会社設立の計画実行の声は聞かれなかった。

前述のとおり、民間保険会社は再保険を手配できない。その代替として、法定最大金額（自動車保険：1社300百万Kyat以上から共同保険を組成、火災保険：1社500百万Kyat以上から共同保険を組成）を超える場合は、事前に合意した他の保険会社との共同保険にプールするように規制されている。他の民間保険会社の5社に対してそれぞれ10%の割合、ミャンマー保険公社は、50%の割合の分担で、共同保険を組成する。この規制は、国内の保険会社にリスクが

集中することになるので、大災害が発生した場合は、一律、保険会社が破綻する可能性があることから、保険関係者は、是正を求めている。今後、IBRB や計画・財務省の金融規制局にて、再保険の認可の検討を行っており、2017 年度内には、ミャンマー国内外でも再保険取引ができるように準備している。

なお、ミャンマ保険公社は、民間保険会社の再保険の取扱が可能となった場合、当該再保険契約の 30%を同社が強制的に受再する規定となることを期待している。

#### (8) ミャンマー保険協会及び保険料率算定機構の必要性

IBRB と計画・財務省の金融規制局は、国内の民間保険会社と保険事業の戦略や懸念事項の意見聴取を行うために、民間保険会社と密接に対話を行い保険普及促進の協力を行いたいと考えている。計画・財務省の金融規制局は、その機会を得るために、ワークショップの開催等を実施しているが、今後は、ミャンマー保険協会とも連携して対応することを期待している。

2017 年度には、ミャンマー保険協会は、公式に登録される予定で、2017 年 3 月現在では、内務省に設置申請されており、連邦法務長官府において設置の法的審査を行っている。また、ミャンマー保険協会は、ミャンマ保険公社を含む保険会社の役職員だけによって構成される予定であり、政府関係者はミャンマー保険協会には関与しないと計画・財務省の金融規制局長は説明している。また、保険料率算定機構は、ミャンマー保険協会内の一部門となる予定である。

### 3.4.2. 監督行政体制の整備状況

#### (1) 政府組織の体制

ミャンマーの保険事業は、IBRB と計画・財務省内に設置されている金融規制局（FRD）により規制及び監督している。金融規制局は、以前は、マイクロファイナンスの運営を行っており、国内のマイクロファイナンスを推進している事務所であった。その後、マイクロファイナンスの自由化に基づき民営化を行い、そのマイクロファイナンス運営部門を機構改革し、金融規制局として金融関係を監督する規制監督部門として特化した。

ミャンマー（2008 年、第 188 条、スケジュール 2）の憲法に規定されているように、地域または州は、マイクロファイナンスの法律を制定する権利を有していたことから、マイクロファイナンス事業に付属していた小規模融資は、関連する地域と州に移管され、その後、民営化により、計画・財務省は小規模融資のマイクロファイナンス事業を停止した。その後、ミャンマーのマイクロファイナンス監督事業は、2014 年 9 月 1 日に金融規制局に移行している。

金融規制局は、①マイクロファイナンス機関の規制・監督、②国有銀行の規制・監督、③民間保険会社の規制・監督、④国の宝くじ事業の規制・監督を行っている。金融規制局は、保険業法と保険業施行規則の 2 つを軸に、保険事業のガイドラインに関する規制と規則を定めている。今後の大きな課題は、保険事業のセクターが新しい投資家に対して自由化し、規制の枠組みや運営規則を策定することが大きな目標として取り組んでいる。世界銀行とその資本の自由化に向けての法案を作成している。この法案は、今年中に発表される予定となっている。資本の自由化は、近年のミャンマーにとって最初の試みであり、この国で制度を確立するのが初めての経験から、国内の保険市場を発展させるためには、保険会社の資本を合弁形式で開放するか、それとも 100%外資を認めて開放するのか、両者の利点と欠点を整理しているところである。資本の自由化は、IBRB と協議の上、IBRB の議長である計画・財務副大臣に提出され、その後、最終決定は内閣が行うとしている。

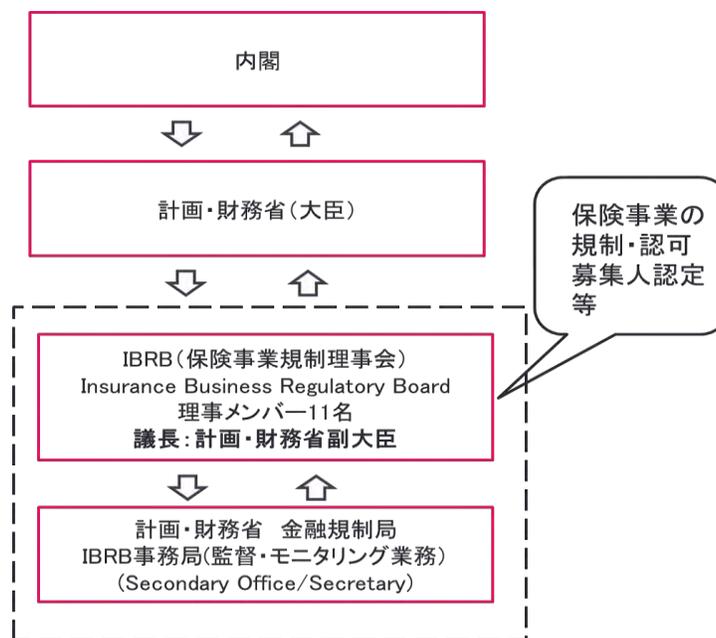


図 20：保険事業の規制及び監督体制

出典：インタビューに基づき調査団作成（2017年3月）

上記の通りの保険事業の規制・認可・監督の体制のなか、IBRBの理事会のメンバーは、以下の通り、11名の体制で毎月1回以上理事会を開催し議論している。

表 33：IBRB（保険事業規制理事会）の現在の委員構成（2017年3月）

| IBRB（保険事業理事会）メンバー                      |  | IBRBの役職         |
|--|--|-----------------|
| U Maung Muang Win                      | 計画・財務省副大臣  | Chariman 委員長/議長 |
| Office of the Union Attorney General   | 法務長官府 Director General                           | Member 委員       |
| Office of the Union Auditor            | 組合監査府 Director General                           | Member 委員       |
| Department of Investment and Companies | 企業投資局 Director General                           | Member 委員       |
| Internal Revenue Department            | 内国歳入局 Director General                           | Member 委員       |
| Central Bank                           | 中央銀行 Director General                            | Member 委員       |
| U Win Myint Han                        | Retired General Manager Myanmar Insurance        | Member 委員       |
| U Htay Paing                           | Retired General Manager Myanmar Insurance        | Member 委員       |
| Daw Kyin Htay                          | Retired Deputy General Manager Myanmar Insurance | Member 委員       |
| Daw Htay Htay Minyt                    | Retired Deputy General Manager Myanmar Insurance | Member 委員       |
| Daw Sander Oo                          | 金融規制局 Director General                           | Secretary 書記    |

出典：保険業法第4条及びNo.(4/2016)の通知（合意事項）に基づき、計画・財務省は、IBRB（保険事業規制理事会）（Insurance Business Regulatory Board）を再構成した（2016年6月14日 Order No/119/2016）内容より調査団作成（2017年3月）

最近では、ミャンマーの保険市場の発展を強化し、法律や規則に沿って保険会社や保険会社の問題を解決するというテーマを中心に、2017年3月3日、4月12日、5月12日に理事会を開催している。IBRBの理事会メンバーのうち3名は、元ミャンマ保険公社の職員である。現在も民間保険会社の顧問を担っており、他の民間保険会社から公平性に欠けるという課題も指摘されている。

計画・財務省の方針は、金融機関が真に人々の社会経済開発の任務を実践し、人々が金融知識を獲得するのを支援することになっている。その中で、金融規制局の目的は、①ミャンマーの金融包摂を進展させること、②国有銀行の高いパフォーマンスでの多目的サービスを促進すること、③保険およびマイクロファイナンスセクターを促進すること、④国の宝くじ事業の効果

的な監視を行う、としている。また、保険事業の2017年から2020年までのロードマップとその具体的な行動計画は、現在、計画・財務大臣に提出しており、今後、承認される予定となっている。この中には、外資参入を含む資本自由化のロードマップも示される予定である。

**表 34 : 金融規制局の体制**

| 金融規制局の体制 (要員体制)             |      |
|-----------------------------|------|
| Director General 局長         | 1名   |
| Deputy Director General 副局長 | 1名   |
| Director 部門長                | 4名   |
| Officer 行政官                 | 109名 |
| Staff 局員                    | 492名 |
| 合計                          | 607名 |

出典：計画・財務省金融規制局の回答により調査団作成（2017年4月10日）

計画・財務省の現在の要員は合計607名で、保険監督行政の要員は、現在約20名である。今後は、50名体制に強化することが承認されている。

## (2) 金融規制局の業務や監督・検査業務

金融規制局の主たる業務や監督・検査業務は、以下の通りとなっている。

**表 35 : 金融規制局の保険事業の規制・監督業務項目**

| 金融規制局内 (保険監督部門) の保険事業の規制・監督業務項目 |  |
|---------------------------------|--|
| 1                               | IBRB Secretariat<br>(IBRBの事務局業務)   |
| 2                               | Financial Reporting Orders (Currently)<br>(民間保険会社への財務報告指令) (現状)                              |
| 3                               | License Permission and Extension Orders<br>(民間保険会社の営業認可と業務範囲の指令)                             |
| 4                               | License Revocation Orders<br>(民間保険会社の営業認可の取消指令)  |
| 5                               | Permitting the new Insurance Products<br>(民間保険会社の新しい取り扱い保険商品の認可)                             |
| 6                               | Permitting and Checking the Establishment of new Branches and Monitoring<br>(新しい支店の認可及び監視検査) |
| 7                               | ERM Assessment Implementation (Processing)<br>(統合リスク管理の評価の実施) (現在、対応準備中)                     |
| 8                               | All of the Information Hearings<br>(保険事業に関する情報収集・聴取)   |
| 9                               | Monitoring on Local Insurance Companies<br>(国内民間保険会社の監視) (現在、対応準備中)                          |

出典：計画・財務省金融規制局の回答により調査団作成（2017年4月10日）

計画・財務省金融規制局の保険監督部門において、現在、①オフ・サイトのモニタリング方法とガイドライン、②オン・サイトのモニタリング方法、③Risk Based Capital Mechanism (リスク対応自己資本比率規制)、④IAIS (保険監督者国際機構の26の原則) の視点に基づいて、保険市場の規制と監督の業務を準備している。民間保険会社のオン・サイトのモニタリング方

法を確立し、2017年より民間保険会社に訪問し、実態確認を行う予定としている。現時点では、現在の保険事業の法律及び規則である①1996年6月に、The Insurance Business Law（ミャンマー保険業法）と②1997年6月に、The Insurance Business Rules（保険業法施行規則）の2つ法律と規則が基本原則となり、具体的な内容は世界銀行等の支援に基づき準備しているところである。



図 21：金融規制局内（保険監督部門）の事務所内様子  
出典：調査団により撮影（2017年3月）



図 22：計画・財務省の金融規制局の事務所施設  
出典：調査団により撮影（2017年3月）

### (3) 保険監督局の外資資本参入に対する意識

計画・財務省の金融規制局は、欧米・アジア系の資本参入を示しつつ、ミャンマーの国民全体としての保険リテラシーの向上とリスク低減を促進したいとしている。また、3年程度の営業経験しかない国内民間保険会社の事業拡大を促進したいと考えている。従って、外資参入については、世界銀行や欧米の意見も踏まえつつ、国内の保険事業促進につながるよう慎重に検討したいという意識がインタビューでは強く感じられた。

前政権及び国内の民間保険会社は、段階的な開放を望んでいる。歴史的には、1997年のタイの通貨危機により、民間開放を一旦延期し、2012年に、民間保険会社参入を募り、2015年には、経済特区において、外資営業権を開放している。この2点の開放状況を確認しながら、順次、段階的に自由化を進めていくとすると2018年を目途に次の自由化を確定するという見込みが前政権のメンバーや国内民間保険会社の考えの大多数である。ある一定の期間を設けて、

段階的に国内の民間保険会社がレベルアップすることを実現したいと考えている。また、現在の 11 社の保険会社を大きく増やしたくないという考えを持っている。

一方、世界銀行や欧米は、ミャンマーの携帯電話事業の外資開放による普及率の大幅な改善と経済効果を事例に早急に外資開放を求めており、現在の政権は、従来の方針を転換し、外資開放を発表している。計画・財務省の金融規制局や IBRB は、これまでの国内の要望と新政権が検討する経済自由化スピードアップの双方の考えを認識しながら、保険事業の方向性を検討している。金融規制局長は、資本自由化の法案を 2017 年の上半期を目途に発表すると発言している。金融規制局は、どのような資本自由化とするかの判断としては、それぞれの選択肢を整理しそのメリットとデメリットを明確にしつつ、最終的には、内閣が選択するとしている。

ASEAN 経済共同体 (AEC) の方向性について、経済の自由化は段階的に進められ、特に、2020 年を目標に関税等の自由化が実現される可能性があるとして金融規制局は認識している。一方、前計画・財務副大臣及び現在の金融規制局長 (2017 年 3 月) も、EU 諸国のような ASEAN 諸国の統一の保険規制や保険規則を整備する予定はなく、当面は各国の保険規制や保険規則を国際基準である保険監督者国際機構の 26 の原則を軸に整備する方向と考えている。

#### (4) 国際機関の支援状況

国際機関の海外支援については、世界銀行、米国国際開発庁 (USAID) から技術協力を受けている。また、両国間の保険技術移転のためにインド保険研究所 (Insurance Institute of India) と覚書 (MOU : Memorandum of Understanding) を締結し、保険教育制度等について協議している。また、金融規制局のスタッフの保険監督と監視に関する能力を向上させる目的で、タイの保険委員会 (Office of Insurance Commission in Thailand) と覚書 (MOU) を交わす予定としている。

世界銀行は、2016 年 11 月 29 日に発行した "The Republic of the Union of Myanmar for a Financial Sector Development Project" の報告書によると 2016 年 12 月 20 日から 2021 年 6 月 30 日の期間において、ミャンマーの金融セクターの支援として 5 年間で 1 億米ドル (US\$) の支援を実施予定である<sup>40</sup>。

表 36 : 世界銀行の支援予定額

| 世界銀行からの金融セクターの開発プロジェクト支援予定額 (US\$, Millions) |       |       |       |       |        |
|--|-------|-------|-------|-------|--------|
| 年度   | 2017  | 2018  | 2019  | 2020  | 2021   |
| 単年度支援額                                       | 10.00 | 20.00 | 25.00 | 25.00 | 20.00  |
| 累計支援額  | 10.00 | 30.00 | 55.00 | 80.00 | 100.00 |

出典 : The World Bank, Report No:PAD1350, International Development Association Project Appraisal Document on a Proposed Credit in the Amount for SDR 71.7 Million (US\$100 Million Equivalent) to the Republic of the Union of Myanmar for a Financial Sector Development Project, November 29, 2016, page ii

この支援の目的は、ミャンマーの金融へのアクセスを拡大し、危機または緊急事態が発生した場合には、迅速かつ効果的に対応できる金融制度の構築を支援することとしている。支援の構成要素 (100.00 百万米ドル) としては、①国営銀行の改善 (37.00 百万米ドル)、②金融セクターの法律、規制、監督関係の枠組み構築 (37.00 百万米ドル)、③ミャンマー中央銀行の近代化や金融インフラ構築支援 (24.00 百万米ドル)、④プロジェクトの調整やモニタリング (2.00 百万米ドル) となっている。

金融セクターの法律、規制、監督関係の枠組み構築のうち、保険関係の枠組み構築の支援は、以下の予定と予算で、実施する予定としている。保険規制と監督能力の構築支援には、①計画・

<sup>40</sup> The World Bank, Report No:PAD1350, International Development Association Project Appraisal Document on a Proposed Credit in the Amount for SDR 71.7 Million (US\$100 Million Equivalent) to the Republic of the Union of Myanmar for a Financial Sector Development Project, November 29, 2016 世界銀行提供資料

財務省の金融規制局（運営上）の独立性を確立するためのモデル設計、②リスク対応自己資本比率規制の保険監督管理のための精緻な情報システムの設計と導入、③リスク対応自己資本比率規制の監督方法の構築、④保険監督上の報告、ガイドライン、マニュアルを含めて、オン・サイトのモニタリング監査及びオフ・サイトのモニタリング監査制度の確立、⑤金融規制局の効果的な監督実施のための人材育成、⑥保険金支払いや保険の補償に対する国民の認識向上及び保険契約者保護制度の確立、の6つ要素の支援を予定している<sup>41</sup>。

**表 37：世界銀行が計画・財務省金融規制局に支援する達成目標と単年の支援額**

| 年          | 実施内容  | 支援額(US\$) |
|------------|---|-----------|
| 2017年6月30日 | 金融規制局の保険監督職員の少なくとも50%の職員は、保険監督者国際機構 (IAIS) の保険基本原則 (ICPs) に沿って、オンサイトおよびオフサイトの保険監督実務の訓練を受ける。 | 2,000,000 |
| 2018年6月30日 | 金融規制局は、保険会社が使用するための標準的な保険監督者国際機構 (IAIS) の保険基本原則 (ICP) に適合した内容の財務報告フォーマットを発行している。            | 1,000,000 |
| 2019年6月30日 | 保険会社の少なくとも50%は、標準化された報告書様式に従った年次財務諸表を用いて、前会計年度の財務内容を金融規制局に報告している。                           | 1,000,000 |
| 2020年6月30日 | 保険会社の少なくとも70%は、標準化された報告書様式に従った年次財務諸表を用いて、前会計年度の財務内容を金融規制局に報告している。                           | 1,000,000 |

出典：The World Bank, Report No:PAD1350, International Development Association Project Appraisal Document on a Proposed Credit in the Amount for SDR 71.7 Million (US\$100 Million Equivalent) to the Republic of the Union of Myanmar for a Financial Sector Development Project, November 29, 2016, P.39

上記の支援公表前の 2016 年 6 月 30 日に、世界銀行とミャンマーの民間保険会社の主催により、今後の保険規制や監督行政に関連するワークショップを開催している。

世界銀行グループは、開発途上国の気候リスクや災害リスクへの迅速な財政対応の能力向上を目的に、災害リスクファイナンス保険プログラム（DRFIP: Disaster Risk Finance Insurance Program）を組成する予定としている。対象国は、現在、ミャンマー連邦共和国、カンボジア王国、ラオス人民民主共和国等を対象に準備している。国家災害リスクファイナンス・メカニズムの評価、国家災害リスクファイナンスの開発、気候や災害リスクの公共管理の改善や、地域レベルではより深刻な災害の場合に追加的に迅速な資金のアクセス等を提供する東南アジア災害リスク保険ファシリティ（SEADRIF: Southeast Asia Disaster Risk Insurance Program）を確立する。自然災害に対する財政のレジリエンス向上に繋がる国際的な災害リスク保険ファシリティの設立の支援を行う予定である<sup>42</sup>。この東南アジア災害リスク保険ファシリティは、大きな洪水リスクを軸に対応したインデックス型の保険スキームを予定している。今後は、保険スキームを組成するための洪水リスク評価のツールを開発する予定である。

<sup>41</sup> The World Bank, Report No:PAD1350, International Development Association Project Appraisal Document on a Proposed Credit in the Amount for SDR 71.7 Million (US\$100 Million Equivalent) to the Republic of the Union of Myanmar for a Financial Sector Development Project, November 29, 2016, P.45 世界銀行提供資料

<sup>42</sup> World Bank, Southeast Asia Disaster Risk Insurance Program, March 2017 世界銀行提供資料

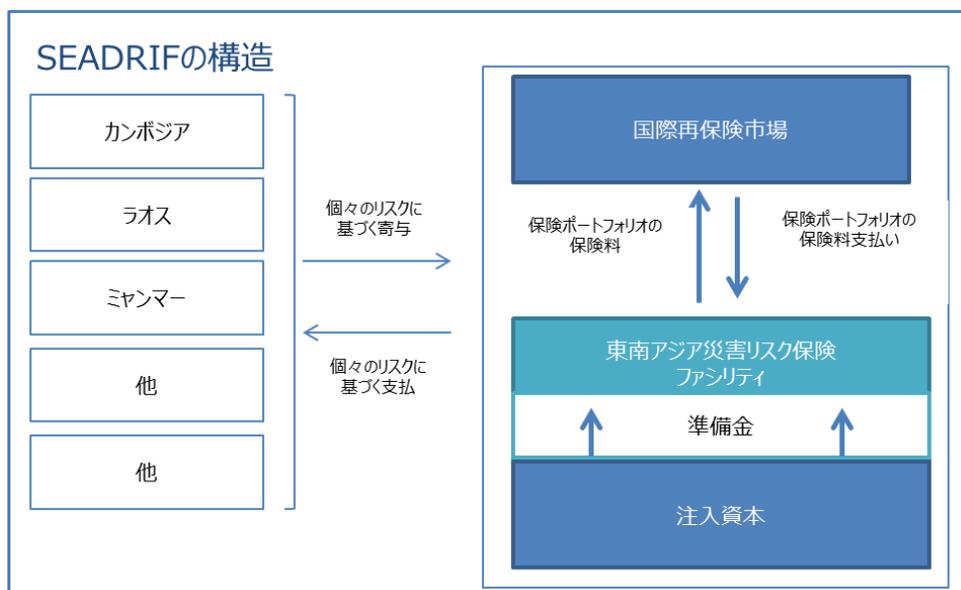


図 23: 東南アジア災害リスク保険ファシリティの保険スキーム構造 (国レベルの保険スキーム)

出典：World Bank, Southeast Asia Disaster Risk Insurance Program, March 2017

### (5) ミャンマ保険公社の状況

国有の保険会社であるミャンマ保険公社は、1952年に設立され、当初は、生命保険会社として営業を開始している。その後、生命保険と損害保険の両方の保険契約を引き受けている。また、第三者自動車賠償責任保険や再保険契約なども2017年3月現在は、国内で唯一引受けることができ、ミャンマ保険公社のみ販売できている保険商品が30種類以上もある（前述の保険商品一覧のとおり）。ミャンマ保険公社は、ミャンマ保険公社法の下ですべての負債を政府が支援するため、ミャンマ保険公社は、決して清算されない保険会社とされている。ここ数年は大きな災害がない関係で、引受けた保険契約の損害率は11%以下で安定している。



図 24: ミャンマ保険公社の収入保険料 (単位: Kyat) 等の推移 (2013年度~2016年度)

出典：ミャンマ保険公社からのデータ提供により調査団作成 (2017年5月)

ミャンマ保険公社は、2093の代理店を登録している。ミャンマ保険公社は、JLT再保険会社 ((Jardine Lloyd Thompson Group: イギリス・ロンドンに本社を置く保険会社) や ARB再保険会社 (Asia Reinsurance Brokers: シンガポールに本社を置く再保険会社) 等との再保険の取引を行っている。

新たな保険商品としては、前述の保険商品に追加して、農家向けの生命保険や天候インデックス保険の販売を予定している。2017年5月末現在、正式な認可を待っているところである。

表 38：ミャンマ保険公社の資本金、資産、本店・支店数、従業員数・代理店数

| 2017年3月末    |                |
|-------------|----------------|
| 資本金 (Kyat)  | 567,407,484    |
| 合計資産 (Kyat) | 49,969,407,207 |
| 本店・支店数      | 40             |
| 従業員数        | 1,393          |
| 代理店数        | 2,093          |

出典：ミャンマ保険公社からのデータ提供により調査団作成（2017年5月）

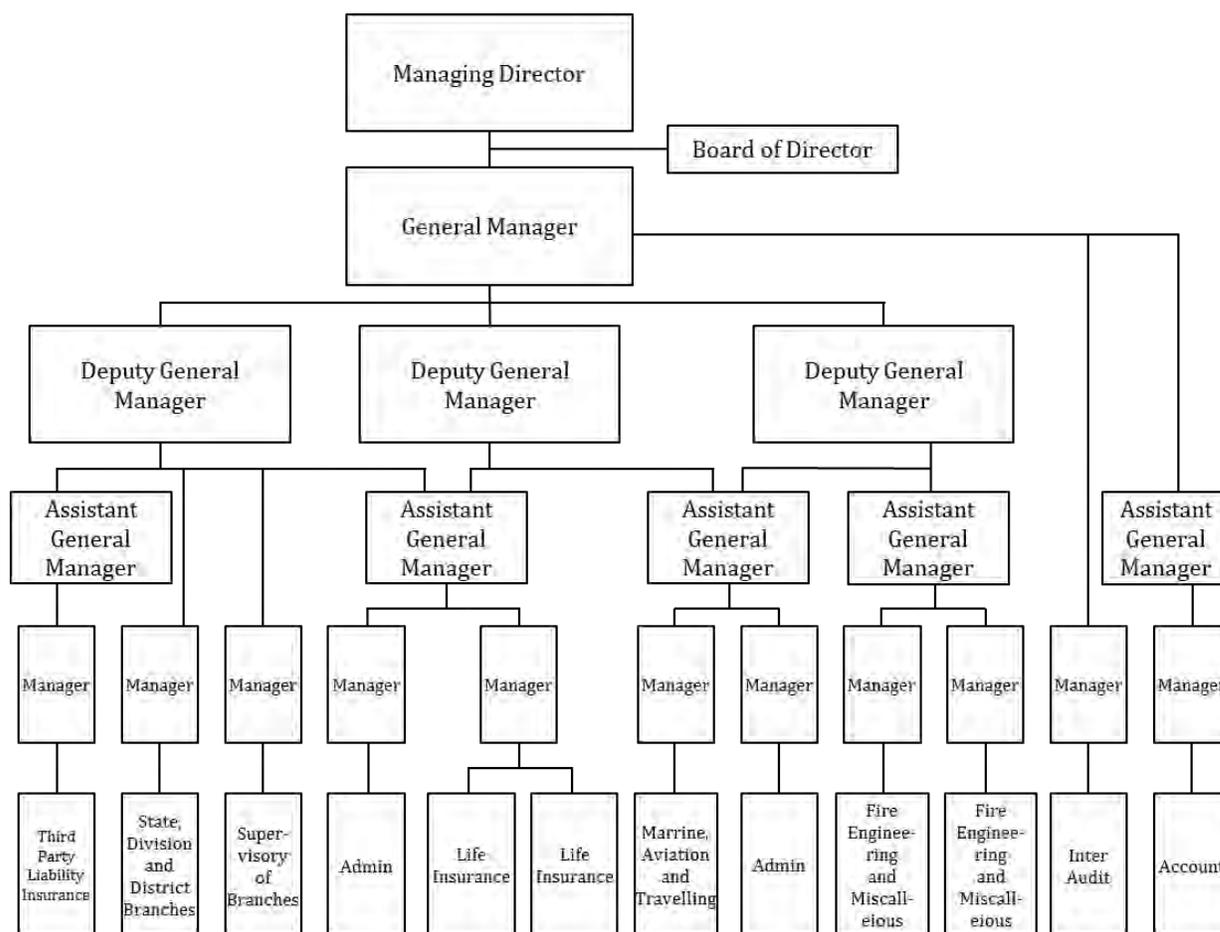


図 25：ミャンマ保険公社の組織体制図

出典：ミャンマ保険公社からのデータ提供により調査団作成（2017年5月）

(6) マイクロファイナンス機関及びマイクロファイナンスの監督行政の状況

ミャンマーでは、1997年から、「最貧国層のためのマイクロクレジットによる持続可能なくらしづくり (Sustainable Livelihood Through Micro-credit for the Poorest)」という事業名にて、協同組合省主導の下、マイクロファイナンスが導入された<sup>43</sup>。2006年、国内資本並びに外国資本のマイクロファイナンス機関の設立登記が許可され、以降、その数は増え続けた結果、2016年10月現在168機関が活動している。また、2016年1月に、国内の民間保険会社が販売する保険商品をマイクロファイナンス機関の融資の際にセットで販売することができるようになり、Young Insurance Global は、グループのマイクロファイナンス機関に、農家向けの毒蛇保険をセットにして販売する予定としている。現在、公表されているマイクロファイナンス機関の営業認可状況は、以下の通りである。

表 39 : マイクロファイナンスの営業認可状況 (2016年10月)

| マイクロファイナンス機関種類           | 累計営業認可数 | 2016年10月現在 |
|--------------------------|---------|------------|
| INGO (国際 NGO)            | 7       | 5          |
| NGO                      | 24      | 24         |
| Co-ops (共済)              | 77      | 0          |
| Local Companies (内国資本)   | 130     | 107        |
| Foreign Companies (外国資本) | 29      | 28         |
| Partnership (合弁)         | 4       | 4          |
| 合計                       | 271     | 168        |

出典：計画・財務省のHP及びインタビューにより調査団作成 (2017年3月)

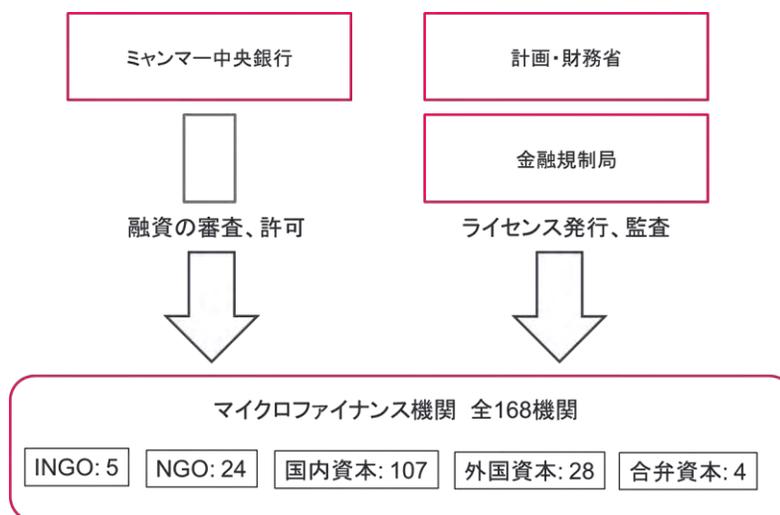


図 26 : マイクロファイナンス機関と行政機関

出典：MJI Enterprise, Microfinance Myanmar and Japan International 冊子, P1 より調査団作成

マイクロファイナンス機関は、民間マイクロクレジット・貯蓄開発支援委員会 (Private Micro-credit and Saving Development Supporting Committee) の協議により、①マイクロファイナンス機関の制度の枠組み、②社会経済的な生活の向上力、③農村部へ支出できる展開力、④インタビューにより営業免許の認可判断を実施することになっている。その中で、選択されたマイクロファイナンス機関には、一時的に1年間の営業免許が付与され、4ヵ月ごとにオン・サイトの監査により点検され、その後、委員会の決定に従って正式な営業免許を付与されることになっている。マイクロファイナンス機関は、現在、マイクロファイナンス監督委員会 (Microfinance Supervisory Committee) によって、監督されている。毎月開催される同委員会により、マイク

<sup>43</sup> MJI Enterprise, Microfinance Myanmar and Japan International 冊子, P1

ロファイナンス法を施行し、その他規制、利率、罰則等を制定している。

マイクロファイナンスを巡る課題として、

- ①マイクロファイナンス機関の信頼性の担保が困難になりつつあること、
  - ②地方におけるマイクロファイナンスの展開が不十分であること、
- の2点が挙げられる<sup>44</sup>。

マイクロファイナンス法の発行にともなう規制緩和により多様なプレーヤーが市場に参入する機会を見出す一方、現行の法規制下においては弊害も生じている。例えば、ミャンマーでは、マイクロファイナンス機関を運営するための最低自己資本要件が非常に低い。実際、預金機能を持つマイクロファイナンス機関は、1,500万 kyat、貸付専門のマイクロファイナンス機関は3,000万 kyatで運営が可能である。こうした小規模な機関が全国各地で乱立することで、政府による事業監督が行き届かなくなり、マイクロファイナンス機関の信頼性の担保が困難になりつつあることが指摘されている。また、マイクロファイナンスの地方展開は未だ不十分である。その理由として、(a) ミャンマーの金融インフラは未整備のため、業務コストが非常に高いこと、(b) コストが高いにも関わらず、上限貸出金利が法律で規制されているため、利益を確保することが難しいこと、が挙げられる。インフォーマルセクターの貸出金利は月10~20%であるのに対し、マイクロファイナンス機関の貸付の上限金利率は、年30%あるいは月2.5%と定められている<sup>45</sup>。

上記課題の中、日本から進出しているマイクロファイナンス機関のひとつである MJI Enterprise (従業員 54 名、資本金 8,000,000 米ドル) は、多重債務者が増えないか心配している。MJI Enterprise は、「金融アクセスのないミャンマーのひとつに必要とされるファイナンスサービスを笑顔で届けます。企業として投資家のみなさまに貢献するべく利益追求と同時に、金融包摂を通じて貧困層、とくに子供たちの豊かな未来の創造に寄与します。」というミッションに基づき、マイクロファイナンスの利用経験がない村人が「借りる⇄返す」に自然に慣れ親しみ、家計を圧迫せず、無理なく易しく返済ができる事を一番に考えた女性向け専用(グラミン銀行をモデル)の教育、医療、健康に関する分野の無担保融資商品を販売している。ローン種別は、6種類あり、丁寧かつ説明時間を惜しまない審査手続きを得て、貸出をしている関係から10,290人の顧客数において、返済率は、100%となっている。最近では、パナソニック社が貧困層の生活向上のために開発した「ソーラーストレージ」専用のローンや子供向けの教育融資・社会福祉融資や医療社会融資を開始している。

AEON Microfinance (Myanmar) Company LTD (従業員 200 名、資本金 8,259,601,000Kyat) は、小口ローン、個人ローンの無担保融資を中心にマイクロファイナンスを実施している。一部、工場などの顧客と提携し、給与天引きする人事関係の福利厚生プランの18歳から60歳までの年齢を対象とする6ヵ月以上の勤務者向けの融資を実施している。外部機関による信用情報のデータ交換制度がないため、自社の貸出履歴を確認しながら、実施しているが、MJI Enterprise 同様、日本よりも返済率が非常に高いとされている。



図 27: MJI Enterprise 社本社 (左)、AEON Microfinance (Myanmar) Company LTD 社融資窓口  
出典: 調査団により撮影 (2017 年 3 月)

<sup>44</sup> JICA, ミャンマー連邦共和国 ミャンマーにおける天候指標保険事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進) 報告書、P37

<sup>45</sup> JICA, ミャンマー連邦共和国 ミャンマーにおける天候指標保険事業準備調査 (BOP ビジネス連携促進) 報告書、P37

### 3.5. ミャンマーにおける民間保険市場発展の課題と方策

ミャンマーにおいては、民間保険会社が営業開始してまだ3年程度過ぎた段階でもあり、現状は、①保険統計・データ整備、②商品・販売網整備、③保険専門人材育成（保険会計、保険数理人（アクチュアリー）、保険評価鑑定人、保険査定人（アジャスター）、リスクマネジメントの専門家）、④外資参入規制緩和に伴う規制内容とガイドラインの確立、⑤再保険アクセスの整備の全てにおいて、体制の整備が遅れていることから、同時並行的にかつ加速的に支援を実施する必要がある。

**表 40：ミャンマーにおける民間保険市場の現状と課題及び有効なアプローチと支援分野**

| 調査項目・内容                 | 現状と課題／有効なアプローチ（1）（民間保険会社のインタビュー・調査結果より）   |
|-------------------------|---|
| <民間保険会社の視点>             |   |
| 民間保険会社の状況               | 現在、国内の民間保険会社は、11社、国営の保険会社が1社。国内の保険会社は、創業・営業開始してまだ3年程度であり、民間保険会社として発展するための技術支援と人材育成支援は、継続してニーズが高い。高額な資本金であるが、今後は、民間保険会社の資本リスクを自ら算定し、リスク管理ができるノウハウを先進国から技術移転する必要がある。また、効率的にデータを集約して評価・分析できるように、民間保険会社のIT技術の導入、財務・会計上のIT化と人材育成も急務である。さらに、民間保険会社の現状の情報開示を行い（財務データ開示、保険商品の開示等）、顧客から長期的に安全で選択される保険会社の体制（リスクマネジメント体制、ガバナンス体制、資産運用方法や資産リスク評価体制、顧客満足向上の体制、契約者保護・苦情対応体制、保険契約や内容の誤認防止体制、社員育成体制等）を推進するための業務確立の支援も必要である。 |
| 約款・商品の認可手続きフローと認可の状況    | 計画・財務省及びIBRBにおいて、保険商品の認可手続き体制が確立され、1ヵ月から5ヵ月で保険承認の認可を得ることができるとされている。現在、12種類の保険種目、保険商品申請が2016年に一律行われ、2017年には、11種類認可見込みである。民間保険会社の体制が整い次第、順次、新商品が導入される業務フローの準備が必要となる。また、認可基準が定性的な判断基準に基づいて判断されるため、民間保険会社は、先進国の技術と過去の成功事例の技術移転を行い、適宜、保険商品の必要性、公平性、長期安定的に顧客に提供できるノウハウ、効果的な販売方法、保険金の迅速な支払体制等の開発能力を向上させる必要がある。   |
| 保険商品の状況                 | 民間保険会社は、現在、9種類（12タイプ）の保険種目のため、今後は、ミャンマー国民のニーズに合わせて商品開発力を向上させ、3年から5年に1回、自ら商品を改定できる技術の向上が必要である。また、技術保険、農業保険、サイバー保険等の特殊な保険の商品内容についても技術支援が望まれる。   |
| 保険商品関係の統計データの状況         | 現在、保険商品は、統一の約款、統一の保険料率及びタリフ、中立な保険算定機構がないため、純保険料を確認できない状態である。自社の保険商品関係の統計データを集約及び分析する方法を確立させながら、自動車保険、火災保険、生命保険等の大衆向け保険は、保険算定機構等の組織によりデータを集約し、保険市場全体の純保険料が算定できるようにして、保険商品開発が自社で行える体制を構築するための支援が望まれる。   |
| 保険販売制度の状況（民間保険会社）       | 現在、保険販売制度が直接販売が中心となっている。一部、個人の代理店資格者による販売を行っているが、今後は、募集人の教育制度を確立し、個人代理店及び法人代理店を増加させ、保険募集網を拡大していくことが急務である。また、IT化による携帯電話から保険契約を直接申し込める締結方法の開発なども先進国の事例に基づき導入していく支援が望まれる。  |
| 再保険の状況（民間保険会社）          | 国内の民間保険会社は、共同保険制度の規制があり、再保険は、取引できない状態である。2017年度には、再保険取引が開始できる予定であるが、再保険会社と再保険取引するためアクセス支援や再保険の技術能力の向上支援が望まれる。   |
| 算定機構の必要性（民間保険会社の認識）     | ミャンマー保険協会の設置申請中であることから、先進国の保険協会の業務、保険会社の意見集約方法、保険会社への側面支援方法、募集人育成制度の確立、協会関連組織（算定機構、研究機関等）の内容を具体的に情報提供や技術支援して、協会組織の業務確立と実効性のある体制構築の支援が望まれる。また、算定機構や民間保険会社の業務能力向上のための保険資格、保険数理人資格（アクチュアリー）の制度確立も急務とされている。   |
| 外資保険会社の状況               | 現在、経済特区において、直接の販売が外資保険会社にも限定的に認可されている。24社が駐在員事務所を設立し、同国内の情報収集や市場調査を行っている。今後は、合弁または100%の外資参入を期待し、動向を注視している。  |
| 外国資本に対する国内意識（民間保険会社の意識） | 国内の100名以上の民間保険会社は、先進国の段階的な技術移転と資本増強を望んでいる関係から、段階的な外資合弁の規制緩和を望んでいる。また、国内の100名以下程度の民間保険会社は、現状のまま、独自で自社の保険ノウハウを向上したい意向で、現状の9種類（12タイプ）の保険の販売浸透をそのまま進めたいとして、外資参入は時期早尚と考えている民間保険会社もあった。保険契約は、順調に伸びていることから、保険の販売方法、保険知識向上につながる人材育成支援は、どの民間保険会社も必要性を感じており、海外保険会社から支援を受けたいとしていた。   |
| 海外支援の状況（民間保険会社の認識）      | 国内の民間保険会社は、海外から支援を得ているという認識や意識は少なかった。昨年に開催された世銀等によるワークショップに参加したレベルという認識である。民間保険会社は、人材育成、IT化、販売網構築といった課題に対しての海外からの支援のニーズはあり、今後、保険関係の技術支援、セミナー開催等の要望は高かった。  |

| 調査項目・内容<br>＜監督行政からの視点＞                    | 現状と課題／有効なアプローチ（２）（監督行政のインタビュー・調査結果より）  |
|---|--|
| 法制度・規制の状況                                 | 現在、保険自由化に向けた保険業法や施行規則があるが、1996年、1997年に公布されたものであり、新たな保険業法や施行規則の改定が望まれている。保険監督者国際機構（IAIS）の保険基本原則（ICPs）に沿った規制の策定が急務であり、その策定に向けて、先進国、タイ、マレーシア、インドの状況の情報整理を英語並びに緬語で提供し、今後の改定の判断基準となるよう支援が望まれる。  |
| 約款・商品の認可<br>手続きに係る当局の体制                   | 同国は、古い保険商品約款を利用しているため、新たな保険約款、保険商品が必要とされている。先進国、タイ、マレーシア、インドの各国の約款、商品や保険商品を認可する際の判断基準関係の情報提供が英語及び緬語で望まれる。また、先進国各国の保険商品の認可判断基準の情報提供も望まれる。   |
| 保険認可の状況                                   | 現在、民間保険会社や国営保険会社の保険商品は、限定されているため、さらなる保険商品の認可が推奨される。また、国全体に保険商品が普及するためにも、日本の地震保険制度、自賠責保険制度、政府労災制度、住宅瑕疵保証制度、農業保険制度、介護保険制度、健康保険制度などを参考に官民連携の保険制度の構築と認可を推進し、保険の普及を推進することが推奨される。  |
| 保険販売制度の状況<br>（監督行政）                       | 現在、保険販売制度について、IBRB（保険事業規制理事会）が保険資格の認定を行う予定であるが、詳細な内容が開示されていない。保険普及にあたって、一番重要となる販売網確立、教育制度確立が急務である。今後は、保険販売制度や保険教育を行う、保険大学、保険トレーニングセンター、新しい保険資格制度とその教育機関の設立が推奨される。また、法人の代理店制度、ブローカー制度の確立や銀行窓販制度の確立が急務である。   |
| 再保険の状況<br>（国営保険会社）                        | 現在、再保険の取引は、国営であるミャンマ保険会社のみである。また、閉鎖的な経済を長年実施してきたことから、海外の再保険アクセスも限定されている。今後は、再保険制度の確立、規制の確立、再保険知識向上の教育支援が推奨される。また、地震リスク、洪水リスク、台風リスク等の自然災害の国の再保険プール制度の確立も推奨される。そのための定量的なリスク評価や保険構築のための算定モデル構築の支援も推奨される。  |
| 算定機構の必要性<br>（監督機関の認識）                     | 民間保険会社のほうが、監督機関よりも算定機構の必要性を認識していたような印象である。監督機関は、資本自由化、外資参入自由化、保険商品自由化に向けてとその規制、オンサイト・オフサイトのモニタリング体制構築の対応を優先している様子である。監督機関も民間保険会社から毎月財務データ等の報告を要請・受領しているものの、その集約・分析する体制は構築されておらず、新しい規制と監督対応の準備に追われている状況である。従って、並行的に算定機構を組織化する支援のニーズは、高く、今後の支援テーマとなると認識される。日本には、損害保険料率機構、損害保険事業総合研究所、損害保険契約者保護機構等が設立されており、このような組織の設置が望まれる。 |
| 政府組織の状況                                   | 計画・財務省の金融規制局長の要員体制は、約20名で、現在、50名までの増員承認となったところである。また、IBRB（保険事業規制理事会）の事務局を2016年より開始したところである。そのような現状から、金融規制局長の人員の保険知識向上、監督方法向上、モニタリングの現場での実施方法の研修制度の確立と研修の実施が望まれる。また、組織内のコンピュータ化（各担当者がコンピュータを利用できるようにコンピュータの配置や業務効率化につながるソフトの導入、IT知識向上等。）とその利用向上が推奨される。  |
| 監督および検査の状況<br>規定・ガイドラインの状況<br>モニタリング方法の状況 | 世界銀行、インドの保険研究所、タイの保険委員会からの支援により、規定・ガイドラインやモニタリング方法、保険教育制度を検討している。欧米以外のマレーシア、インドネシア、日本といった国の状況の情報を英語と緬語で提供し、ミャンマー連邦共和国の現状に則した内容の支援・提案を行い、側面支援を実施することが推奨される。   |
| 保険監督局の外国資本<br>に対する意識の状況                   | 計画・財務省の金融規制局長によると、現在最も重要なタスクは、保険の自由化、資本の自由化を推進するにあたって、現状分析のもと、そのメリットとデメリットを整理し、今後、段階的に推し進めると発言しており、国内の民間保険会社よりもより積極的に資本の自由化に対応するスタンスである。定期的に、インド、マレーシア、タイ等の隣接国と日本の外国資本開放の状況について、情報提供し、最新の動向分析した結果の内容から今後の提案を定期的に行い、支援することが推奨される。   |
| 海外支援の状況<br>（監督機関への状況）                     | 現在、計画・財務省は、世界銀行、インドの保険研究所、タイの保険委員会、日本等から支援を受けている。一方、ミャンマーの外国保険会社の任意団体からは、世銀の5年間の金融セクターの開発プロジェクト全体では、100百万米ドルの支援があるが、その内、保険セクターには、5百万米ドル（全体の5%）と、インパクトが小さいという認識であった。現地の民間保険会社からするとミャンマーの保険監督行政の体制整備と保険市場の加速的な普及には、さらなる支援が必要という認識であった。   |

出典：インタビューに基づき調査団作成（2017年5月）

ミャンマーの保険の潜在マーケットは大きく、今後の成長が期待されるが、上記の表の通り、規制・監督制度の整備、運用する人材の育成に加え、国外の保険市場や保険会社のノウハウを取り入れることが必要としている。

前章のとおり、2015年には53,897,154人の大きな人口の保険市場である。また、新政権発足時の2016年3月には、5年後に輸出額を3倍に増やす方針や、2015年度時点で累計600億米ドル強の外国投資受け入れ額を2030年に1400億米ドルに引き上げる計画策定着手が唱えら

れた。2015年の国民総生産（GDP）は、約630億米ドルである。IMFによると、ミャンマーの2016年の実質GDP成長率は6.5%と前年の7.3%から減速しているが、中期的には年間7.1%の経済成長が見込まれており、2017年は7.5%に加速すると推計され、大きな経済発展とインフラ資産や設備資産が拡大することにより潜在的な保険市場も連動して拡大する。

このような人口と経済発展が見込まれることから、保険市場の整備は、ミャンマーの地震、台風、洪水等の自然災害の発生による経済停滞から回避するために重要な金融制度となる。今後は、以下の視点を考慮に保険制度の体制構築を推奨する。

#### （1）外資資本への市場開放

- ・現在、計画・財務省は、今後、外資資本への市場開放のロードマップを公表予定である。同ロードマップ公表後、ミャンマーの国内保険会社を長期的かつ安定的に成長するための技術的な側面支援、ミャンマー保険市場の状況に合った計画・財務省の法律・施行規則の規定やガイドラインの改定支援を定期的実施することを推奨する。

#### （2）規制・監督体制・保険統計データの整備（IT化支援、データベース化支援）

- ・適切な保険市場と保険商品を確立するためには、国際基準に適合した規制・監督体制の構築が必要である。また、適切な保険市場の監督や保険商品を開発するためには、様々な保険統計データを集約し、正確な統計データに基づき、適切なリスク評価が実施できる体制を構築することが推奨される。効果的かつ効率的に評価できるために、IT化やデータベース化、データ交換できる体制の構築が推奨される。現状では、計画・財務省内においても、各保険会社から報告されている統計データの合計の集約でさえ実現できていない。（例：ミャンマー国内の保険契約者数や合計保険料、再保険の契約数や合計保険料も集約できていない）

#### （3）金融・保険人材の能力開発

- ・本調査の全ての有識者は、拡大が想定されるミャンマー保険市場において、早急に①保険専門人材育成（保険会計、保険数理人（アクチュアリー）、②保険募集人（登録資格者）の拡大、③保険評価鑑定人、④保険査定人（アジャスター）、⑤リスクマネジメントやリスクファイナンスの専門家の育成が急務であると発言している。

#### （4）保険トレーニングセンター、保険大学、保険学校制度の確立支援

- ・（3）の状況より、ミャンマー国内の有識者や民間保険会社は、保険関係の教育機関の体制整備が必要と認識している。

#### （5）ミャンマー国民の保険に対する意義の理解促進のための広報・普及・啓発活動の支援

- ・先進国、隣接国の好事例に基づき、ミャンマー国民の金融知識、金融リテラシーを向上させる普及・啓発活動を行い、保険の意義や効果を理解する促進策を推奨する。

#### （6）多様な融資契約の債権保全につながる保険商品を開発し、融資とセットで保険商品を販売する。

- ・ミャンマー国民の保険リテラシーが浸透していない現状においては、まず、今後の経済発展に伴い、融資契約が増加することが見込まれる。融資契約の債権保全にも有効な保険商品は、融資と同時に保険を販売するスキームを構築し、連動させて保険の普及を図るのが効果的である。また、様々な小売商品やサービス商品に付帯して、保険商品を販売する仕組みの構築支援を推奨する。

(7) 設立予定のミャンマー保険協会の体制構築支援

- ・ミャンマー保険協会が設立予定であるが、ミャンマー国内には、保険の有識者や成功体験も少ないことから、当面、脆弱な体制で協会が運営される可能性が想定している。国際機関や外国金融機関、外国保険協会等からの支援を有効に活用し、国内で販売認可を受けている保険会社の業界課題を共有・整理し、監督行政へ正確な実態報告を行いつつ法律や施行規則等の規定の改善を行うことができる体制構築を推奨する。現在の民間保険会社からも協会の理事会メンバーには、保険会社の経営手腕が高く、多様な経営実績がある海外の有識者も加わることを要望している。

(8) 保険契約者の保護制度や保険契約者の苦情対応制度、保険契約者の誤認防止制度、クーリングオフ制度などの確立支援

- ・現在、ミャンマーには、契約者の保護制度が確立されていない。先進国の事例を踏まえて、各種制度を確立する情報提供や制度構築支援を推奨する。

(9) 保険統計収集体制と保険統計データ交換体制など保険料率算定機構の確立支援

- ・日本国内では、損害保険料率算出機構が設立されており、その主な業務は、参考純率と基準料率の算出・提供および自賠責保険の損害調査を行っている。自動車保険・火災保険・傷害保険等の国民生活に密着した損害保険については、社会・公共的な観点から、公正で妥当な保険料の算出を通じて、安定的な保険の提供が確保されるとしている。ミャンマーにおいても、長期的かつ安定的な保険料を公平に算定するためにも保険統計収集体制や保険統計データ交換体制の整備が必要とする。

(10) 大災害を想定した地震、台風、洪水等のリスク定量化モデルの確立支援

- ・ミャンマーでは、気候変動の影響が増加しており、サイクロン、洪水、干ばつ等の自然災害が頻発している。2008年5月には、大型サイクロンの「ナルギス」が、ミャンマー沿岸部に上陸した。その後、「ナルギス」は、デルタ地域からミャンマー最大の都市のヤンゴンに移動したが、猛烈な強風と高潮により、幅広い地域に甚大な被害が発生している。また、ミャンマー及び隣接国において、マグネチュード5.7から7.2の地震が1990年より現在まで9回発生している。このようなリスクに対して、予防対策や金融的な緊急措置の制度を確立するためにも、地震、台風、洪水等のリスク評価や保険商品の開発の基礎となる定量モデルの開発支援を推奨する。

(11) 官民連携の農業保険制度、地震保険制度、洪水保険制度、自賠責保険制度、労災保険制度、医療・健康保険制度、住宅瑕疵保証保険制度等の制度確立支援

- ・先進国等では、様々な官民連携の保険制度が確立されている。日本国内でも地震保険制度、自賠責保険制度、労災保険制度、医療・健康保険制度、住宅瑕疵保証保険制度等の官民連携の多様な保険制度が確立されている。このような先進事例と知見を踏まえてミャンマー国内の保険制度確立支援を推奨する。

(12) 特殊な保険商品の開発支援（農業保険、サイバー保険、技術保険、インフラ関連保険（構造物保険）等）や主流の保険商品である自動車保険、火災・財物保険、生命保険（養老保険）、医療保険の改善支援や開発支援。

- ・ミャンマ保険公社及び民間保険会社は、特殊な保険商品の商品開発、保険の引受方法、保険の再保険方法についての技術支援要請が高く、このような要望や要請に応えることを推奨する。

## ANNEX

### ANNEX 1. ミャンマー連邦共和国の保険関係の歴史

- 1826 ミャンマーにおいて最初の保険会社設立(欧州系資本保険社)。欧州の最初の保険会社は、ミャンマーに居住するヨーロッパ人を対象に保険を提供するために同国に設立された。  
1948年にミャンマーが独立するまでに、生損保兼営の保険会社が幾つか存在していた。このうち1社が、現在のミャンマ保険公社前身の **Burma National Insurance Company** である。
- 1852 英国による下ビルマの併合後、地元の保険市場はビルマに駐在する外国の軍隊、商人および宣教師の保険ニーズに応えると定められた。(第一次英緬戦争(1824年-1826年)におけるイギリスの勝利によって、アラカン(現ラカイン州)やテナセリム(現タニンダーリ管区)などいくつかの地域が併合された。1852年の第二次英緬戦争により下ビルマが併合された。併合された地域は、イギリス領インドの一部となったが、この時点では州より格の低い行政区分である **minor province**(首席弁務官により統治されるプロヴィンス)に過ぎなかった。1885年の第三次英緬戦争の後には上ビルマが併合された。
- 1942 損保ジャパン日本興亜(株)の前身である帝国海上が、ラングーン(当時)に事務所を設置、職員を派遣する。
- 1948 イギリス連邦からビルマ連邦としての独立を機に、100社以上の外国保険会社、国内保険会社2社が設立される。その1社の **Burma National Insurance Company** は、その後、国有化された。
- 1952 **Burma National Insurance Company** は、国家保険理事会(**Union Insurance Board**)を設置した。**The Union Insurance Board Act 1950**に基づき、**Burma National Insurance Company** が再編成され、ミャンマ保険公社の前身となる。
- 1958 第二次世界大戦後、損保ジャパン日本興亜(株)が元受営業を再び開始した。
- 1959 国家保険理事会以外の保険会社は、生命保険を引受けることを禁じた。
- 1961 **The Compulsory Reinsurance Act** (強制再保険法)は、すべての保険会社に対し、国家保険理事会から再保険を手配するよう要求した。
- 1963 ビルマの社会主義化のもと、ミャンマーに登録される全ての外国保険会社(78社)は、3月1日に国有化された後、解散となった。
- 1964 国家保険理事会以外の保険会社に対し、ミャンマー国内の保険業を禁止した。
- 1975 **The Insurance Business Law** が公布され、ミャンマ保険公社 (**Myanma Insurance**) を唯一の国営保険会社とする旨規定した。
- 1988 **The Myanmar Foreign Investment Law** が公布され、ミャンマー投資委員会で認可されたすべてのビジネスは、ミャンマ保険公社で火災、海上、機械、傷害保険を付保する旨規定される。
- 1989 **The State-Owned Economic Enterprises Law** (国有経済企業法)により、保険業が国の独占事業と定められる。

- 1993 国営保険会社を規定する The Myanmar Insurance Law（ミャンマ保険公社法）が成立し、ミャンマ保険公社の独占が生まれた。
- 1995 10月に、損保ジャパン日本興亜(株)が、駐在員を派遣し、業務を再開した。
- 1996 6月に、The Insurance Business Law（ミャンマー保険業法）を公布し、民間保険会社の設立と保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）を設置する規定が制定される。
- 損保ジャパン日本興亜(株)が、ヤンゴンに駐在員事務所の登録を外国保険会社として初めて4月に完了した。
- 1997 6月に、The Insurance Business Rules（保険業法施行規則）が1996年公布のミャンマー保険業法を補完するために公布。
- 8月には、第2の保険会社として、MIIC(Myanmar International Insurance Corporation)が営業開始する。同社は、マレーシアのJerneh 保険会社と少数株主の共同事業パートナーとしてのライセンス契約を締結した。
- 東京海上日動火災保険(株)や三井住友海上保険(株)がヤンゴンに駐在員事務所を登録した。
- 2002 MICC（Myanmar International Insurance Corporation）が会社を清算することを決定した。
- 2003 ASEAN 統合に向けた意欲は高まり、2003年10月にバリ島で開催された第9回 ASEAN サミットにおいて2020年までに ASEAN 共同体を構築することが合意され、政治・安全保障共同体、経済共同体（AEC）、社会・文化共同体が3つの柱とされた。
- 2007 ASEAN 域内外の経済相互依存が急速に強まったこと、AEC の構築により域内経済格差の縮小を図る緊急性が高まったことなどの認識から、2007年11月にシンガポールで開催された第13回 ASEAN サミットにおいて、ASEAN 共同体の構築を2015年までに実現することとした。この際、統合の道筋となる計画（AECブループリント）が示された。
- 2012 1963年以来、はじめて保険市場が民間に開放される。国内の保険会社12社の設立が承認された。
- 保険ブローカーである Poe-ma Insurance が、ブローカーとして初めて駐在員事務所を登録した。
- 2013 11の国内の民間保険会社は、営業を開始した。
- ACE、AIA、MetLife およびプルデンシャルは、駐在員事務所を登録した。
- 2014 保険監督理事会（Insurance Business Supervisory Board）は、保険事業規制理事会（Insurance Business Regulatory Board（IBRB））に名称変更される。
- また、計画・財務省内（Ministry of Planning and Finance）に、検査機能を目的とする金融規制局（Financial Regulatory Department）を設置した。

2015 外国保険会社・ブローカーの登録駐在員事務所数が 24 に達する。

ティラワ経済特区 (SEZ) において、外国保険会社として初めて、損保ジャパン日本興亜(株)が営業免許を取得し、その後、日系損保 2 社にも交付した。経済特区内限定の営業を許可し、ミャンマー国内において、保険証券をティラワ地区で事業を運営している海外の顧客に対して、発行することができるようになり、ミャンマー連邦共和国の保険マーケットの外資開放となる自由化の第一歩となった。

2000 人以上登録された個人代理店は、ミャンマ保険公社と国内民間保険会社(2 社)の合計 3 社まで代理店登録を制限されていたが、すべての保険会社と代理店登録を行い、保険料の領収・保険会社への送金を実施することができるように許可を代理店に拡大した。

IBRB は、営業権の付与など規制関連を担当している。2 月に、理事会の理事長 (Chairman) は、計画・財務副大臣が就任し、二番目のポジションである秘書 (Secretary) (事務局) は、ミャンマ保険公社の社長が兼務していたが、金融規制局 (FRD) の局長に変更した。

2016 2 月に IBRB は、計画・財務省の金融監督局(FRD)に事務局業務を含めて一連の監督業務を移管した。金融規制局 (FRD) は、自由化に向けて規制の緩和の具体的な内容と監督方法の検討を世界銀行と開始した。2017 年中には、国内の民間保険会社に、11 種類の保険商品販売の追加を許可する方向で審議を実施 (現在は、9 種類 12 タイプ)。また、ミャンマー保険協会の設立、保険監督のためのオンサイト・モニタリングを開始する予定で、その為の準備を開始している。

出典：保険会社資料、AXCO、インタビューに基づき、調査団作成 (2017 年 3 月)

**ANNEX 2. 保険業法・通知等の英文と仮和訳**

**(1) The State Law and Order Restoration Council The Myanmar Insurance Law**

**The State Law and Order Restoration Council The Myanmar Insurance Law  
(The State Law and Order Restoration Council Law No. (10/93)  
The 5<sup>th</sup> Waxing Day of Second Waso 1355 M.E.  
(23<sup>rd</sup> July, 1993)**

The State Law and Order Restoration Council hereby enacts the following Law:-

**Chapter I  
Title and Definition**

1. This Law shall be called the Myanmar Insurance Law.
2. The following expressions contained in this Law shall have the meanings given hereunder:-
  - (a) Myanmar Insurance means the Myanmar Insurance established under this Law;
  - (b) Insurance Business means the insurance business mentioned in section 11;
  - (c) Life Assurance means the undertaking of liability to pay a valid claim under a Life Assurance policy;
  - (d) General Insurance means the undertaking of liability to pay admissible claims under policies relating to all classes of insurance other than Life Assurance;
  - (e) Re-insurance means the cession by a primary insurer of the whole or part of liabilities undertaken by it to another insurer;
  - (f) Ministry means the Ministry of Finance and Revenue;
  - (g) Board of Directors means the Board of Directors of the Myanmar Insurance.

**Chapter II  
Establishment and Aim**

3. The Myanmar Insurance is established under this Law as a legal entity having perpetual succession, capable of suing and being sued in its own name.
4. The Myanmar Insurance is established with the following aims:-
  - (a) to overcome financial difficulties by effecting mutual agreement of insurance against social and economic losses which the people may encounter, due to common perils;
  - (b) to promote the habit of savings individually by effecting life assurance, thus contributing to the accumulation of resources of the State;
  - (c) to win the trust and confidence of the people in the insurance system by providing effective insurance safeguards which may become necessary in view of the social and economic developments.

**Chapter III  
Formation of the Board of Directors and Management**

5. The Government:-
  - (a) shall form the Board of Directors with the Departmental Heads of the Government and suitable citizens;
  - (b) shall, in forming the Board of Directors determine the Chairman and Secretary at the same time;
  - (c) may determine the tenure of the Board of Directors;
  - (d) may, during the tenure of the Board of Directors terminate the membership of any members or replenish any person as a member.
6. The Board of Directors shall undertake responsibility for the insurance business and exercise powers of the Myanmar Insurance contained in this Law.
7. Members of the Board of Directors who are non-Government servants are entitled to receive remuneration prescribed by the Ministry.
8. In order to carry out the functions and duties of Myanmar Insurance, the Board of Directors may form committees comprising members of the Board of Directors, experts and service personnel. In forming such committees the duties and powers thereof shall be determined.

9. In respect of matters relating to meetings of the Board of Directors, convening of meetings and passing of resolutions may be carried out in the manner prescribed.

10. The Chairman of the Board of Directors:-

- (a) shall have the power to enter into contracts and sign documents, exchange of notes and insurance policies on behalf of Myanmar Insurance;
- (b) may, from among his powers delegate the power to sign insurance policies to the officers of Myanmar Insurance.

#### **Chapter IV Insurance Business**

11. The Myanmar Insurance shall undertake the following insurance business:-

- (a) Life Assurance;
- (b) Third Party Liability Insurance;
- (c) General Liability Insurance;
- (d) Fire Insurance;
- (e) Marine Cargo Insurance;
- (f) Marine Hull Insurance;
- (g) Aviation Insurance;
- (h) Engineering Insurance;
- (i) Comprehensive Motor Insurance;
- (j) Oil and Gas Insurance;
- (k) Cash-in-transit Insurance;
- (l) Cash-in-safe Insurance;
- (m) Fidelity Insurance;
- (n) Travelling Insurance;
- (o) Personal Accident Insurance;
- (p) Other classes of Insurance;
- (q) Insurance determined by the Ministry.

#### **Chapter V Powers of Myanmar Insurance**

12. The powers of Myanmar Insurance are as follows:-

- (a) effecting other suitable investments in and outside the State, with the approval of the Ministry;
- (b) opening branches and appointing agents in and outside the State, with the approval of the Ministry;
- (c) re-insuring in and outside the State, the whole or part of its liabilities under the insurance business undertaken by it;
- (d) investing in securities, debentures, shares and savings certificates;
- (e) co-ordinating with other insurance companies in respect of the premium rates and policy terms and conditions;
- (f) accepting foreign exchange received as premium from insurance effected;
- (g) paying compensation in foreign exchange for losses, as insurance is effected in foreign exchange;
- (h) determining the premium rate, indemnity rate, compensation rate, additional premium rate for reason of perils, no claim bonus, ex-gratia payment, penalty, commission rate, life assurance loan and interest rate, life assurance surrender value and paid-up rate;
- (i) actuarial valuation of the life assurance business from time to time; hiring actuary required for such valuation, with the permission of the Ministry;
- (j) in an actuarial valuation of the life assurance business, if it is found that profits have accrued, allocating such profits to the assured entitled thereto;
- (k) permitting other companies which have been granted the right to transact insurance business under section 4 of the State-owned Economic Enterprises Law to transact any other class of insurance business or more than one class of insurance business, with the exception of Third Party Liability Insurance and Re-insurance included in the insurance business which are to be transacted solely by it;

- (l) utilising foreign exchange in accordance with the existing laws, regulations and bye-laws for re-insurance premium, compensation to be paid, deposit, litigation costs, cost of stamps, lawyer's fees, survey fees and other expenses directly concerned with the business, which are required to be settled in foreign exchange;
- (m) laying down measures required for the perpetual and up-to-date progress of insurance education.

## **Chapter VI**

### **Effecting Insurance and Granting of Benefits**

- 13. Government servants shall effect compulsory life assurance with the Myanmar Insurance in accordance with the prescribed age and scale of pay.
- 14. A person who has attained majority may effect life assurance for a minor.
- 15. Owners of motor vehicles shall effect compulsory Third Party Liability Insurance with the Myanmar Insurance.
- 16. An entrepreneur or an organization operating an enterprise which may cause loss to State-owned property or which may cause damage to the life and property of the public or which may cause pollution to the environment shall effect compulsory General Liability Insurance with the Myanmar Insurance.
- 17. The Ministry may under section 16 determine from time to time the entrepreneurs or organizations which are to effect compulsory General Liability Insurance.
- 18. State Organizations and Enterprises which have fifty per cent and above of the capital investment subscribed by the State, shall effect insurance only with the Myanmar Insurance, if the class of insurance they desire to effect is of the class which is accepted by the Myanmar Insurance.
- 19. Economic Organizations which have been formed under a permit under the Union of Myanmar Foreign Investment Law shall effect only with the Myanmar Insurance the classes of insurance which the Myanmar Insurance determines from time to time. However, from amongst the classes of insurance which the said Economic Organizations are to effect, the Ministry of Finance and Revenue may exempt from effecting insurance of any class or more than one class, in the interest of the State.
- 20. Notwithstanding anything contained in any existing law, only the assignee of the assured shall be entitled to the benefits, in respect of every life assurance policy effected under this Law.

## **Chapter VII**

### **Capital and Profit Allocation**

- 21. (a) The State shall be the sole shareholder of the Myanmar Insurance. The authorised capital of the Myanmar Insurance is kyats 300 millions, of which kyats 150 millions shall be fully paid up by the State. The balance of the authorised capital may be subscribed by the State as and when necessary.
  - (b) The authorised capital and paid-up capital of the Myanmar Insurance may be increased with the permission of the Government.
- 22. The Myanmar Insurance shall maintain the following funds:-
  - (a) General Reserve Fund;
  - (b) Life Assurance Fund;
  - (c) General Insurance Fund.
- 23. The following sums shall be paid to the General Reserve Fund:-
  - (a) initial subscription by the State of kyats 50 millions;
  - (b) a sum equivalent to ten per cent of the profits allocated after actuarial valuation of the Life Assurance business;
  - (c) a sum equivalent to ten per cent of the balance after subscribing to the Insurance Fund from the annual operating surplus of each class of General Liability Insurance.
- 24. The percentage of subscription to the General Reserve Fund may be increased with the permission of the Government. The total amount of the General Reserve Fund may exceed the paid-up capital of Myanmar Insurance.

25. The following sums shall be paid to the Life Assurance Fund:-
- (a) initial subscription by the State of kyats 600 millions;
  - (b) the surplus after deducting the expenditure from the annual income of the Life Assurance business.
26. A sum equivalent to forty per cent of the annual premium income of each class of General Insurance from out of the surplus of the General Insurance business or if such operating surplus falls short of forty per cent of the annual premium income, the whole surplus shall be paid into the General Insurance Fund.
27. The Myanma Insurance shall, after paying ten per cent from the profits accrued after actuarial valuation of the Life Assurance business to the General Reserve Fund allocate the remaining ninety per cent to the Life Assurance policyholders.
28. The Myanma Insurance shall, after subscribing to the Insurance Fund subscribe ten per cent to the General Reserve Fund from the surplus of each General Insurance business and pay the remaining ninety per cent to the Government.
29. In the event a deficit occurs in the operation of the insurance business in respect of a class of insurance business the Myanma Insurance shall, in the first instance utilise the Insurance Fund of that class. If the Fund is insufficient, it shall draw upon the Reserve Fund and if the Reserve Fund is still insufficient, the State shall be responsible for settlement of the outstanding claims.
30. The Myanma Insurance shall open an account and deposit the working capital required for its business with the Central Bank of Myanmar or with any State-owned financial institution.
31. The Myanma Insurance:-
- (a) shall open a foreign exchange account with the relevant bank in order that acceptance of insurance and settlement of claims may be made in foreign exchange;
  - (b) after deposit in the foreign exchange account foreign exchange equivalent to kyats 5 millions as an initial deposit, may deposit the foreign exchange received for the business and disburse payments payable for the business;
  - (c) when the balance of the account is insufficient to meet commitments in foreign exchange, it may be replenished with the permission of the Government.

### **Chapter VIII Accounts and Audit**

32. The financial year of the Myanma Insurance shall be the same as the financial year of the State.
33. The Myanma Insurance shall submit to the auditing by the Auditor General's Office in respect of its accounts.
34. (a) At the close of every financial year, the Myanma Insurance shall prepare the annual accounts and balance sheet in the manner prescribed by the Ministry;
- (b) The annual accounts and balance sheet duly certified by the Auditor General's Office shall be submitted together with the annual report of the Myanma Insurance to the Government through the Ministry within 6 months after the close of each financial year;
  - (c) The Myanma Insurance shall publish the annual report in the manner prescribed by the Ministry, for the information of the public.

### **Chapter IX Miscellaneous**

35. The Myanma Insurance has the right to dispose of buildings, property and vehicles taken over by it on payment of compensation for loss and damage, in accordance with the stipulation of the Ministry.
36. Except for debts owed by the policy-holder to the State or to Myanma Insurance, other debts and liabilities, payable or dischargeable to the policy-holder in these respects under this Law shall not be attached under any decree or order of any criminal or civil Court.
37. Movable and immovable property belong to the Myanma Insurance Corporation established under the Insurance Business Law, operations in the process of operation, operations which have been completed, assets and liabilities and also the office staff shall devolve on the Myanma Insurance.

38. Contracts, exchange of notes and insurance policies entered into or executed under the Insurance Business Law in respect of the insurance business shall be deemed to be entered into or executed by the Myanmar Insurance.
39. The Management Committee of the Myanmar Insurance Corporation established under the Insurance Business Law shall have the right to carry on the business until the day the duties and responsibilities are handed over to the Board of Directors formed under this Law.
40. Rules, procedures, orders and directives issued under the Insurance Business Law may continue to be applicable in so far as they are not inconsistent with the provisions of this Law.
41. For the purpose of carrying out the provisions of this Law:-  
 (a) the Ministry may issue rules and procedures, with the approval of the Government;  
 (b) the Ministry and Myanmar Insurance may issue orders and directives.
42. The Insurance Business Law (Pyithu Hluttaw Law No. 10 of 1975) is hereby repealed.

(Sd) Than Shwe  
 Senior General  
 Chairman  
 The State Law and Order Restoration Council

### **Myanmar Insurance Law Contents**

| No. | Particular   | Page    |
|-----|--|---------|
| 1   | Chapter I Title and Definition                                 | 1 - 2   |
| 2   | Chapter II Establishment and Aim                               | 2       |
| 3   | Chapter III Formation of the Board of Directors and Management | 2 - 3   |
| 4   | Chapter IV Insurance Business                                  | 4       |
| 5   | Chapter V Powers of Myanmar Insurance                          | 4 - 6   |
| 6   | Chapter VI Effecting Insurance and Granting of Benefits        | 6 - 7   |
| 7   | Chapter VII Capital and Profit Allocation                      | 7 - 10  |
| 8   | Chapter VIII Accounts and Audit                                | 10 - 11 |
| 9   | Chapter IX Miscellaneous                                       | 11 - 12 |

(1) ミャンマ保険公社法

国家法秩序回復評議会

ミャンマ保険公社法

(国家法秩序回復評議会 法律番号 (10/93))

ミャンマー暦 1355 年第 2 Waso 月白分 5 日

(西暦 1993 年 7 月 23 日)

国家法秩序回復評議会は以下の法律を制定する。

第 1 章

表題及び定義

1. 本法律の名称をミャンマ保険公社法とする。
2. 本法律に含まれる以下の用語は下記の意味を有する。
  - (a) **ミャンマー保険公社**とは、本法律に基づき設立されたミャンマー保険公社をいう。
  - (b) **保険業**とは、第 11 条に記載された保険業をいう。
  - (c) **生命保険**とは、生命保険契約に基づいた、有効な請求に対する支払責任の引受けをいう。
  - (d) **損害保険**とは、生命保険以外の全ての保険種別に関する契約に基づいた、認容できる請求に対する支払責任の引受けをいう。
  - (e) **再保険**とは、元受保険者が引受ける責任の全部又は一部を別の保険者に移転することをいう。
  - (f) **省**とは、財務歳入省をいう。
  - (g) **理事会**とは、ミャンマー保険公社の理事会をいう。

第 2 章

設立及び目的

3. ミャンマー保険公社は本法律に基づき、永続的継続性を有し、その名のもとに提訴又は応訴できる法人として設立される。
4. ミャンマー保険公社は下記の目的のもと設立される。
  - (a) 共同の危険のために人々が遭遇する可能性がある、社会的及び経済的損失に対して保険契約を相互に締結することにより、財務的困難を克服する。
  - (b) 生命保険を締結することで個人の貯蓄習慣を促進し、結果として国家の資産の蓄積に寄与する。
  - (c) 社会的及び経済的発展の観点から必要となる可能性がある効果的な保険保護を提供することで、保険制度における人々の信頼及び信用を確保する。

第 3 章

理事会の設置及び運営

5. 政府は、
  - (a) 政府の部門責任者及び適当な市民から成る理事会を設置するものとする。

- (b) 理事会の設置にあたり、会長及び事務局長を同時に決定するものとする。
  - (c) 理事会の任期を決定することができる。
  - (d) 理事会の任期中に、理事の任期を停止すること、又は理事を補充することができる。
6. 理事会は保険業に対する責任を引受け、本法律に記載されたミャンマー保険公社の権限を行使するものとする。
7. 公務員ではない理事会理事は、省が規定する報酬を受け取る権利を有する。
8. ミャンマー保険公社の機能及び職務を果たすため、理事会は、理事会理事、専門家及び担当職員から成る委員会を設置することができる。こうした委員会を設置するにあたり、委員会の職務及び権限を定めるものとする。
9. 理事会の会議に関する事項については、会議の招集及び決議の通過は規定の方法で行われる。
10. 理事会会長は、
- (a) ミャンマー保険公社の代表として契約の締結、並びに書類、文書の交換及び保険契約への署名を行う権限を有するものとする。
  - (b) 理事長の権限のうち、保険契約に署名する権限をミャンマー保険公社の職員に委任することができる。

#### 第4章

#### 保険業

11. ミャンマー保険公社は、以下の保険業を引受けなければならない。
- (a) 生命保険
  - (b) 第三者賠償責任保険
  - (c) 一般賠償責任保険
  - (d) 火災保険
  - (e) 海上貨物保険
  - (f) 海上船舶保険
  - (g) 航空保険
  - (h) 技術保険
  - (i) 総合自動車保険
  - (j) 石油ガス保険
  - (k) 現金輸送保険
  - (l) 預金保険
  - (m) 信用保険
  - (n) 旅行保険
  - (o) 傷害保険
  - (p) その他の保険種別

- (q) 省が定めた保険

## 第 5 章

### ミャンマー保険公社の権限

12. ミャンマー保険公社の権限は以下の通りである。
- (a) 省の承認を得て、国家内外で適当なその他の投資を行う。
  - (b) 省の承認を得て、国家内外に支所を開設し職員を選任する。
  - (c) ミャンマー保険公社が引受けた保険業に基づく賠償責任の全部又は一部について、国家内外で再保険を行う。
  - (d) 証券、債券、株式及び貯蓄証券に投資する。
  - (e) 他の保険会社と共に、保険料率及び契約条件に関して調整を行う。
  - (f) 保険契約の締結により保険料として受け取った外貨を受け入れる。
  - (g) 外貨建ての保険契約を締結している場合、損失に対する補償を外貨で支払う。
  - (h) 保険料率、補償率、支払率、危険に対する付加保険料率、無事故返戻金、見舞金、違約金、手数料率、生命保険貸付及び利率、生命保険解約返戻金及び支払済率を決定する。
  - (i) 生命保険業の保険数理評価を随時行う。省の許可を得て、評価に必要な保険計理人を雇用する。
  - (j) 生命保険業の保険数理評価にあたり、利益が発生していると認められた場合は、権利を有する被保険者にその利益を配分する。
  - (k) 国有企業法第 4 条に基づき保険業を行う権利を付与されている他の会社に、単独で行われるべき保険業に含まれる第三者賠償責任保険及び再保険を除き、その他 1 種以上の保険業を行うことを認める。
  - (l) 保険業に直接関連した、外貨での精算が必要となる再保険保険料、補償の支払い、預け入れ、訴訟費用、印紙費用、弁護士料、調査料及びその他費用についての現行法、規則及び条例に従い外貨を利用する。
  - (m) 継続的かつ最新の保険教育の進歩に必要な措置を定める。

## 第 6 章

### 保険契約の締結及び利益付与

13. 公務員は、所定の年齢及び支払額に従いミャンマー保険公社と強制的に生命保険契約を締結するものとする。
14. 成年に達した者は、未成年者を生命保険に加入させることができる。
15. 自動車の所有者は、ミャンマー保険公社と強制的に第三者賠償責任保険契約を締結するものとする。
16. 国家が所有する財産を損なう、国民の生命及び財産に損害を与える、又は環境を汚染する可能性がある企業を運営する企業家又は組織は、ミャンマー保険公社と強制的に一般賠償責任保険契約を締結するものとする。
17. 省は、第 16 条に基づき一般賠償責任保険契約を強制的に締結すべき企業家又は組織を随時定めることができる。
18. 国家による資本投資が 50%以上を占める国家の組織及び企業は、ミャンマー保険

公社とのみ保険契約を締結するものとし、国家の組織及び企業が締結を希望する保険は、ミャンマー保険公社が承諾した保険種別であるものとする。

19. ミャンマー連邦外国投資法の許可に基づき組織された経済団体は、ミャンマー保険公社が随時定める保険種別で、ミャンマー保険公社とのみ保険契約を締結するものとする。但し、上記の経済団体が加入すべき保険種別のうち、財務歳入省は、国家の利益のために1種以上の保険への加入を免除できる。

20. 現行法の規定にかかわらず、被保険者の譲受人のみが、本法律に基づき締結された全ての生命保険契約に関して、その利益を享受する権利を有する。

## 第7章

### 資本及び利益配分

21. (a) 国家をミャンマー保険公社の唯一の株主とする。ミャンマー保険公社の授權資本は、3億チャットであり、そのうち1億5000万チャットは国家が全額払い込むものとする。授權資本の残高は、国家が必要に応じて引受けることができる。
- (b) ミャンマー保険公社の授權資本及び払込資本は、政府の許可を得て増額できる。
22. ミャンマー保険公社は以下の基金を管理しなければならない。
- (a) 一般準備基金
- (b) 生命保険基金
- (c) 損害保険基金
23. 以下の金額を、一般準備基金に支払うものとする。
- (a) 国家による5000万チャットの当初出資
- (b) 生命保険業の保険数理評価から計算した配当利益の10%に相当する額
- (c) 一般賠償責任保険の各種別における年間営業剰余金から、保険基金に出資した後の残高の10%に相当する額
24. 一般準備基金への出資率は政府の許可を得て高くすることができる。一般準備基金の総額はミャンマー保険公社の払込資本金額を超えてもよい。
25. 以下の金額を、生命保険基金に支払うものとする。
- (a) 国家による6億チャットの当初出資
- (b) 生命保険業の年間収入から支出を差し引いた後の剰余金
26. 損害保険業の剰余金のうち、損害保険の各種別における年間保険料収入の40%に相当する額、又は上記営業剰余金が年間保険料収入の40%に満たない場合は剰余金総額を、損害保険基金に支払うものとする。
27. ミャンマー保険公社は、生命保険業の保険数理評価から計算した利益のうち10%を一般準備基金に支払った後、利益のうち90%を生命保険契約者に配当するものとする。
28. ミャンマー保険公社は、保険基金に出資後、各損害保険業による剰余金のうち10%を一般準備基金に出資し、剰余金のうち90%を政府に支払うものとする。
29. ミャンマー保険公社は、ある保険種別に関して保険の事業運営に赤字が発生した場合、当該種別の保険基金を最初に利用するものとする。当該種別の基金が不足する場合は準備基金から引き落としを行うものとし、準備基金でも不足する場合は、国家が、未払い請求に対する支払いに責任を負うものとする。
30. ミャンマー保険公社は、ミャンマー中央銀行又は国営金融機関に口座を開設し、事業に必要な運転資金を預け入れるものとする。

31. ミャンマー保険公社は、
  - (a) 外貨でなされる可能性がある保険の引受け及び請求に対する支払いのために、関係する銀行に外国為替口座を開設するものとする。
  - (b) 初回預け入れとして 500 万チャットに相当する外貨を外国為替口座へ預け入れた後、業務で受け取る外貨の預け入れ及び業務で支払うための出金を行うことができる。
  - (c) 口座残高が外貨での業務遂行に不十分な場合、政府の許可を得て補充することができる。

## 第 8 章

### 会計及び監査

32. ミャンマー保険公社の会計年度は、国家の会計年度と同一とする。
33. ミャンマー保険公社は、会計に関して会計検査院長官府による監査を受けなければならない。
34. (a) 各会計年度終了時に、ミャンマー保険公社は省が規定する方法で年次決算書及び貸借対照表を作成するものとする。
  - (b) 会計検査院長官府の正式な承認を受けた年次決算書及び貸借対照表は、ミャンマー保険公社の年次報告書とともに、各会計年度終了後 6 ヶ月以内に省を通じて政府に提出するものとする。
  - (c) ミャンマー保険公社は、情報公開のため、省が規定した方法で年次報告書を公示するものとする。

## 第 9 章

### 雑則

35. ミャンマー保険公社は、省の規定に従って損失及び損害に対する補償を支払うため、取得した建物、財産及び車両を処分する権利を有する。
36. 国家又はミャンマー保険公社に対して保険契約者が負う負債を除き、本法律に基づいて、上記の点に関し保険契約者に対して支払い又は履行するその他負債や賠償責任は、刑事法廷又は民事法廷の決定又は命令により付されてはならない。
37. 保険業法に基づき設立されたミャンマー保険公社が所有する動産及び不動産は、継続中の事業、完了した事業、資産及び賠償責任、職員についてもミャンマー保険公社に帰属するものとする。
38. 保険業に関して、保険業法に基づき締結又は実行された契約、文書の交換及び保険契約は、ミャンマー保険公社が締結又は実行したものと見なすものとする。
39. 保険業法に基づき設立されたミャンマー保険公社の管理委員会は、本法律に基づき設置された理事会に、その職務及び責任が引き渡される日まで業務を遂行する権利を有するものとする。
40. 保険業法に基づき発行された規則、手続き、命令及び指令は、本法律の規定と矛盾しない限りはその効力を継続できる。
41. 本法律の規定を執行する目的で、
  - (a) 省は、政府の承認を得て規則及び手続きを発行することができる。
  - (b) 省及びミャンマー保険公社は、命令及び指令を発行することができる。
42. 保険業法（人民院法 1975 年第 10 号）をここに廃止する。

(Sd)タン・シュエ

国軍司令官

国家法秩序回復評議会議長

## ミャンマ保険公社法

### 目次

| No. | 項目                | 頁       |
|-----|-------------------|---------|
| 1   | 第1章 表題及び定義        | 1 - 2   |
| 2   | 第2章 設立及び目的        | 2       |
| 3   | 第3章 理事会の設置及び運営    | 2 - 3   |
| 4   | 第4章 保険業           | 4       |
| 5   | 第5章 ミャンマー保険公社の権限  | 4 - 6   |
| 6   | 第6章 保険契約の締結及び利益付与 | 6 - 7   |
| 7   | 第7章 資本及び利益配分      | 7 - 10  |
| 8   | 第8章 会計及び監査        | 10 - 11 |
| 9   | 第9章 雑則            | 11 - 12 |

**(2) The State Law And Order Restoration Council The Insurance Business Law**

**The State Law And Order Restoration Council The Insurance Business Law  
(The State Law and Order Restoration Council Law No.6/96)  
The 9<sup>th</sup> Waxing of 1<sup>st</sup> Waso, 1358 M.E  
(24<sup>th</sup> June, 1996)**

The State Law and Order Restoration Council hereby enacts the following Law:

**Chapter I  
Title and Definition**

1. This Law shall be called the Insurance Business Law.
2. The following expressions contained in this Law shall have the meanings given hereunder: -
  - (a) Insurance Business means the insurance business permitted to be transacted under section 8 of this Law;
  - (b) Insurer means a company which transacts insurance business;
  - (c) Underwriting Agent means a company which has the right to underwrite on behalf of an insurer
  - (d) Insurance Broker means an intermediate company which makes contact with an insurer in the interests of the insured in effecting insurance;
  - (e) Company means a company which has been constituted under the Myanmar Companies Act or the Special Companies Act, 1950;
  - (f) Ministry means the Ministry of Finance and Revenue;
  - (g) Supervisory Board means the Insurance Business Supervisory Board formed under section 4 of this Law.

**Chapter II  
Objectives**

3. The objectives of this Law are as follows: -
  - (a) to contribute towards the development of the system of market economy of the State;
  - (b) to develop foreign and local investments;
  - (c) to pave the way for insurance business, underwriting agency business or insurance broking business in the private sector;
  - (d) to win the trust and confidence of the people in the insurance system by providing the various insurance coverages which may be required in accordance with the all-round development of the State;
  - (e) to cause the technology and business of insurance to thrive and be outstanding.

**Chapter III  
Formation of the Insurance Business Supervisory Board**

4. The Ministry: -
  - (a) shall form the Insurance Business Supervisory Board comprising the following persons: -
 

|  |           |
|--|-----------|
| (1) a person assigned by the Ministry  | Chairman  |
| (2) a representative from the Central Bank of Myanmar                              | Member    |
| (3) a representative from the Office of the Attorney-General                       | Member    |
| (4) a representative from the Office of the Auditor-General                        | Member    |
| (5) a representative from the Directorate of Investment and Company Administration | Member    |
| (6) suitable citizen insurance experts   | Members   |
| (7) an officer from the Myanma Insurance   | Secretary |
  - (b) may, if necessary, determine the Vice-Chairman and Joint-Secretary in forming the

Supervisory Board.

5. Members of the Supervisory Board who are non-Government servants are entitled to receive remuneration prescribed by the Ministry.
6. The Myanmar Insurance shall: -
- (a) bear the expenses of the Supervisory Board;
  - (b) perform the office work of the Supervisory Board.

**Chapter IV**

**Duties and Powers of the Supervisory Board**

7. The duties and powers of the Supervisory Board are as follows: -
- (a) scrutinizing and giving decision on applications for business licence of an insurer, underwriting agent or insurance broker;
  - (b) determining, with the approval of the Ministry the amount of paid-up capital to be maintained by an insurer or underwriting agent according to the type of insurance;
  - (c) determining the principles upon which evaluation of assets and liabilities of an insurer or underwriting agent is to be based;
  - (d) determining the limit of investment for any insurance fund;
  - (e) determining the deposit, licence fees and annual fees to be paid by an insurer, underwriting agent or insurance broker;
  - (f) allowing direct insurance to be effected abroad for insurance businesses which are not accepted by the insurers within the State;
  - (g) if necessary, establishing a fund for the protection of life assurance policy-holders and causing action to be taken by other appropriate means;
  - (h) employing any local or foreign expert with the permission of the Ministry, for assistance in carrying out its work;
  - (i) when the insurance business is abolished, apportioning the deposit made by an insurer to any insurance fund of the person whose business is abolished, in such manner and in such proportion as it deems appropriate;
  - (j) training, disseminating knowledge and communicating with international insurance organizations in order to cause the technology and business of insurance to thrive and be outstanding.

**Chapter V**

**Application for Business Licence and Granting Thereof**

8. A company desirous of writing one or more of the following insurance classes shall apply for business licence to the Supervisory Board in accordance with the stipulations: -
- (a) Life Assurance;
  - (b) Fire Insurance;
  - (c) Comprehensive Motor Insurance;
  - (d) Cash-in-transit Insurance;
  - (e) Cash-in-safe Insurance;
  - (f) Fidelity Insurance;
  - (g) Classes of insurance permitted by the Ministry from time to time, by notification, with the approval of the Government.
9. A company desirous of acting as an underwriting agent or insurance broker shall apply for business licence to the Supervisory Board in accordance with the stipulations.
10. The Supervisory Board may: -
- (a) after scrutinizing in accordance with the stipulations, the application submitted under section 8 or section 9, grant or refuse the business licence;
  - (b) ask for and examine documents in scrutinizing the application for business licence.

**Chapter VI**

**Duties of an Insurer, Underwriting Agent or Insurance Broker**

11. An insurer, underwriting agent or insurance broker shall: -
- (a) abide by the provisions of this Law, rules, procedures, orders and directives made hereunder;

- (b) abide by the relevant conditions of the business licence;
  - (c) not transfer his business licence;
  - (d) maintain account books and records which indicate clearly his performance and financial standing to enable systematic and easy auditing;
  - (e) audit annual statements yearly, according to the financial year;
  - (f) if the business licence is cancelled, maintain the assets owned to the amount equivalent to the liabilities thereof within Myanmar;
  - (g) not open any branch office of insurance business without the permission of the Supervisory Board.
12. If an insurer or underwriting agent transacts life assurance business, he: -
- (a) shall cause an actuary to calculate and determine life assurance premium rates;
  - (b) shall invest only the amount proposed by the actuary out of the fund of life assurance;
  - (c) shall cause an actuary to evaluate the life assurance business at least once in every 4 years and submit the report thereof to the Supervisory Board in accordance with the stipulations;
  - (d) shall re-evaluate with another actuary if directed by the Supervisory Board when the report submitted under sub-section (c) is deemed unacceptable or is believed to be detrimental to the interests of the insured;
  - (e) if there is a surplus in the evaluation by the actuary, may draw it out unless it is contrary to any existing law or any contract. However, such draw-out shall not exceed one-fourth of the amount designated as profit for the insurance policy-holders;
  - (f) shall pay death claim only to the beneficiary in accordance with the conditions of the life assurance policy. If the beneficiary is a minor, it shall be paid to his natural parents or adoptive parents or lawful guardian;
  - (g) in case where the beneficiary dies before the assured and the assured has not re-transferred the title of benefits, shall pay the death claim in the following order: -
- (1) husband or wife;
  - (2) children;
  - (3) grandchildren;
  - (4) brothers and sisters;
  - (5) parents.
13. An insurer or underwriting agent shall: -
- (a) submit programmes of reinsurance to the Supervisory Board;
  - (b) not revise without the permission of the Supervisory Board, surrender value of life assurance, paid-up value, loans and interest rates and commission rates which were approved by the Supervisory Board;
  - (c) collect only according to the premium rate which was approved by the Supervisory Board;
  - (d) carry out the arrangement of investment only with the approval of the supervisory Board;
  - (e) maintain supporting documents of assets of any insurance fund within the State and submit to the Supervisory Board on how they have been maintained. The maximum value of assets shall be as determined according to the type of insurance by the Supervisory Board;
  - (f) establish a main fund according to the type of relevant general insurance business. Such fund shall be utilized only for the liabilities and expenses relating to the relevant type of insurance business;
  - (g) if, the Supervisory Board directs to establish any other funds according to the relevant type of general insurance, in addition to the main fund mentioned in sub-section (f), comply as so directed;
  - (h) in abolishing the insurance business, first replenish the remaining fund, after payment of all the liabilities and expenses, into other diminishing insurance funds;
  - (i) have the right to draw surplus amount of other insurance funds with the permission of the Supervisory Board;
  - (j) apportion his assets to all the policy-holders if adjudicated an insolvent or if unable to meet his liabilities. The liability to pay the policy-holders shall have priority over other liabilities except the preferential payments mentioned in section 230 of the Myanmar Companies Act.

## **Chapter VII**

### **Audit**

14. An insurer, underwriting agent or insurance broker shall only allow an auditor who has obtained the certificate of a practising accountant issued by the Myanmar Accountancy Council and approved by the Supervisory Board to audit his financial statements including accounts and records,

15. If the Supervisory Board, under business requirement directs the auditor to carry out an extended auditing and investigation, he shall comply with such directive.

16. During the course of auditing, if any one of the following facts is discovered, the relevant auditor shall report to the Supervisory Board immediately: -

- (a) violation of or failure to comply with any provisions of this Law;
- (b) discovery of any act or circumstance that may affect the sufficiency of an insurance fund;
- (c) carrying on irregularities including acts detrimental to the interests of the insured;
- (d) being unable to meet the liabilities.

## **Chapter VIII**

### **Cancellation of Business Licence**

17. If the Supervisory Board finds that an insurer, underwriting agent or insurance broker has infringed any of the following facts, the Supervisory Board may cancel the business licence: -

- (a) commencing business without the paid-up capital determined according to the type of business;
- (b) not commencing business within twelve months after obtaining the business licence;
- (c) discontinuing to operate the relevant type of business;
- (d) being adjudicated an insolvent;
- (e) operating business in a manner detrimental to the interests of the policy-holder;
- (f) being unable to continue to meet the liabilities;
- (g) violation of or failure to comply with the provisions of this Law by himself or by one of his administrative officers;
- (h) sending incorrect, inaccurate, ambiguous or fraudulent data to the Supervisory Board;
- (i) failure to disclose or concealment of material facts in applying for business licence;
- (j) failure to effect adequate reinsurance in a case where reinsurance is required.

## **Chapter IX**

### **Liquidation**

18. If the business licence of an insurer, underwriting agent or insurance broker has been cancelled, the person assigned by the Supervisory Board shall apply to the Court of competent jurisdiction to pass an order for liquidation of the relevant company in accordance with the provisions of the Myanmar Companies Act.

19. When the Court receives the application under section 18, it shall, without considering any objections whatsoever submitted, pass an order to liquidate the said company and proceed in accordance with the provisions of the Myanmar Companies Act.

20. In the process of liquidation of the company under section 18 and section 19 or in the process of liquidation under the provisions of the Myanmar Companies Act, the liability to pay the policy-holders shall be given priority over other liabilities except to preferential payments mentioned in section 230 of the Myanmar Companies Act.

## **Chapter X**

### **Taking Administrative Action**

21. (a) If an insurer or underwriting agent: -

- (i) fails to maintain the net assets of any insurance fund in accordance with the stipulations ; or
- (ii) fails to submit, conceals or misrepresents the facts which the Supervisory Board asked for in connection with his share in accordance with this Law; or

(b) if an insurer, underwriting agent or insurance broker: -

- (i) fails to maintain the account books and records which indicate clearly his performance and financial standing systematically and for easy auditing purpose: or

- (ii) fails to audit annual statements compiled for the respective financial year annually; or
  - (iii) fails to submit the annual statements and other accounts compiled in accordance with the stipulations to the Supervisory Board within four months after the close of the relevant financial year; or
  - (iv) utilizes and distributes the form, policy or advertisement of insurance business not approved or not permitted for use by the Supervisory Board or used after altering the approved form, policy or advertisement, administrative action shall be taken against him.
22. The Supervisory Board may pass any of the following orders on the person against whom the administrative action is taken: -
- (a) causing a fine to be paid;
  - (b) temporary suspension of the business operated under the business licence;
  - (c) permitting the business to be continued after causing a fine to be paid;
  - (d) cancellation of the business licence;
  - (e) informing the Ministry concerned to enter the company on the black list.
23. Any person dissatisfied with the order of the administrative action passed by the Supervisory Board may appeal to the Ministry within thirty days from the date of passing the order.
24. The decision of the Ministry shall be final and conclusive.

### **Chapter XI Offences and Penalties**

25. Whoever operates as an insurer or underwriting agent without a business licence shall, on conviction, be punished with imprisonment for a term which may extend to 5 years, or with a fine which may extend to kyats 500,000 or with both.
26. Whoever operates as an insurance broker without a business licence shall, on conviction, be punished with imprisonment for a term which may extend to 3 years or with a fine which may extend to kyats 300,000 or with both.
27. If a responsible person from a company which operates the business of insurance, underwriting agency or insurance broking intentionally refuses the inspection of the Supervisory Board in accordance with this Law or does not allow the inspection of the books, accounts, records and documents, or destroys them in any manner, he shall, on conviction, be punished with imprisonment for a term which may extend to one year or with a fine which may extend to kyats 100,000 or with both.
28. If a responsible person from a company which operates the business of insurance, underwriting agency or insurance broking fails to submit the documents, reports, statistics or books asked for by the Supervisory Board, he shall, on conviction be punished with a fine which may extend to kyats 10,000.

### **Chapter XII Miscellaneous**

29. The Ministry may, with the approval of the Government, grant permission to a company which wishes to operate the business of insurance, underwriting agency or insurance broking with foreign investment.
30. Notwithstanding anything contained in any existing law, an investor or economic enterprise which operates with the permission of the Myanmar Investment Commission, shall have the right to effect the types of insurance transacted by an insurer or underwriting agent.
31. An insurer or underwriting agent who holds a Foreign Exchange Acceptor and Holder Licence issued by the Central Bank of Myanmar, may transact the insurance business in foreign currency.
32. Notwithstanding anything contained in any existing law, a minor between the ages of 10 to 18 shall enter into a life assurance contract with the written approval of the parents or lawful guardian.
33. Notwithstanding anything contained in any existing law, no tax of any description whatsoever shall be assessed on insurance indemnity.
34. With the exception of debt payable to the State, no warrant of attachment shall be effected

- on insurance indemnity either criminally or civilly in respect of other debts.
35. This Law is not applicable to the Myanmar Insurance established under the Myanmar Insurance Law.
36. Section 27 and section 28 of this Law are determined as offences cognizable by the Myanmar Police Force.
37. The Ministry may form an organization of service personnel as may be necessary under this Law, with the approval of the Government.
38. For the purpose of carrying out the provisions of this Law: -
- (a) the Ministry may issue such rules and procedures as may be necessary with the approval of the Government;
  - (b) the Ministry or the Supervisory Board may issue such orders and directives as may be necessary.

(sd.) Than Shwe  
Senior General  
Chairman  
The State Law and Order Restoration Council

### **The Insurance Business Law Contents**

| No. | Particular  | Page    |
|-----|---|---------|
| 1   | Title and Definition  | 1       |
| 2   | objectives  | 2       |
| 3   | Formation of the Insurance Business Supervisory Board         | 2 - 3   |
| 4   | Duties and Powers of the Supervisory Board                    | 3 - 4   |
| 5   | Application for Business Licence and Granting Thereof         | 4 - 5   |
| 6   | Duties of and Insurer, Underwriting Agent or Insurance Broker | 5 - 7   |
| 7   | Audit   | 7 - 8   |
| 8   | Cancellation of Business Licence                              | 8 - 9   |
| 9   | Liquidation   | 9       |
| 10  | Taking Administrative Action                                  | 9 - 11  |
| 11  | Offences and Penalties  | 11      |
| 12  | Miscellaneous   | 12 - 13 |

## (2) 保険業法

### 国家法秩序回復評議会

#### 保険業法

(国家法秩序回復評議会 法律番号 (6/96))

ミャンマー暦 1358 年第 1 Waso 月白分 9 日

(西暦 1996 年 6 月 24 日)

国家法秩序回復評議会は下記の法律を制定する。

#### 第 1 章

##### 表題及び定義

1. 本法律の名称を保険業法とする。
2. 本法律に含まれる以下の用語は下記の意味を有する。
  - (a) **保険業**とは、本法律第 8 条に基づき取引することを認められた保険業をいう。
  - (b) **保険者**とは、保険業を行う会社をいう。
  - (c) **引受け代理店**とは、保険者を代理して引受ける権利を有する会社をいう。
  - (d) **保険仲立人**とは、保険契約を締結するにあたり被保険者の利益のために保険者と接触する仲介会社をいう。
  - (e) **会社**とは、ミャンマー会社法又は特別会社法（1950 年）に基づき設立された会社をいう。
  - (f) **省**とは、財務歳入省をいう。
  - (g) **監査役会**とは、本法律第 4 条に基づいて設置される保険業監査役会をいう。

#### 第 2 章

##### 目的

3. 本法律の目的は以下の通りである。
  - (a) 国家の市場経済システムの発展に寄与する。
  - (b) 外国投資及び国内投資を発展させる。
  - (c) 民間部門の保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業のために道を開く。
  - (d) 国家の総合的な発展にともない必要となる可能性があるさまざまな保険を提供することで、保険制度における人々の信頼及び信用を確保する。
  - (e) 保険の技術及び事業を成功させ優れたものにする。

#### 第 3 章

##### 保険業監査役会の設置

4. 省は、
  - (a) 以下の者から成る保険業監査役会を設置するものとする。
    - (1) 省長官が任命した者
    - (2) ミャンマー中央銀行の代表者

- (3) 法務長官府の代表者
  - (4) 会計検査院長官府の代表者
  - (5) 投資企業管理局の代表者
  - (6) 保険を専門とするに適した市民
  - (7) ミャンマー保険事務局の職員
  - (b) 監査役会の設置にあたり、必要に応じて副会長及び統合事務局長を決定することができる。
5. 公務員ではない監査役会役員は、省が規定する報酬を受け取る資格を有する。
6. ミャンマー保険公社は、
- (a) 監査役会の費用を負担するものとする。
  - (b) 監査役会の事務を行うものとする。

#### 第4章

##### 監査役会の職務及び権限

7. 監査役会の職務及び権限は以下の通りである。
- (a) 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の事業免許申請について精査し決定を下す。
  - (b) 省の承認を得て、保険の種類に応じて保険者又は引受け代理店が保持すべき払込資本金額を決定する。
  - (c) 保険者又は引受け代理店の資産及び賠償責任の評価の基準となる原則を決定する。
  - (d) 保険基金への投資限度を決定する。
  - (e) 保険者、引受け代理店又は保険仲立人が支払う預け入れ金、免許手数料及び年間手数料を決定する。
  - (f) 国家内で保険者が受け入れていない保険業に対して、国外で元受保険に加入することを許可する。
  - (g) 必要に応じて、生命保険契約者を保護するための基金を設立し、その他適切な方法により対策を講じる。
  - (h) 業務遂行を支援するため、省の許可を得て国内又は国外の専門家を雇用する。
  - (i) 保険業が廃止される場合、保険者の預け入れ金を、相当と考えられる方法及び比率で、その事業が廃止される者の保険基金に配分する。
  - (j) 保険の技術及び事業を成功させ優れたものにするため、研修、知識の普及、国際的な保険団体との情報交換を行う。

#### 第5章

##### 事業免許の申請及びその付与

8. 以下の保険種別のうち1つ以上の引受けを希望する会社は、規定に従い監査役会に事業免許を申請するものとする。
- (a) 生命保険
  - (b) 火災保険

- (c) 総合自動車保険
  - (d) 現金輸送保険
  - (e) 預金保険
  - (f) 信用保険
  - (g) 政府の承認を得ており、省からは随時通知による許可を得た保険種別
9. 引受け代理店又は保険仲立人として事業を行おうとする会社は、規定に従い監査役会に事業免許を申請するものとする。
10. 監査役会は、
- (a) 第8条又は9条に基づき提出された申請を規定に従い精査した後、事業免許を付与又は拒絶することができる。
  - (b) 事業免許の申請を精査するにあたり、書類を要求し調査することができる。

## 第6章

### 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の職務

11. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、
- (a) 本法律の規定、下記に定めた規則、手続き、命令及び指令を遵守するものとする。
  - (b) 事業免許の関連条件を遵守するものとする。
  - (c) 自身の事業免許を譲渡してはならない。
  - (d) 体系的かつ容易な監査を可能とするため、業績及び財務状況を明確に示す会計帳簿及び記録を保存するものとする。
  - (e) 会計年度に従い、年1回、年次報告書を監査するものとする。
  - (f) 事業免許が取り消された場合、所有する資産をミャンマー国内における当該の賠償責任と同等の額に維持するものとする。
  - (g) 監査役会の許可なしに保険業の支店を開設してはならない。
12. 保険者又は引受け代理店が生命保険業を行う場合、保険者又は引受け代理店は、
- (a) 保険計理人に生命保険料率を計算、決定させるものとする。
  - (b) 生命保険基金のうち、保険計理人が提案した金額だけを投資するものとする。
  - (c) 少なくとも4年に1回保険計理人に生命保険業を評価させ、規定に従い監査役会に評価報告書を提出するものとする。
  - (d) 項目(c)に基づき提出された報告書が容認できない又は被保険者の利益を損なうと考えられる場合に監査役会の指示があれば、別の保険計理人とともに再評価するものとする。
  - (e) 保険計理人の評価によって剰余金が出た場合は、現行法又は契約に反しない限り、その剰余金を引き出すことができる。但し、引き出し額は保険契約者の利益として指定された額の4分の1を超えないものとする。
  - (f) 生命保険の契約条件に従い、受取人にのみ死亡保険金を支払うものとする。

受取人が未成年者の場合、死亡保険金は、実父母、養親又は法定後見人に支払うものとする。

(g) 受取人が被保険者より早く死亡し、被保険者が受取人を変更していなかった場合、死亡保険金は以下の順序で支払うものとする。

(1) 夫又は妻

(2) 子

(3) 孫

(4) 兄弟姉妹

(5) 親

13. 保険者又は引受け代理店は、

(a) 監査役会に再保険プログラムを提出するものとする。

(b) 監査役会に承認された生命保険解約返戻金、支払済額、貸付金及び利率、並びに手数料率を、監査役会の許可なしに修正してはならない。

(c) 監査役会に承認された保険料率にのみ従い回収するものとする。

(d) 監査役会の承認がある場合のみ投資を手配するものとする。

(e) 国家内の保険基金の資産に関する裏付け書類を保存し、どのように保存されているかについて監査役会に提出するものとする。資産の最高額は、保険種別に応じた監査役会の決定に従うものとする。

(f) 関連する損害保険業の種別に応じて主要な基金を設立するものとする。上記基金は、保険業の関連種別に関する賠償責任及び費用にのみ充てるものとする。

(g) 監査役会が、項目 (f) に記載した主要な基金に加え、関連する損害保険種別に応じてその他の基金の設立を指示する場合は、その指示に応じるものとする。

(h) 保険業を廃止するにあたり、全ての賠償責任及び費用の支払いを終えた後、まずは基金残高でその他の保険基金の減少分を補充するものとする。

(i) 監査役会の許可を得て、その他の保険基金の剰余額を引き出す権利を有するものとする。

(j) 支払不能の宣告を受けた場合、又は賠償責任を果たせない場合は、自身の資産を全ての保険契約者に配分するものとする。保険契約者への支払い義務は、ミャンマー会社法第 230 条に記載した優先支払いを除き、他の債務よりも優先するものとする。

## 第 7 章

### 監査

14. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、ミャンマー会計評議会が発行した会計士資格証明書を取得し、監査役会の承認を得た監査人のみに、会計帳簿及び記録などの財務諸表の監査を許可するものとする。

15. 事業の要件に基づき、監査役会が監査人に対して監査及び調査の拡大を指示する場合、監査人はその指示に従うものとする。

16. 監査の過程において以下のいずれかの事実が明らかになった場合、当該監査人は速やかに監査役会に報告するものとする。

- (a) 本法律のいずれかの規定に対する違反又は不遵守。
- (b) 保険基金の充足に影響を与える可能性がある行為又は状況の発見。
- (c) 被保険者の利益を損なう行為を含む不正行為。
- (d) 賠償責任を果たせない。

## 第8章

### 事業免許の取り消し

17. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人が以下のいずれかの違反を犯したことを監査役会が認めた場合、監査役会は事業免許を取り消すことができる。

- (a) 事業種別に応じて決定された払込資本なしに事業を開始する。
- (b) 事業免許取得後 12 ヶ月以内に事業を開始しない。
- (c) 関連する事業を中止する。
- (d) 支払不能と宣告される。
- (e) 保険契約者の利益を損なう方法で事業を行う。
- (f) 賠償責任を継続して果たすことができない。
- (g) 自身又は担当職員による、本法律の規定に対する違反又は不遵守。
- (h) 不適切、不正確、曖昧又は不正な情報を監査役会に提供する。
- (i) 事業免許の申請にあたり、重大な事実を開示しない又は隠蔽する。
- (j) 再保険が必要な場合に、適切な再保険契約を締結しない。

## 第9章

### 清算

18. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の事業免許が取り消された場合、監査役会によって任命された者は、ミャンマー会社法の規定に従い当該会社の清算命令を発布するよう、管轄裁判所に申請するものとする。

19. 裁判所は、第 18 条に基づく申請を受領したときは、提出されたいかなる異議申し立ても考慮することなく、ミャンマー会社法の規定に従い当該会社の清算命令を発布し、これを進めるものとする。

20. 第 18 条及び 19 条に基づく会社の清算手続き又はミャンマー会社法の規定に基づく清算手続きにおいて、保険契約者への支払い義務は、ミャンマー会社法第 230 条に記載した優先支払いを除き、他の債務よりも優先するものとする。

## 第10章

### 行政措置

21. (a) 保険者又は引受け代理店が、
- (i) 保険基金の純資産を規定に従い維持できない、又は
  - (ii) 本法律に従い、保険者又は引受け代理店の株式に関して監査役会が要求した事実を提出しない、隠蔽する若しくは虚偽の提示を行う場合。又は
- (b) 保険者、引受け代理店又は保険仲立人が、
- (i) 体系的かつ容易な監査を可能とするための、業績及び財務状況を明確に示す会計帳簿及び記録を保存していない、又は

- (ii) 各会計年度に作成された年次報告書の年 1 回の監査を行わない、又は
  - (iii) 規定に従い作成された年次報告書及びその他の会計書類を、当該会計年度の終了後 4 ヶ月以内に監査役会に提出しない、又は
  - (iv) 監査役会によって使用が承認又は許可されていない保険業の書式、約款若しくは広告を利用及び配布している場合、あるいは承認済みの書式、約款若しくは広告を変更して使用している場合は、  
保険者、引受け代理店又は保険仲立人に対して行政措置が講じられる。
22. 監査役会は、行政措置が取られた者に対し、以下の命令を発することができる。
- (a) 罰金の支払
  - (b) 事業免許に基づく事業の一時的な停止
  - (c) 罰金を支払った後の事業継続の許可
  - (d) 事業免許の取り消し
  - (e) 当該会社のブラックリストへの登録を省に通知
23. 監査役会が発した行政措置命令に不満がある者は、命令の発布後 30 日以内に省に不服を申し立てることができる。
24. 省の決定が、最終的かつ決定的なものとなる。

## 第 11 章

### 違反及び罰則

25. 事業免許なしに保険者又は引受け代理店として事業を行う者は有罪とし、5 年以下の禁固若しくは 50 万チャット以下の罰金又はこの両方を科されるものとする。
26. 事業免許なしに保険仲立人として事業を行う者は有罪とし、3 年以下の禁固若しくは 30 万チャット以下の罰金又はこの両方を科されるものとする。
27. 保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を営む会社の責任者が、本法律に従った監査役会の審査を意図的に拒否する場合、帳簿、会計書類、記録及び各種書類の審査を認めない場合、又はいずれかの方法でこれらを処分する場合、その者は有罪とし、1 年以下の禁固若しくは 10 万チャット以下の罰金又はこの両方を科されるものとする。
28. 保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を営む会社の責任者が、監査役会が要求した各種書類、報告書、統計又は帳簿を提出しない場合、その者は有罪とし、1 万チャット以下の罰金を科されるものとする。

## 第 12 章

### 雑則

29. 省は、政府の承認を得て、外国投資により保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を行おうとする会社に許可を与えることができる。
30. 現行法の規定に関わらず、投資家又はミャンマー投資委員会の許可を得て事業を行う営利企業は、保険者又は引受け代理店が取り扱う保険に加入する権利を有するものとする。
31. ミャンマー中央銀行が発行する外国為替の引受け・保有ライセンスを有する保険者又は引受け代理店は、外貨で保険業を行うことができる。
32. 現行法の規定に関わらず、10 歳から 18 歳の未成年者は、両親又は法定後見人の

書面による承認を得て生命保険契約を締結するものとする。

33. 現行法の規定に関わらず、保険による補償金に対してはいかなる税金も課せられない。
34. 国家に支払うべき負債を除き、その他の負債に関しては、保険による補償金に対して刑法上又は民事上の差押えは執行されない。
35. 本法律は、ミャンマ保険公社法に基づき設立されたミャンマー保険公社には適用されない。
36. 本法律第 27 条及び 28 条は、ミャンマー警察により審理されるべき違反と定義される。
37. 省は、政府の承認を得て、本法律に基づき必要に応じて職員による組織を設置することができる。
38. 本法律の規定を執行するため、
  - (a) 省は、政府の承認を得て必要に応じて規則及び手続きを発行することができる。
  - (b) 省又は監査役会は、必要に応じて命令及び指示を発行することができる。

(Sd)タン・シュエ

国軍司令官

国家法秩序回復評議会議長

## 保険業法

### 目次

| No. | 項目                   | 頁       |
|-----|----------------------|---------|
| 1   | 表題及び定義               | 1       |
| 2   | 目的                   | 2       |
| 3   | 保険業監査役会の設置           | 2 - 3   |
| 4   | 監査役会の職務及び権限          | 3 - 4   |
| 5   | 事業免許の申請及びその付与        | 4 - 5   |
| 6   | 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の職務 | 5 - 7   |
| 7   | 監査                   | 7 - 8   |
| 8   | 事業免許の取り消し            | 8 - 9   |
| 9   | 清算                   | 9       |
| 10  | 行政措置                 | 9 - 11  |
| 11  | 違反及び罰則               | 11      |
| 12  | 雑則                   | 12 - 13 |

### **(3) Government of the Union of Myanmar Ministry of Finance and Revenue**

**Government of the Union of Myanmar Ministry of Finance and Revenue**  
**Notification No. (116/97)**  
**Yangon, the 6<sup>th</sup> Waning Day of Nayone, 1359 ME**  
**(26<sup>th</sup> June, 1997)**

In exercise of the power conferred under sub-section (a) of section 38 of the Insurance Business Law, the Ministry of Finance and Revenue, Government of the Union of Myanmar, issues the following rules with the approval of the Government.

#### **Chapter I** **Title and Definition**

1. These rules shall be called the Insurance Business Rules.
2. The expressions contained in these rules shall have the same meanings as defined in the Insurance Business Law. Moreover, the following expressions shall have the meanings given hereunder:-
  - (a) Law means the Insurance Business Law;
  - (b) General Insurance means classes of insurance other than Life Assurance as mentioned under section 8 of the Law;
  - (c) Business Licence means a licence granted under these rules to transact an insurance, underwriting agency or broking business;
  - (d) Form means the form annexed to these rules.

#### **Chapter II** **Formation of the Insurance Business Supervisory Board**

3. (a) The Ministry shall pursuant to the provision of section 4 of the Law, form the Insurance Business Supervisory Board;
- (b) The Ministry may reconstitute the Supervisory Board, if necessary.
4. The Supervisory Board shall from time to time submit a report of its performance to the Ministry.

#### **Chapter III** **Convening of the Meeting of the Insurance Business Supervisory Board**

5. (a) An ordinary meeting of the Supervisory Board shall be held once in every month. A special meeting may be held, if necessary;
- (b) Attendance of more than half of the Supervisory Board members forms a quorum;
- (c) The Chairman of the Supervisory Board shall preside at the meeting. If the Chairman is absent, the person delegated by the majority of the members present shall preside thereat;
- (d) If any matter is to be resolved at the meeting the decision shall be made with the consent of the majority of the members present, by open or secret voting.

#### **Chapter IV** **Duties and Powers of the Supervisory Board**

6. An insurer or underwriting agent shall raise kyats 6000 million for life assurance and kyats 40000 million for general insurance as the paid-up capital.
7. The Supervisory Board shall:-
  - (a) direct an insurer or underwriting agent to open an account at the Myanma Economic Bank with a deposit equal to 10% of the paid-up capital.
  - (b) direct an insurer or underwriting agent to purchase in their joint names Government Treasury Bonds worth 30% of the paid-up capital.
8. The Supervisory Board may, with the approval of the Ministry, amend the stipulations contained in rules 6 and 7.
9. The Supervisory Board may:-
  - (a) with the approval of the Ministry, encash and expend the Government Treasury Bonds purchased in pursuance of sub-rule (b) of rule 7;

- (b) permit an insurer or underwriting agent to withdraw and expend the remainder of the paid-up capital after the purchase of the Government Treasury Bonds pursuant to sub-rule (b) of rule 7, for the purpose of the insurance business.
10. The Supervisory Board shall:-
- (a) in evaluating assets and liabilities of an insurer or underwriting agent, formulate norms and criteria as recommended by an actuary or qualified accountant;
  - (b) scrutinize and approve the programme of investment submitted in accordance with the type of insurance by an insurer or underwriting agent.
11. The Supervisory Board:-
- (a) shall determine 10% of the net life assurance premium generated in the closed underwriting year immediately preceding the current year as the net worth of a life assurance business;
  - (b) shall determine the maximum amount of the following to be the net worth of a general insurance business:-
    - (1) kyats 20 million;
    - (2) 50% of the net premium income generated in the closed underwriting year immediately preceding the current year;
    - (3) 50% of the claim reserve provided for the closed underwriting year immediately preceding the current year;
  - (c) may, with the approval of the Ministry amend the stipulations contained in sub-rules (a) and (b)
12. The Supervisory Board:-
- (a) shall direct an insurer or underwriting agent to establish a life assurance fund and open an account therewith at the Myanmar Economic Bank;
  - (b) shall direct an insurer or underwriting agent to establish a Life Assurance Policyholders Protection Fund for the purpose of protecting the life assurance policyholders if necessary, and to open an account therewith at the Myanmar Economic Bank;
  - (c) may allow, for the following purposes, a reasonable sum to be withdrawn and expended out of the Life Assurance Policyholders Protection Fund established in accordance with sub-rule (b):-
    - (1) supplementing payment towards claims which cannot be fully paid owing to insufficiency of the life assurance fund;
    - (2) deficiency in the premium when life assurance policies are handed over to another insurer or underwriting agent owing to the termination or abolition of the life assurance business;
    - (3) defraying the expenses incurred in connection with clauses (1) and (2) of sub-rule (c);
  - (d) shall direct an insurer or underwriting agent to establish a main general insurance fund and open an account therewith at the Myanmar Economic Bank.
13. The Supervisory Board shall direct an insurance broker to effect professional indemnity insurance in kyats or in foreign exchange in the value as determined by the Ministry from time to time.
14. The Supervisory Board:-
- (a) shall direct the insurer, underwriting agent or broker concerned, to terminate the employment of the principal officer of the relevant insurance business, who is convicted of one of the offences prescribed from time to time by the Ministry;
  - (b) may return the balance together with the interest accrued on the deposit, after leaving an amount sufficient to meet the liabilities in respect of the insurance business, where an insurer or underwriting agent discontinues its operations or its business licence is revoked.
  - (c) may grant a business licence to a company doing business with foreign investment, which applies to operate the business of an insurer, underwriting agency or insurance broker after due scrutiny in accordance with the existing laws;
  - (d) may permit an insurer, underwriting agent or insurance broker who holds a business licence to establish a representative branch office;
  - (e) shall direct the insurer or underwriting agent to effect reinsurance;

- (f) may, with the approval of the Ministry, establish insurance institutes, communicate with international insurance organizations and carry out educative and organizational activities, in order that the technology and business of insurance may thrive and be outstanding;
- (g) shall submit the report of its performance to the Ministry within 4 months after the end of the fiscal year.

## **Chapter V**

### **Application for Business Licence and Granting Thereof**

15. Any person desirous of transacting insurance business, underwriting agency business or insurance broking business shall have a company incorporated and registered in accordance with the Myanmar Companies Act or the Special Companies Act 1950.
16. An insurer, underwriting agent or insurance broker shall apply to the Supervisory Board for a business licence by filling in complete and correct particulars in the application Form (ah-ma-kha 1), together with necessary supporting documents.
17. The Supervisory Board:-
- (a) shall scrutinize whether the particulars presented in the business licence application form and documents submitted are complete and correct;
  - (b) may interview the applicant, if necessary in connection with the particulars contained in the application;
  - (c) shall decide whether the relevant business licence is to be granted or not and shall notify the applicant in writing in accordance with the decision.
18. An insurer or underwriting agent who applies for a business licence shall, within 30 days after receipt of intimation of being granted a licence, pay the following as directed by the Supervisory Board:-
- (a) the paid-up capital stipulated under rule 6;
  - (b) the deposit stipulated in sub-rule (a) of rule 7;
  - (c) licence fee.
19. The insurance broker who applied for a business licence shall on receipt of intimation of being granted a licence, pay licence fee as directed by the Supervisory Board.
20. A company doing business with foreign investment shall on receipt of intimation of being granted a licence for an insurance business, underwriting agency business or insurance broking business pay the paid-up capital, deposit and licence fee as stipulated and directed by the Supervisory Board.
21. The Supervisory Board shall grant the relevant business licence in Form (ahma-kha 2) within 15 days on submission by the insurer, underwriting agent or insurance broker, of supporting documents of evidence that the paid-up capital, deposit and licence fee have been paid.
22. Business licence fees and annual fees are kyats 3 million and 1 million respectively.
23. The insurer, underwriting agent or insurance broker who holds a business licence shall:-
- (a) pay, as directed by the Supervisory Board, the annual fee whenever the tenure of one year from the day on which the business licence was granted is completed;
  - (b) pay a late fee of kyats 3,000 after the completion of the tenure of one year, if default is made in complying with the requirements of subrule(a).
24. In the calculation of the late fee, the fraction of a year shall be deemed as a year.
25. Where a duplicate business licence is applied for, due to loss or destruction of the original, the Supervisory Board shall scrutinize and issue the licence in Form (ahma-kha 2) duly stamped as duplicate, after charging the applicant a fine of kyats 10,000.
26. A company doing business with foreign investment shall, in respect of the licence for the insurance business, underwriting agency business or insurance broking business, pay the annual fee, late fee and fine as stipulated and directed by the Supervisory Board.
27. (a) The Supervisory Board shall stipulate in the business licence terms and conditions to be complied with by the insurer, underwriting agent or insurance broker who holds a business licence;
- (b) An insurer, underwriting agent or insurance broker who holds a business licence shall

comply with the terms and conditions so stipulated.

28. The Supervisory Board shall publish in the Myanmar Gazette granting or cancellation of a business licence on a case by case basis.

## **Chapter VI**

### **Duties of an Insurer, Underwriting Agent or Insurance Broker**

29. An insurer, underwriting agent or insurance broker:-

- (a) shall compile and submit to the Supervisory Board, form, proposal, policy, premium rates and related papers to be used thereby;
- (b) shall use the form, proposal, policy, premium rates and related papers approved by the Supervisory Board;
- (c) shall alter the form, proposal, policy, premium rates and related papers approved under sub-rule (b) only with the permission of the Supervisory Board.

30. An insurer, underwriting agent or insurance broker shall:-

- (a) maintain policy registers in accordance with the class of insurance;
- (b) maintain records of liabilities to policyholders;
- (c) furnish information of share relating to one of the shareholders, when required by the Supervisory Board;
- (d) reply to inquiries pertaining to a policy, by a person having legal right to know the facts thereof;
- (e) appoint whoever fulfils the qualifications stipulated by the Supervisory Board as the principal officer of an insurance business, underwriting agency business or insurance broking business;
- (f) maintain policy registers case files account books and insurance fund in accordance with the stipulation notwithstanding the suspension of procurement of new insurance business.

31. An insurer or underwriting agent shall:-

- (a) as regards the report of the actuarial valuation carried out in accordance with sub-section (d) of section 12 of the Law cause revaluation with another actuary to be conducted, as directed by the Supervisory Board;
- (b) bear the expenses to be incurred pursuant to sub-rule(a);
- (c) transact the life assurance business in accordance with the suggestions and recommendations contained in the actuarial valuation report;
- (d) keep the information and facts of a life assured confidential;
- (e) make provision to have assets sufficient to meet its liabilities.

32. An insurer or underwriting agent shall:-

- (a) maintain all life assurance premium separately;
- (b) bear general administrative expenses proportionally out of the life assurance income in addition to the life assurance expenses;
- (c) establish the life assurance fund with the surplus of the income.

33. An insurer or underwriting agent shall:-

- (a) carry out the programme and operations of investment approved by the Supervisory Board in accordance with the class of insurance;
- (b) keep the assets of an insurance fund separately from other assets;
- (c) submit within 14 days supporting documents of assets when required by the Supervisory Board;
- (d) compile and submit to the Supervisory Board facts and figures relating to insurance business;
- (e) submit to the Supervisory Board within 4 months after the end of the relevant underwriting year, the audited final and other accounts compiled in Form (ah-ma-kha 3) together with the report of its performance.

## **Chapter VII**

### **Audit**

34. (a) The Supervisory Board may, in consultation with the Auditor-General, lay down the methodology to be followed in an audit;

(b) The auditor concerned shall follow the methodology so laid down.

35. The Supervisory Board:-

- (a) may prohibit the auditor who fails to follow the methodology so laid down, from continuing the audit;
- (b) may direct another auditor to conduct the audit where the original auditor was prohibited from further audit pursuant to sub-rule(a).

36. Expenses incurred in respect of an extended audit, reaudit or investigation undertaken in accordance with the direction of the Supervisory Board shall be defrayed by the enterprise concerned.

### **Chapter VIII**

#### **Winding up**

37. (a) Where the Supervisory Board pursuant to section 17 of the Law, revokes the licence of the insurance business, underwriting agency business or insurance broking business, a liquidator shall be assigned to obtain the sanction of the Court for winding up the company concerned, in accordance with the provisions of the Myanmar Companies Act;

(b) The liquidator shall apply to the Court having jurisdiction, to make a winding up order in respect of the relevant company.

38. The Court having jurisdiction shall:-

- (a) as regards the application submitted under sub-rule (b) of rule 37, pass a winding up order, without having regard to any objection whatsoever;
- (b) after passing the order, proceed in accordance with the provisions of the Myanmar Companies Act.

39. The liquidator:-

- (a) in winding up the relevant company, is entitled to dispose of and expend the assets and the deposit thereof only to meet the liabilities of the company and winding up expenses;
- (b) shall submit to the Supervisory Board, programme and report of the winding up as stipulated.

40. An insurer or underwriting agent shall replenish its assets, in accordance with the order of the Court, in order to meet its liabilities fully.

### **Chapter IX**

#### **Investigation and taking action**

41. The Supervisory Board:-

- (a) may appoint an enquiry commission with 3 members of the Supervisory Board or with one member thereof and 2 outside technicians to investigate as to whether or not an insurer, underwriting agent or insurance broker complies with the provisions of the Law and these rules, notwithstanding anything contained in the Myanmar Companies Act;
- (b) shall determine duties, powers and tenure of an enquiry commission appointed under sub-rule(a);
- (c) may, if necessary, appoint, from time to time more than one commission or on a case by case basis.

42. The enquiry commission :-

- (a) shall follow the procedure laid down by the Supervisory Board from time to time for investigation;
- (b) shall have right of access to:-
  - (1) books of account and records;
  - (2) office premises of an insurer, underwriting agent or insurance broker;
- (c) may interrogate those persons having business relations with the insurer, underwriting agent or insurance broker and require them to produce the required supporting documents and records for inspection;
- (d) may subject anyone suspected of transacting an insurance business, underwriting agency business or insurance broking business without a business licence, to interrogation and to production of supporting documents and records for inspection;
- (e) shall submit to the Supervisory Board report of its findings signed by all members together with its remarks.

43. The Supervisory Board may:-
- (a) after scrutinizing the report submitted by an enquiry commission, revoke the relevant business licence if it is found that any provision contained in section 17 of the Law has been infringed;
  - (b) pass an administrative order under section 22 of the Law, if it is found that any provision contained in section 21 of the Law has been infringed.
44. The Supervisory Board may, with the approval of the Ministry, determine the fine to be imposed under an administrative action.
45. (a) An insurer, underwriting agent or insurance broker whose business licence was temporarily suspended for a period of time shall apply to the Supervisory Board for revalidation of its licence on the expiry of the period;
- (b) The Supervisory Board shall, after scrutinizing the application submitted under sub-rule(a), revalidate the licence on payment of a fine of kyats 10,000, if it conforms to the stipulations.

### **Chapter X**

#### **Appeal**

46. Any person dissatisfied with an order passed under sections 17 or 22 of the Law by the Supervisory Board, may appeal to the Ministry within 30 days from the date of passing such order.
47. The Ministry:-
- (a) may permit the appellant or the legal representative to submit the plea in writing;
  - (b) may require the Supervisory Board to forward its remarks, if necessary;
  - (c) may confirm, set aside or revise the order of the Supervisory Board;
  - (d) shall intimate in writing to the appellant the decision so made.
48. The decision of the Ministry shall be final and conclusive.

### **Chapter XI**

#### **Miscellaneous**

49. An insurer or underwriting agent is entitled to the interest derived from the following:-
- (a) the paid-up capital;
  - (b) the deposit.
50. An insurance contract entered into with a party having no insurable interest shall be deemed void.
51. An insurer, underwriting agent or insurance broker who holds a business licence shall cooperate with the Supervisory Board for the progress and dissemination of the technology and business of insurance.

(Sd)Brig. Gen. Win Tin  
Minister  
Ministry of Finance & Revenue

**The Insurance Business Rules  
Contents**

| No. | Particular   | Page    |
|-----|--|---------|
| 1   | Chapter I Title and Definition   | 1       |
| 2   | Chapter II Formation of the Insurance Business Supervisory Board                 | 2       |
| 3   | Chapter III Convening of the Meeting of the Insurance Business Supervisory Board | 3       |
| 4   | Chapter IV Duties and Powers of the Supervisory Board                            | 3 - 6   |
| 5   | Chapter V Application for Business Licence and Granting Thereof                  | 6 - 9   |
| 6   | Chapter VI Duties of an Insurer, Underwriting Agent or Insurance Broker          | 9 - 11  |
| 7   | Chapter VII Audit  | 11 - 12 |
| 8   | Chapter VIII Winding up  | 12 - 13 |
| 9   | Chapter IX Investigation and taking action                                       | 13 - 15 |
| 10  | Chapter X Appeal   | 15      |
| 11  | Chapter XI Miscellaneous   | 15 - 16 |
| 12  | Forms  |         |

(3) ミャンマー連邦政府 財務歳入省 通知

ミャンマー連邦政府

財務歳入省

通知第 (116/97)

ヤンゴン、ミャンマー暦 1359 年 Nayone 月黒分 6 日

(西暦 1997 年 6 月 26 日)

ミャンマー連邦政府財務歳入省は、保険業法第 38 条項目 (a) に基づき付与された権限を行使し、政府の承認を得て以下の規則を発行する。

第 1 章

表題及び定義

1. 本規則の名称を**保険業規則**とする。
2. 本規則に含まれる用語は、保険業法で定義されている用語と同じ意味を有する。また、以下の用語は下記の意味を有する。
  - (a) **法律**とは、保険業法をいう。
  - (b) **損害保険**とは、法律第 8 条に記載されている生命保険以外の保険種別をいう。
  - (c) **事業免許**とは、保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を行うため、本規則に基づき付与された免許をいう。
  - (d) **書式**とは、本規則に付された書式をいう。

第 2 章

保険業監査役会の設置

3.
  - (a) 省は、法律第 4 条の規定に従い保険業監査役会を設置するものとする。
  - (b) 省は、必要に応じて監査役会を再編成することができる。
4. 監査役会は、業績報告書を省に随時提出するものとする。

第 3 章

保険業監査役会会議の招集

5.
  - (a) 監査役会の定例会議は、月に 1 回開催するものとする。必要に応じて臨時会議を開催することができる。
  - (b) 監査役会役員の過半数の出席をもって定足数とする。
  - (c) 監査役会会長が会議を主宰するものとする。会長が欠席する場合、出席役員過半数により委任された者が、会議を主宰するものとする。
  - (d) 会議で決議を行う場合、決議は、記名又は無記名投票により、出席役員過半数の同意を得て行うものとする。

第 4 章

監査役会の職務及び権限

6. 保険者又は引受け代理店は、生命保険に 60 億チャット、損害保険に 400 億チャ

- ットを払込資本として調達するものとする。
7. 監査役会は、
    - (a) 保険者又は引受け代理店に、ミャンマー経済銀行に口座を開設し払込資本の 10%に相当する金額を預け入れるよう指示するものとする。
    - (b) 保険者又は引受け代理店に、払込資本の 30%に相当する国庫債券を連名で購入するよう指示するものとする。
  8. 監査役会は、省の承認を得て規則 6 及び 7 に記載された規定を改正することができる。
  9. 監査役会は、
    - (a) 規則 7 付則 (b) に従い購入した国庫債券を、省の承認を得て現金化し支出することができる。
    - (b) 規則 7 付則 (b) に従い国庫債券を購入した後、保険者又は引受け代理店が保険業を行うことを目的として払込資本の残額を引き出し支出することを許可することができる。
  10. 監査役会は、
    - (a) 保険者又は引受け代理店の資産及び債務の評価にあたって、保険計理人又は公認会計士の提言を受けて規範及び基準を作成するものとする。
    - (b) 保険者又は引受け代理店が保険種別に応じて申請した投資プログラムを精査し承認するものとする。
  11. 監査役会は、
    - (a) 現行年度直前の終了した引受け年度における純生命保険料の 10%を生命保険業の純資産として決定するものとする。
    - (b) 以下のうちの最高額を損害保険業の純資産とする。
      - (1) 2000 万チャット
      - (2) 現行年度直前の終了した引受け年度における純保険料収入の 50%
      - (3) 現行年度直前の終了した引受け年度における支払準備金の 50%
    - (c) 省の承認を得て、付則 (a) 及び (b) に記載された規定を改正することができる。
  12. 監査役会は、
    - (a) 保険者又は引受け代理店に、生命保険基金を設立し、ミャンマー経済銀行にその口座を開設するよう指示するものとする。
    - (b) 保険者又は引受け代理店に、必要に応じて生命保険契約者を保護するための生命保険契約者保護基金を設立し、ミャンマー経済銀行にその口座を開設するよう指示するものとする。
    - (c) 以下の目的のため、付則 (b) に従い設立された生命保険契約者保護基金からの適切な金額の引き出し及び支出を認めることができる。
      - (1) 生命保険基金の不足のために全額の支払いができない請求に対する支払いの補填。
      - (2) 生命保険業の終了又は廃止により、生命保険契約が別の保険者又は引受け代理店に引き継がれる場合の保険料の不足。
      - (3) 付則 (c) 第 (1) 項及び第 (2) 項に関連して生じる費用の支払い。
    - (d) 保険者又は引受け代理店に、主要な損害保険基金を設立し、ミャンマー経

済銀行にその口座を開設するよう指示するものとする。

13. 監査役会は、保険仲立人に、省が随時定める額のチャット又は外貨で専門職業人賠償責任保険に加入するよう指示するものとする。
14. 監査役会は、
  - (a) 省が随時定める違反のいずれかについて当該保険業の幹部が有罪判決を受けた場合は、保険者、引受け代理店又は保険仲立人に対してその者を解雇するよう指示するものとする。
  - (b) 保険者又は引受け代理店がその事業を廃止した場合、又は事業免許を取り消された場合、保険業に関して賠償責任を果たすのに十分な金額を残した上で、預金の経過利息とともに残高を返却することができる。
  - (c) 現行法に従ったしかるべき精査の後、保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を行うために適用される事業免許を、外国投資によって事業を行う会社に付与することができる。
  - (d) 事業免許を有する保険者、引受け代理店又は保険仲立人が、駐在支店を設立することを許可することができる。
  - (e) 保険者又は引受け代理店に、再保険に加入するよう指示するものとする。
  - (f) 保険の技術及び事業を成功させ優れたものにするため、省の承認を得て、保険機関を設立し、国際的な保険団体と情報交換し、教育及び組織的な活動を実施することができる。
  - (g) 会計年度終了後 4 ヶ月以内に、業績報告書を省に提出するものとする。

## 第 5 章

### 事業免許の申請及びその付与

15. 保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を行おうとする者は、ミャンマー会社法又は特別会社法（1950 年）に従い法人化及び登記された会社を有するものとする。
16. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、申請書式（ah-ma-kha 1）の項目を完全かつ正確に記入し、必要な裏付け書類を添えて監査役会に事業免許を申請するものとする。
17. 監査役会は、
  - (a) 提出された事業免許申請書及び書類に記載された項目が、完全かつ正確であるか精査するものとする。
  - (b) 申請書に記載された項目に関して、必要に応じて申請者と面談することができる。
  - (c) 当該事業免許を付与するか否かを決定し、決定に応じて、申請者に書面で通知するものとする。
18. 事業免許を申請した保険者又は引受け代理店は、免許付与の通知を受領後 30 日以内に、監査役会の指示に従い以下を支払うものとする。
  - (a) 規則 6 に規定される払込資本
  - (b) 規則 7 付則 (a) に規定される預け入れ金
  - (c) 免許手数料
19. 事業免許を申請した保険仲立人は、免許付与の通知を受け取り次第、監査役会の指示に従い免許手数料を支払うものとする。

20. 外国投資により事業を行う会社は、保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業の免許付与の通知を受け取り次第、監査役会の規定及び指示に従い、払込資本、預け入れ金及び免許手数料を支払うものとする。
21. 監査役会は、保険者、引受け代理店又は保険仲立人から払込資本、預け入れ金及び免許手数料が支払い済であることを裏付ける書類が提出されてから 15 日以内に、書式 (ah-ma-kha 2) にて、当該事業免許を付与するものとする。
22. 事業免許手数料は 300 万チャット、年間手数料は 100 万チャットである。
23. 事業免許を有する保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、
  - (a) 事業免許が付与された日から 1 年の保有期間が終了するたびに、監査役会の指示に従い、年間手数料を支払うものとする。
  - (b) 付則 (a) の要件の遵守を怠った場合、1 年の保有期間終了後、3,000 チャットの遅延料を支払うものとする。
24. 遅延料の計算にあたり、1 年未満の期間は 1 年間とみなす。
25. 原本を紛失又は滅失したために事業免許複製の申請がなされた場合、監査役会は、申請者に 1 万チャットの罰金を科した後、複製であるという正式印のある書式 (ah-ma-kha 2) にて免許を精査し、発行するものとする。
26. 外国投資により事業を行う会社は、保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業の免許に関して、監査役会の規定及び指示に従い、年間手数料、遅延料及び罰金を支払うものとする。
27.
  - (a) 監査役会は、事業免許を有する保険者、引受け代理店又は保険仲立人が遵守すべき条件を、事業免許で定めるものとする。
  - (b) 事業免許を有する保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、上記により定められた条件を遵守するものとする。
28. 監査役会は、事業免許の付与又は取り消しについて、個別の事案ごとに Myanmar Gazette (官報) で公示するものとする。

## 第 6 章

### 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の職務

29. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、
  - (a) 監査役会に対し、使用する書式、提案書、約款、保険料率及び関連する書類を作成し提出するものとする。
  - (b) 監査役会の承認を得た書式、提案書、約款、保険料率及び関連する書類を使用するものとする。
  - (c) 監査役会に許可を得た場合に限り、付則 (b) に基づき承認済みの書式、提案書、約款、保険料率及び関連する書類の変更を行うものとする。
30. 保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、
  - (a) 保険種別に応じて保険契約台帳を保存するものとする。
  - (b) 契約者に対する賠償責任の記録を保存するものとする。
  - (c) 監査役会の要求があった場合、株主に関連する株式の情報を提供するものとする。
  - (d) 契約内容を知る法的な権利を有する者からの約款に関する問い合わせに回答するものとする。

- (e) 監査役会が規定する適性を満たす者を、保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業の幹部として選任するものとする。
  - (f) 新たな保険業に対する委任権が停止された場合でも、規定に従い、保険契約台帳、案件記録、会計帳簿を保存し保険基金を維持するものとする。
31. 保険者又は引受け代理店は、
- (a) 法律第 12 条項目 (d) に従い実施される保険数理評価の報告に関して、監査役会の指示に従い、別の保険計理人とともに再評価を実施するものとする。
  - (b) 付則 (a) に従い発生した費用を負担するものとする。
  - (c) 保険数理評価報告書に記載された提案及び提言に従い、生命保険業を行うものとする。
  - (d) 生命保険契約者に関する情報及び事実について秘密を保持するものとする。
  - (e) 賠償責任を果たすために十分な資産を有するよう備えるものとする。
32. 保険者又は引受け代理店は、
- (a) 全ての生命保険料を個別に管理するものとする。
  - (b) 生命保険に関する費用に加え、生命保険収入より、相応の比率で一般管理費を負担するものとする。
  - (c) 収入剰余金によって生命保険基金を設立するものとする。
33. 保険者又は引受け代理店は、
- (a) 保険種別に応じて監査役会が承認した投資プログラム及び投資事業を行うものとする。
  - (b) 保険基金の資産を他の資産と分けて管理するものとする。
  - (c) 監査役会の要求があった場合、資産に関する裏付け書類を 14 日以内提出するものとする。
  - (d) 保険業に関する事実及び数値をまとめ、監査役会に提出するものとする。
  - (e) 当該引受け年度の終了後 4 ヶ月以内に、書式 (ah-ma-kha 3) で作成した最終監査結果及びその他会計書類を業績報告書とともに監査役会に提出するものとする。

## 第 7 章

### 監査

- 34. (a) 監査役会は、会計検査院長官と協議のうえ、監査において準拠すべき方法を定めることができる。
  - (b) 監査人は、上記で定められた方法に従うものとする。
35. 監査役会は、
- (a) 上記で定められた方法に従わない監査人に対し、監査の継続を禁止することができる。
  - (b) 元の監査人が、付則 (a) に従いそれ以上の監査を禁止された場合、別の監査人に監査を指示することができる。
36. 監査役会の指示に従って実施された監査の拡大、再監査又は調査に関して発生した費用は、当該企業が支払うものとする。

## 第 8 章

### 清算

37. (a) 監査役会が、法律第 17 条に従い保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業の免許を取り消す場合、ミャンマー会社法の規定に従い、清算人を任命し、当該企業の清算について裁判所の許可を得るものとする。
- (b) 清算人は、当該企業に関する清算命令を発するよう管轄裁判所に申請するものとする。
38. 管轄裁判所は、
- (a) 規則 37 付則 (b) に基づき提出された申請に関して、いかなる異議申し立ても考慮せず、清算命令を発するものとする。
- (b) 命令の発布後、ミャンマー会社法の規定に従い手続きを進めるものとする。
39. 清算人は、
- (a) 当該企業の精算にあたり、当該企業の賠償責任を果たし費用を清算する目的でのみ、資産及び預け入れ金の処分及び支出を行う権利を有する。
- (b) 精算に関するプログラム及び報告書を、規定に従い監査役会に提出するものとする。
40. 保険者又は引受け代理店は、その賠償責任を完全に果たすため、裁判所の命令に従い資産を補充するものとする。

## 第 9 章

### 調査及び措置

41. 監査役会は、
- (a) 保険者、引受け代理店又は保険仲立人が、ミャンマー会社法のいかなる規定にかかわらず、法律の規定及び本規則を遵守しているかどうか調査するため、監査役会役員 3 名、又は監査役会役員 1 名及び外部専門家 2 名から成る調査委員会を任命することができる。
- (b) 付則 (a) に基づき任命された調査委員会の職務、権限及び任期を決定するものとする。
- (c) 必要に応じて、随時又は個別の事案ごとに 2 つ以上の委員会を任命することができる。
42. 調査委員会は、
- (a) 調査のために監査役会が随時定める手続きに従うものとする。
- (b) 以下のものを利用する権利を有する。
- (1) 会計帳簿及び記録
- (2) 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の事務所
- (c) 保険者、引受け代理店又は保険仲立人と取引関係にある者を取り調べ、審査に必要な裏付け書類及び記録を作成するよう要求することができる。
- (d) 事業免許なしに保険業、引受け代理店業又は保険仲立人業を行っていると思われる者を取り調べ、その者に審査のための裏付け書類及び記録を作成させることができる。

- (e) 委員全員が署名した結果報告書を、委員の意見とともに監査役会に提出するものとする。
43. 監査役会は、
- (a) 調査委員会により提出された報告書を精査した後、法律第 17 条に記載された規定への違反が確認された場合は、当該事業免許を取り消すことができる。
- (b) 法律第 21 条に記載された規定への違反が確認された場合は、法律第 22 条に基づき行政命令を発することができる。
44. 監査役会は、省の承認を得て、行政措置に基づき科される罰金を決定することができる。
45. (a) 事業免許を、一時的に一定期間停止された保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、その期間の終了時に免許の再認証を監査役会に申請するものとする。
- (b) 監査役会は、付則 (a) に基づき提出された申請を精査した後、規定に適合する場合は罰金 1 万チャットの支払いをもって免許を再認証するものとする。

## 第 10 章

### 不服申し立て

46. 監査役会が、法律第 17 条又は 22 条に基づき発した命令に不満がある者は、上記命令の発布後 30 日以内に、省に不服を申し立てることができる。
47. 省は、
- (a) 申立人又は法廷代理人が、書面により不服を申し立てることを許可することができる。
- (b) 必要に応じ、監査役会に対して意見の送付を求めることができる。
- (c) 監査役会の命令を認める、無効とする又は改定することができる。
- (d) 下された決定を申立人に書面で通知するものとする。
48. 省の決定が、最終的かつ決定的なものとなる。

## 第 11 章

### 雑則

49. 保険者又は引受け代理店は、以下から得られる利息を受け取る権利を有する。
- (a) 払込資本
- (b) 預け入れ金
50. 被保険利益を持たない者との間で締結された保険契約は無効とみなす。
51. 事業免許を有する保険者、引受け代理店又は保険仲立人は、保険の技術及び事業の発展と普及のため、監査役会と協力するものとする。

(Sd)ウィン・ティン准将

財務歳入相

## 保険業規則

### 目次

| No. | 項目                       | 頁       |
|-----|--------------------------|---------|
| 1   | 第1章 表題及び定義               | 1       |
| 2   | 第2章 保険業監査役会の設置           | 2       |
| 3   | 第3章 保険業監査役会会議の招集         | 2       |
| 4   | 第4章 監査役会の職務及び権限          | 3 - 6   |
| 5   | 第5章 事業免許の申請及びその付与        | 6 - 9   |
| 6   | 第6章 保険者、引受け代理店又は保険仲立人の職務 | 9 - 11  |
| 7   | 第7章 監査                   | 11 - 12 |
| 8   | 第8章 精算                   | 12 - 13 |
| 9   | 第9章 調査及び措置               | 13 - 15 |
| 10  | 第10章 不服申し立て              | 15      |
| 11  | 第11章 雑則                  | 15 - 16 |
| 12  | 書式                       |         |

**(4) The Government Of The Union of Myanmar Ministry Of Finance And Revenue**

**The Government Of The Union of Myanmar Ministry Of Finance And Revenue**

**Notification**

**No.(64/2003)**

**Yangon, the 2<sup>nd</sup> Waxing of Kason . 1365 ME**

**(2<sup>nd</sup> May,2003)**

The Ministry Of Finance and Revenue in exercise of the powers conferred under sub-section (a) of section 41 of the Myanma Insurance Law and with the approval in the Cabinet meeting 14/2003 held on 2<sup>nd</sup> May, 2003 by the Government of the Union of Myanmar makes the following Rules.

**Chapter I**

**Title and Definition**

1. These Rules shall be called the Third-Party Liability insurance Rules.
2. The expressions contained in these Rules shall have the same meanings as defined in the Myanma Insurance Law. Moreover the following expressions shall have the meanings as defined hereunder.
  - (a) Third Party means any other person than an Insured and the Insurer under these Rules.
  - (b) Motor Vehicle means a vehicle or machine capable of being driven to move by means of mechanical, electrical of some other power.
  - (c) Insured means a person having paid premium for Third-Party Liability Insurance under these Rules.
  - (d) Premium means a consideration payable for Third-Party Liability Insurance.
  - (e) Victim means a person who deceases, sustains injury or whose property is damaged because of a motor vehicle insured. This expression also includes the legal beneficiary to the Deceased.
  - (f) Property means all properties both moveable and immoveable including an animal expect human-beings.
  - (g) Indemnity means a sum of money determined by the Myanma Insurance as payable to a Victim.
  - (h) Registration Authority means the organization entitled to register motor vehicles.

**Chapter 2**

**Duties of a Motor Vehicle owner**

3. A motor vehicle owner shall :-
  - (a) pursuant to section 15 of the Myanma Insurance Law, have his vehicle compulsorily insured with the Myanma Insurance against third-party liability.
  - (b) pay the premium charged by the Myanma Insurance to it or the organization authorised thereby on registration of his motor vehicle or renewal of the registration.

- (c) apply to the Myanmar Insurance if he so desires for exemption from payment of premium for the period for which he was permitted by the registration authority not to renew the registration.
  - (d) pay to the Myanmar Insurance in a lump sum the premium due and the fine for the period not exempted by the registration authority.
4. A motor vehicle owner shall :-
- (a) pay to the Myanmar Insurance in a lump sum the premium and the fine charged thereby in respect of his failure to have his vehicle insured against third-party liability.
  - (b) in the event of an accident caused by or in connection with his vehicle, report the same to the authority concerned, the police station and the Myanmar Insurance.
5. Where the Myanmar Insurance becomes liable to pay an indemnity in respect to death, bodily injury or property damage caused to a third party by a motor vehicle for which no premium had been paid, the owner thereof shall pay to the Myanmar Insurance the premium due together with the fine and all the expenses incurred.

### **Chapter 3**

#### **Duties and rights of a Victim**

6. Where a motor vehicle causes death, bodily injury or property damage to a third-party or the Insured, the Victim shall claim the indemnity from the Myanmar Insurance in the prescribed forms within the periods stipulated below:-
- (a) 12 months from the date of death following the accident.
  - (b) 24 months from the date of accident for a bodily injury and
  - (c) 12 months from the date of accident for damage to property.
7. The Victim is entitled to
- (a) the level of indemnity determined by the Myanmar Insurance.
  - (b) apply to the Myanmar Insurance with a duly executed affidavit or on oath for consideration by giving a valid reason why he had failed to file the claim within the period stipulated by the Rule 6, in case he failed to claim in time.
  - (c) the indemnity, only after the lapse of 24 months from the date of accident in the event of the Deceased's body not being recovered.
  - (d) plead to the Ministry unless he is satisfied with the final decision of the Myanmar Insurance in connection with the indemnity claimed.

### **Chapter 4**

#### **Duties and Rights of the Myanmar Insurance**

8. The Myanmar Insurance may:-
- (a) cooperate and coordinate with other governmental organizations for the purpose of effecting third-party liability insurance as well as a claim for indemnity.
  - (b) communicate and cooperate with the relevant organizations situated within and without Myanmar for the purpose of effecting third-party liability insurance and disbursement of indemnity in respect of motor vehicles entering or leaving Myanmar.

- (c) after a due scrutiny pay or reject the claim.
- (d) interrogate the persons concerned in connection with a claim for indemnity.
- (e) for the purpose of the third-party liability insurance, fix and revise the following:-
  - (a) premium rate
  - (b) rate of indemnity
  - (c) rate of fine and
  - (d) commission rate

The scale of indemnities shall be fixed with the approval of the Ministry by notification in the official Gazette.

- (f) impose a fine on the owner for failing to effect third-party liability insurance for his motor vehicle.
  - (g) fix and revise premium rates and a scale of indemnities either in foreign exchange or Myanmar kyats and prescribe and revise the procedures to be followed and the terms and conditions to be observed in respect of a foreign motor vehicle entering or passing through Myanmar. The scale of indemnities shall be determined with the approval of the Ministry by notification in the official Gazette.
  - (h) charge the premium in foreign exchange in respect of a foreign motor vehicle entering of passing through Myanmar.
9. The Myanma Insurance shall pay the indemnity to the Victim in the following order:-
- (a) the Deceased's
    - (1) legal spouse
    - (2) offspring (including adopted children)
    - (3) parents
    - (4) brothers and sisters
    - (5) legal inheritor in accordance with the customary law of the Deceased, in case the Deceased had no brother nor sister
    - (6) in the case of a dispute about the question of law as regards the legal inheritor in (5) above, the beneficiary finally sanctioned by a court of law having jurisdiction over such a case.

Explanation - In the case of the death of a religious person, or a person engaged in religious affairs, the indemnitee shall be the person selected by the highest personage or the highest religious organization of the Deceased's faith who are entitled to make such a selection.

- (b) the Injured,
- (c) the Owner of the property damaged.

Explanation – Provided that nothing in this Rule shall apply to the damage to and loss of the property carried on the motor vehicle and cash, jewellery and personal effects carried by the Victim.

10. The Myanma Insurance shall indemnify the Victim in respect of death, bodily injury or property damage caused to a third-party by a motor vehicle for which no premium had been paid.

11. Where a motor vehicle owner fails to pay, pursuant to these Rules, premium, fine and expenses payable to the Myanma Insurance, it is entitled to cause the owner to pay the unpaid amount as being the land revenue remaining unpaid.

### **Chapter 5**

#### **Duties of the Myanma Police Force**

12. Where a motor vehicle in an accident causes death, bodily injury or property damage to a third-party or the Insured the relevant police station shall:-

- (a) assign a policeman to go immediately to the scene of the accident and inspect it.
- (b) report immediately to the Myanma Insurance in the prescribed forms, fully stating the following:-
  - (1) number and date of the first information report
  - (2) where and how the accident had occurred
  - (3) names, national registration numbers and addresses of the driver and owner of the motor vehicle concerned together with its registration number.
  - (4) names, national registration number and address of the Deceased, the Injured or the Owner of the property damaged.
  - (5) a list of the properties damaged and estimated value there of in case properties are damaged and
  - (6) their finding and opinion about the accident

### **Chapter 6**

#### **Miscellaneous**

13. The Myanma Insurance shall cause other governmental organizations to enable the drivers and conductors to be insured with the Myanma Insurance against third-party liability in pursuance of the Motor Traffic Act 1964 and the Motor Traffic Rules.

14. The Myanma Insurance shall not be liable to pay any indemnity in respect of death, bodily injury or property damage directly or indirectly caused by or attributed to

- (a) the deliberate act of the Deceased, the Injured or the Owner of the property damaged
- (b) the outbreak of a war or warlike operations
- (c) a strike
- (d) a riot and
- (e) insurrection and insurgency

15. The hospital concerned under the Ministry of Health shall furnish a medical report to the Victim in respect of death or bodily injury caused to a third-party or the Insured by a motor vehicle.

16. The Ministry may set up and assign a requisite body to enable the Myanma Insurance implement the provisions of these Rules.

17. Whoever fraudulently collects, attempts to collect or abets the claimant to collect a third-party liability insurance indemnity from the Myanma Insurance shall be prosecuted in accordance with the existing laws.

18. The Third-Party Liability Rules (Pyithu Hluttaw Rules No.4 of 1976) are hereby repealed by these Rules.

(Major General Hla Tun)  
Minister

Third-Party Liability Insurance Rules  
Contents

| No. | Particular                                | Page  |
|-----|---|-------|
| 1   | Title and Definition                      | 1 - 2 |
| 2   | Duties of a Motor Vehicle owner           | 2 - 3 |
| 3   | Duties and rights of a Victim             | 3     |
| 4   | Duties and Rights of the Myanma Insurance | 4 - 6 |
| 5   | Duties of the Myanma Police Force         | 6     |
| 6   | Miscellaneous                             | 6 - 7 |

#### (4) ミャンマー連邦政府 財務歳入省 通知

ミャンマー連邦政府

財務歳入省

通知第 (64/2003)

ヤンゴン、ミャンマー暦 1365 年 Kason 月白分 2 日

(西暦 2003 年 5 月 2 日)

財務歳入省は、ミャンマ保険公社法第 41 条項目 (a) に基づき付与された権限を行使し、ミャンマー連邦政府が 2003 年 5 月 2 日に開催した閣議 14/2003 の承認を得て、以下の規則を定める。

### 第 1 章

#### 表題及び定義

1. 本規則の名称を第三者賠償責任保険規則とする。
2. 本規則に含まれる用語は、ミャンマ保険公社法で定義されている用語と同じ意味を有する。また、以下の用語は下記の意味を有する。
  - (a) **第三者**とは、本法律に基づく被保険者及び保険者以外の者をいう。
  - (b) **自動車**とは、機械、電気などを動力として駆動させ、移動することができる車両又は機械をいう。
  - (c) **被保険者**とは、本規則に基づき第三者賠償責任保険に保険料を支払っている者をいう。
  - (d) **保険料**とは、第三者賠償責任保険に支払われる約因をいう。
  - (e) **被害者**とは、死亡者、負傷者又は保険加入済の自動車により財産に損害を受けた者をいう。この用語には、死亡者の法定保険金受取人も含まれる。
  - (f) **財産**とは、人間以外の動物を含む全ての動産及び不動産をいう。
  - (g) **補償金**とは、被害者に対する支払い金としてミャンマー保険公社が決定した金額をいう。
  - (h) **登録局**とは、自動車登録を行う権利を有する組織をいう。

### 第 2 章

#### 自動車の所有者の義務

3. 自動車の所有者は、

- (a) ミャンマー保険公社法第 15 条の定めるところにより、自身の自動車について、強制的に、第三者賠償責任に対する保険契約をミャンマー保険公社と締結するものとする。
  - (b) ミャンマー保険公社より請求された保険料を、自動車の登録又は登録更新に際して、ミャンマー保険公社又はミャンマー保険公社の認可を受けた組織に支払うものとする。
  - (c) 登録局が登録を更新しなくてもよいと認めた期間に対して保険料の支払い免除を受けようとする場合は、ミャンマー保険公社に申請するものとする。
  - (d) 登録局により免除されていない期間に支払うべき保険料及び罰金を、ミャンマー保険公社に一括して支払うものとする。
4. 自動車の所有者は、
- (a) 自身の自動車に第三者賠償責任に対する保険を付保しなかったことにより請求された保険料及び罰金を、ミャンマー保険公社に一括して支払うものとする。
  - (b) 自身の自動車に起因して又は関係して発生した事故では、関係機関、警察及びミャンマー保険公社にその旨を報告するものとする。
5. 保険料の支払いがなされていなかった自動車によって生じた第三者に対する死亡、人身傷害又は物損に関して、ミャンマー保険公社に補償金の支払い義務が生じた場合、当該自動車の所有者は、罰金及び発生した全ての費用とともに、支払うべき保険料をミャンマー保険公社に支払うものとする。

### 第 3 章

#### 被害者の義務及び権利

6. 自動車により、第三者又は被保険者に対して死亡、人身傷害又は物損が生じた場合、被害者は以下に規定された期間内に所定の書式で、ミャンマー保険公社に対し補償金を請求するものとする。
- (a) 事故後の死亡日から 12 ヶ月
  - (b) 人身傷害が生じた事故の日から 24 ヶ月
  - (c) 物損が生じた事故の日から 12 ヶ月
7. 被害者は、
- (a) ミャンマー保険公社が決定した補償額を受け取る権利を有する。

- (b) 規則 6 に規定された期間内に請求を行わなかった場合、請求できなかった正当な理由を提出することにより、正式に作成された宣誓供述書又は斟酌を求めた宣誓をもってミャンマー保険公社に補償金を申請する権利を有する。
- (c) 遺体が回収されなかった場合は、事故の日から 24 ヶ月を経過した後でのみ、補償金を受け取る権利を有する。
- (d) 請求した補償金に関するミャンマー保険公社の最終決定を不服とする限り、省に嘆願する権利を有する。

#### 第 4 章

##### ミャンマー保険公社の職務及び権利

8. ミャンマー保険公社は、
- (a) 第三者賠償責任保険を付保し、補償金の請求に対して支払いを行うことを目的として、他の政府機関と協力することができる。
  - (b) ミャンマーに入出国する自動車に関して、第三者賠償責任保険を付保し補償金を支払うことを目的として、ミャンマー国内外に所在する関係機関と情報交換し協力することができる。
  - (c) しかるべき精査の後、請求に対する支払いを行う又は拒絶することができる。
  - (d) 補償金の請求に関して関係者を取り調べることができる。
  - (e) 第三者賠償責任保険のために以下の事項を定め改定できる。
    - (a) 保険料率
    - (b) 補償率
    - (c) 罰金率
    - (d) 手数料率
- 補償範囲は、省の承認を得て、官報での通達により、定めるものとする。
- (f) 所有する自動車に第三者賠償責任保険を付保しなかった者に罰金を科すことができる。
  - (g) ミャンマーに入国又はミャンマーを通過する外国の自動車に関して、外貨又はミャンマーチャットのいずれかで保険料率及び補償範囲を定め改定すること、並びに従うべき手続き及び遵守すべき条件を定め改定することができる。補償範囲は、省の承認を得て、官報での通達により、定めるものとする。
  - (h) ミャンマーに入国又はミャンマーを通過する外国の自動車に関して、外貨で

保険料を請求することができる。

9. ミャンマー保険公社は、被害者に対し、以下の順序で補償金を支払うものとする。

(a) 死亡者の

(1) 法的な配偶者

(2) 子（養子を含む）

(3) 親

(4) 兄弟姉妹

(5) 死亡者に兄弟姉妹がいない場合は、死亡者の慣習法に基づく法定相続人

(6) 上記（5）の法定相続人に関して法律問題が争われる場合は、当該案件を管轄する裁判所によって最終的に認められた保険金受取人

説明：信仰を持つ者又は宗務に従事する者が死亡した場合、被補償者を選出する権利を有する、死亡者の信仰宗教の最高権威者又は最高位の団体によって選出された者を被補償者とする。

(b) 負傷者

(c) 損害を受けた財産の所有者

説明：ただし、本規則のいかなる条項も、自動車に備え付けられた財産並びに被害者が携帯する現金、宝石類及び所持品に対する損害及び損失には適用されない。

10. ミャンマー保険公社は、保険料の支払いがなされていなかった自動車による第三者に対する死亡、人身傷害又は物損に関して、被害者に対し補償を行うものとする。

11. 自動車の所有者が本規則に従ってミャンマー保険公社に支払うべき保険料、罰金及び費用を支払わなかった場合、ミャンマー保険公社は、所有者にその未払い金額を未払いの土地収益として支払わせる権利を有する。

## 第5章

### ミャンマー警察の職務

12. 事故において、車両により、第三者又は被保険者に対する死亡、人身傷害又は物損が生じた場合、管轄の警察署は、

(a) 事故現場に警察官を速やかに派遣し調査を行うものとする。

(b) 所定の書式に以下の事項を全て記入し、速やかにミャンマー保険公社に報告するものとする。

- (1) 一次情報報告書の番号及び日付
- (2) どこでどのような事故が発生したか
- (3) 当該自動車の登録番号と、運転者及び所有者の氏名、国民登録番号及び住所
- (4) 死亡者、負傷者又は損害を受けた財産の所有者の氏名、国民登録番号及び住所
- (5) 財産に損害が生じた場合、損害を受けた財産の一覧及び評価額
- (6) 事故に関する警察の所見及び意見

## 第6章

### 雑則

13. ミャンマー保険公社は、運転者及び車掌が自動車交通法（1964年）及び自動車交通規則に従い、第三者賠償責任に対する保険契約をミャンマー保険公社と締結できるよう、他の政府機関にこれを行わせるものとする。

14. ミャンマー保険公社は、以下の事項に直接的又は間接的に起因する死亡、人身傷害又は物損に関して、いかなる支払い義務も負わないものとする。

- (a) 死亡者、負傷者又は損害を受けた財産の所有者の意図的な行為
- (b) 戦争又は戦闘の勃発
- (c) ストライキ
- (d) 騒擾
- (e) 暴動及び反乱

15. 保健省が管轄する病院は、自動車による第三者又は被保険者の死亡又は人身傷害に関して、被害者に医療報告書を提供するものとする。

16. 省は、ミャンマー保険公社が本規則の規定を履行できるよう、必要な組織を設立し配置することができる。

17. ミャンマー保険公社から、第三者損害賠償責任保険の補償金を不正に得る者、得ようとする者又は請求者にこれを得るよう教唆する者は、現行法に従い起訴されるものとする。

18. 第三者賠償責任規則（人民院規則 1976 年第 4 号）を、本規則をもってここに廃止する。

(ラー・トゥン少将)

財務歳入相

### 第三者賠償責任保険規則

#### 目次

| 番号 | 項目               | 頁     |
|----|------------------|-------|
| 1  | 表題及び定義           | 1 - 2 |
| 2  | 自動車の所有者の義務       | 2 - 3 |
| 3  | 被害者の義務及び権利       | 3     |
| 4  | ミャンマー保険公社の職務及び権利 | 4 - 6 |
| 5  | ミャンマー警察の職務       | 6     |
| 6  | 雑則               | 6 - 7 |

### ANNEX 3. 外資保険会社の活動概要一覧

| No. | 駐在員事務所設置の会社名 (生命保険)                                    | 本社所在国  | 登録年月日         | 主な保険事業 | 主な活動                              |
|-----|--|--------|---------------|--------|-----------------------------------|
| 1   | 太陽生命保険(株)  | 日本     | 2012年 4月 4日   | 生命保険   | 医療保険等の開発・販売支援                     |
| 2   | AIA Company Limited                                    | 香港     | 2012年 12月 6日  | 生命保険   | FROの窓口。外資保険会社に行政情報を提供。            |
| 3   | Prudential Holdings Limited                            | 英国     | 2013年 6月 25日  | 生命保険   | 保険市場の情報収集、行政機関等への情報提供             |
| 4   | Manulife Financial Life Insurance Ltd. (Asia)          | カナダ    | 2013年 7月 23日  | 生命保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 5   | Metlife Asia Co., Ltd.                                 | 米国     | 2013年 10月 7日  | 生命保険   | 保険市場の情報収集、行政機関等への情報提供             |
| 6   | The Great Eastern Life Assurance Co., Ltd.             | シンガポール | 2013年 12月 17日 | 生命保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 7   | Muang Thai Life Assurance Public Company Limited       | タイ     | 2014年 1月 21日  | 生命保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 8   | Shin Kong Life Insurance Co.,Ltd                       | 台湾     | 2015年 5月 13日  | 生命保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 9   | Thai Life Insurance Public Co., Ltd.                   | タイ     | 2015年 6月 23日  | 生命保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 10  | Samsung Life   | 韓国     | -             | 生命保険   | -                                 |
| No. | 駐在員事務所設置の会社名 (損害保険)                                    | 本社所在国  | 登録年月日         | 主な保険事業 | 主な活動                              |
| 1   | 損保ジャパン日本興亜(株)  | 日本     | 1996年 4月 18日  | 損害保険   | 国営・民間保険会社への保険開発支援・提携              |
| 2   | 東京海上日動火災保険(株)  | 日本     | 1997年 7月 21日  | 損害保険   | 保険市場の情報収集・情報提供、損害保険開発支援           |
| 3   | 三井住友海上火災保険(株)  | 日本     | 1997年 9月 30日  | 損害保険   | 保険市場の情報収集・情報提供、損害保険開発支援           |
| 4   | CHUBB INA International Holdings Ltd.(ACE)             | スイス    | 2013年 3月 29日  | 損害保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 5   | Dongbu Insurance                                       | 韓国     | 2014年 8月 6日   | 損害保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 6   | New India Assurance Co., Ltd.                          | インド    | 2014年 9月 5日   | 損害保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 7   | Allianz Global Corporate & Specialty SE                | ドイツ    | 2014年 9月 30日  | 損害保険   | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| No. | 駐在員事務所設置の会社名 (ブローカー)                                   | 本社所在国  | 登録年月日         | 主な保険事業 | 主な活動                              |
| 1   | Poe-ma Insurances                                      | フランス   | 2012年 11月 7日  | ブローカー  | 国営保険会社と再保険のアレンジ支援、医療アシスタンスの事業の展開等 |
| 2   | Pana Harrison (Asia) Pte, Ltd.                         | シンガポール | 2013年 2月 26日  | ブローカー  | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 3   | Willis Group Co.,Ltd.                                  | 英国     | 2014年 1月 14日  | ブローカー  | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 4   | K.M Dastur & Company Private Ltd. (KMD)                | インド    | 2014年 7月 31日  | ブローカー  | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 5   | Jardine Lloyd Thompson Limited (JLT)                   | 英国     | 2015年 4月 8日   | ブローカー  | 保険市場の情報収集、情報提供                    |
| 6   | Marsh Insurance Pte Ltd.(Marsh & McLennan Companies)   | 米国     | 2015年 8月 7日   | ブローカー  | 保険市場の情報収集、ミャンマー進出の海外企業へ保険情報を提供    |
| 7   | AEGIS Management Consultant & Insurance Agency Co.,Ltd | ベトナム   | 2015年 9月 22日  | ブローカー  | 保険市場の情報収集、情報提供                    |

※ミャンマ連邦共和国、計画・財務省 金融規制局 (FRD) と外国保険会社任意団体 (Foreign Representative Offices)入手資料よりリスト確認、FRD の資料により、登録年月日を確認：登録年月日順に調査団作成。各保険会社の駐在員事務所の活動状況は、各保険会社の HP 等の開示資料と FRO からの入手資料及びインタビュー (太陽生命保険(株)、AIA、Metlife、Poe-ma Ins.、Marsh) に基づき調査団作成 (2017年5月)。

## ANNEX 4. 現地調査日程

現地調査(2017年2月25日～2017年3月28日)

| No | 日付    |   | 内容及び訪問先等  | 滞在先                          |
|----|-------|---|---|------------------------------|
| 1  | 2月25日 | 土 | 東京出発  | Tokyo/Yangon                 |
| 2  | 2月26日 | 日 | 調査内容の準備及び通訳者との打合せ   | Yangon                       |
| 3  | 2月27日 | 月 | 損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所<br>在ミャンマー日本大使館(挨拶・打合せ)  | Yangon<br>Yangon             |
| 4  | 2月28日 | 火 | IKBZ Insurance<br>Myanma Insurance<br>First National Insurance  | Yangon<br>Yangon<br>Yangon   |
| 5  | 3月1日  | 水 | 損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所<br>U Sein Minn<br>Aung Thistar Oo Insurance   | Yangon<br>Yangon<br>Yangon   |
| 6  | 3月2日  | 木 | ミャンマー国内休日(資料整理)   | Yangon                       |
| 7  | 3月3日  | 金 | IBRB FRD、Ministry of Planning and Finance   | Nay Pyi Taw                  |
| 8  | 3月4日  | 土 | 資料整理  | Yangon                       |
| 9  | 3月5日  | 日 | 資料整理  | Yangon                       |
| 10 | 3月6日  | 月 | 損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所<br>Excellent Fortune Insurance  | Yangon<br>Yangon             |
| 11 | 3月7日  | 火 | Dr. Maung Maung Thein(計画・財務省元副大臣)<br>太陽生命保険(株)  | Yangon<br>Yangon             |
| 12 | 3月8日  | 水 | Global World Insurance<br>Standard Solution<br>Grand Guardian Insurance                                       | Yangon<br>Yangon<br>Yangon   |
| 13 | 3月9日  | 木 | FRD, Ministry of Planning and Finance   | Nay Pyi Taw                  |
| 14 | 3月10日 | 金 | AYA Insurance<br>損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所  | Yangon<br>Yangon             |
| 15 | 3月11日 | 土 | 資料整理  | Yangon                       |
| 16 | 3月12日 | 日 | 資料整理  | Yangon                       |
| 17 | 3月13日 | 月 | Thilawa SEZ(ティラワ経済特区)<br>UMFCCI(JICA & Association)   | Thilawa SEZ/Yangon<br>Yangon |
| 18 | 3月14日 | 火 | Aung Myint Moe Min Insurance<br>損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所<br>損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所                        | Yangon<br>Yangon<br>Yangon   |
| 19 | 3月15日 | 水 | Citizen Business Insurance<br>Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry                | Yangon<br>Yangon             |
| 20 | 3月16日 | 木 | AIA Rep. Office & FRO Leader<br>Marsh Rep. Office   | Yangon<br>Yangon             |
| 21 | 3月17日 | 金 | Metlife Rep. Office<br>Poe-ma Insurance Rep. Office   | Yangon<br>Yangon             |
| 22 | 3月18日 | 土 | 資料整理  | Yangon                       |
| 23 | 3月19日 | 日 | 資料整理  | Yangon                       |
| 24 | 3月20日 | 月 | SOMPO (SOMPO) office Yangon<br>MJI Enterprise   | Yangon<br>Yangon             |
| 25 | 3月21日 | 火 | World Bank(Hilton Hotel)<br>Asia Development Bank (Park Royal Hotel)<br>FRD, Ministry of Planning and Finance | Nay Pyi Taw                  |
| 26 | 3月22日 | 水 | IBRB (2 Board member :GGI)<br>Myanma Insurance  | Yangon<br>Yangon             |
| 27 | 3月23日 | 木 | Capital Life Insurance<br>Young Insurance Global  | Yangon<br>Yangon             |
| 28 | 3月24日 | 金 | Aeon Microfinance Co.,LTD.<br>損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所   | Yangon<br>Yangon             |
| 29 | 3月25日 | 土 | 資料整理  | Yangon                       |
| 30 | 3月26日 | 日 | 資料整理  | Yangon                       |
| 31 | 3月27日 | 月 | JICA ミャンマー事務所(調査概要報告)<br>在ミャンマー日本大使館(調査概要報告)  | Yangon<br>Yangon             |
| 32 | 3月28日 | 火 | 東京帰国  | Tokyo                        |

## ANNEX 5. 現地調査面談組織（役職・部門）

組織名（役職・部門） / 有識者（訪問の順番に記載）（1）

損保ジャパン日本興亜(株) ミャンマー駐在員事務所

在ミャンマー日本大使館と独立行政法人国際協力機構(ミャンマー事務所)

IKBZ Insurance (Chief Financial Officer, General Manager (Operation Division) 、  
Assistant General Manager (Marketing Department))

Myanma Insurance (MI) (General Manager, Deputy General Manager, Assistan General Manager)

First National Insurance (Deputy Managing Director Operations、  
Senior General Manager Underwriting Department)

U Sein Minn (Former MI. Genral Manager) (Advisor Taiyo Life Insurance )

Aung Thistar Oo Insurance (Deputy Managing Director、General Manager)

IBRB Member Kyin Htay (GGI) (fromer M.I. D. of G.M.)

IBRB Member Htay Paing (GGI) (former M.I. D. of G.M.)

IBRB Member U Win Myint Han (former M.I.of G.M.)

IBRB Member Daw Kyin Htay (fromer M.I. of D.of G.M.)

Ministry of Planning and Finance、Financial Regulatory Department (Director)

Myanmar Agricultural Developmment Bank (Managing Director )

Ministry of Tanasport and communications Department of Meteorogy and Hydrology (Director)

Department of Meteorogy and Hydrology (Staff Officer)

Excellent Fortune Insurance (Manager)

Excellent Fortune Development Group Company (General Manager)

在ミャンマー日本大使館

独立行政法人国際協力機構(JICA証券市場専門家)

保険監督者国際機構(政策顧問)

損保ジャパン日本興亜(株)ミャンマー駐在員事務所(部長、課長)

太陽生命保険(株)ミャンマー駐在員事務所(所長)

東京海上日動火災保険(株)ミャンマー駐在員事務所(部長、所長)

三井住友海上保険(株)ミャンマー駐在員事務所(部長、課長)

Dr. Maung Maung Thein (元計画・財務省副大臣)

太陽生命保険(株)ミャンマー駐在員事務所 (所長)

Global World Insurance (Director, Deputy General Manager Business Development Divison  
Deputy General Manager, Assistant General Manager, Assistant Manager  
Account Department)

組織名(役職・部門) / 有識者(訪問の順番に記載) (2)

Standard Solution (Managing Director, Partner, Advisory Services)

Grand Guardian Insurance (Managing Director,  
Deputy Managing Director Property & Marine Business)

Ministry of Planning and Finance  
Financial Regulatory Department (Director General, Deputy Director General,  
Director, Deputy Director)

AYA Insurance (Managing Director, Deputy General Manager, Principal Officer)

The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry  
(Survey of UNFCCI)  
JICA & Association (Myanmar-Japan Center for Human Resources Development)

Aung Myint Moe Min Insurance (General Manager, Deputy General Manager)

Citizen Business Insurance (Managing Director)

The Republic of the Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry  
Myanmar Agribusiness Public Corporation (Managing Director, Senior Advisor,  
Public Relation Manager)

AIA Rep. Office & FRO Leader (Chief Representative)

Marsh Rep. Office (Vice President, Deputy Chief Country Representative)

Metlife Rep. Office (Chief Representative)

Poe-ma Insurance Rep. Office (Country Manager, Business Development Manager)

MJI Enterprise (Chief Operation Officer, Operation Manager)

World Bank (Hilton Hotel) (Program Assistant)  
Asia Development Bank (Park Royal)  
Ministry of Planning and Finance Financial Regulatory Department (Director, Deputy Director)

IBRB of Board Member  
(Vice Chairman of GGI)  
(Assistant Director Finance & Account Department Head of GGI)

Myanma Insurance (General Manager, Assistant General Manager)

Capital Life Insurance (Head Underwriter Underwriter Department)

Young Insurance Global (Business Development Executive,  
Assistant General Manager / Principal Officer)

Aeon Microfinance Co.,LTD (Executive Director)

## **ANNEX 6. 調査団及び調査団協力者**

### <調査団>

●業務従事者 福渡 潔

SOMPOリスクアマネジメント株式会社 CSR・環境事業部

●調査団の協力者 石関 千穂

SOMPOリスクアマネジメント株式会社 CSR・環境事業部

岡田 圭司

損保ジャパン日本興亜株式会社 ヤンゴン駐在事務所

田村 亮

損保ジャパン日本興亜株式会社 ヤンゴン駐在事務所

E i E i L a t t

損保ジャパン日本興亜株式会社 ヤンゴン駐在事務所

新福 弘樹

損保ジャパン日本興亜株式会社 南アジア部

河野 親由

SOMPOホールディングス株式会社 海外事業企画部

脇 裕樹

SOMPOホールディングス株式会社 海外事業企画部

宮本 佳

SOMPOホールディングス株式会社 海外事業企画部

**Khin Khin Cho**

ミャンマー連邦共和国内の通訳、現地コーディネーター

